

2025年7月2日

第78回定期総代会議案

会議の目的事項

報告事項

1. 2024年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 1頁
2. 相互会社制度運営に関する報告の件 90頁

決議事項

- 第1号議案 2024年度剰余金処分案承認の件 93頁
- 第2号議案 定款一部変更の件 94頁
- 第3号議案 評議員承認の件 95頁
- 第4号議案 取締役11名選任の件 98頁

報告事項

1. 2024年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果等

■経営環境

当年度の日本経済は、自動車業界における販売回復に加え、賃上げに伴う所得環境の着実な改善等により個人消費が持ち直し、底堅く推移しました。

こうした環境のなか、国内の長期金利は、日本銀行が政策金利の引き上げや国債買入れの減額を実施したことなどにより、上昇基調で推移しました。日経平均株価は、2024年8月に米国の景気後退懸念等に伴い急落、その後回復したものの、国内金利の上昇や円高進行により上値の重い展開が継続し、年明けは下落基調で推移しました。ドル円為替は、日米の中央銀行における政策金利の方向感の差異等から上下に振れつつ、円高方向に推移しました。

海外においては、景気減速が緩やかに進むなか、トランプ政権の拡張的な財政政策や関税政策への期待と懸念が入り混じり、長期金利はボラタイルな状況が継続しました。NYダウ株価は、景気のソフトランディング期待や米国F R Bによる継続的な政策金利の引き下げ等により上昇したのち、トランプ政権の関税発動による景気減速懸念から下落しました。

（能登半島地震への対応）

2024年1月に発生した能登半島地震への対応として、お客さまへの安否確認および請求案内等のお見舞い活動や保険金等の迅速なお支払い等に取り組むとともに、自治体等の復興支援イベントへの協賛等を行ないました。

なかでも特に甚大な被害を受けた地域においては、当社営業拠点の復旧とあわせて、自治体等への救援物資の提供や従業員による被災地ボランティア活動への参加等に取り組みました。

■「MY Mutual Way II期」でめざす姿

（「MY Mutual Way 2030」）

2020年4月から、10年後（2030年）にめざす姿を「『ひとに健康を、まちに元気を。』最も身近なリーディング生保へ」と定めた10年計画「MY Mutual Way 2030」（2020～2029年度）を推進しています。

4つの重点戦略として「期待を超えるお客さま・地域社会価値の提供」「人とデジタルの効果的な融合」「資産運用・海外収益の中核化」「弹力的な『規律ある相互会社運営』」を定め、お客さま志向のさらなる進化を前提に、長期的に安定した経営を行ないつつ、環境変化に柔軟に対応していくことで、「社会的価値」と「経済的価値」の双方の向上をめざしています。

(「MY Mutual Way II期」)

2030年にめざす姿の実現に向け、保障とアフターフォローの提供という生命保険会社の従来の役割を大切にしながら、「生命保険会社の役割を超える」ことをめざす新たな3ヵ年プログラム「MY Mutual Way II期」を2024年4月から開始しました。

国内生命保険事業・資産運用・海外保険事業を成長領域とした「成長戦略」とこれを支える「経営基盤拡充戦略」を推進することにより、2「大」プロジェクト（「みんなの健活プロジェクト」および「地元の元気プロジェクト」）の取組みを強化し、「ヘルスケア・QOLの向上」と「地域活性化」という二つの方向にさらに役割を拡充することで、社会課題の解決への貢献とグループベースの持続的な成長をめざすとともに、お客さま・社会への還元の拡充に向けて取組みを進めました。

その結果、健全性を示すグループESR、収益性を示すグループ基礎利益、成長性を示すグループ保険料について、目標を達成するとともに増収増益を確保しました。また、成長性の基盤となる「MYリンクコーディネーター等の在籍者数」「うちアドバンス層（※1）の人数」についても、目標を上回りました。さらに、お客さま満足度調査における総合満足度（※2）は68.2%と、高水準を維持しました。

（※1）一定水準以上の生産性等を備えたMYリンクコーディネーター等（営業職員）

（※2）「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

【当年度の「MY Mutual Way II期」の進捗状況】

＜成長戦略＞

【営業サービス・フロントのさらなる強化】

[個人営業]

お客さまや地域社会から信頼されるMYリンクコーディネーター（営業職員）チャネル体制の構築に向けて、チャネルの品質・生産性の向上、お客さま接点の拡大等に取り組んでいます。

チャネルの品質・生産性の向上では、企業理念「明治安田フィロソフィー」やコンプライアンスに係る教育のさらなる充実を図るとともに、「お客さまの健康増進」や「地域社会とのつながり」をサポートするMYリンクコーディネーターの役割のいっそうの定着に取り組みました。「お客さまの健康増進」のサポートとしては健康診断・がん検診の受診勧奨や循環器病予防の啓発活動等に取り組み、「地域社会とのつながり」のサポートとしては地域住民が抱える生活課題の解決の一助となる行政サービス情報を案内する活動（行政サービス案内）等に取り組みました。行政サービス案内を展開する自治体数は、当年度末時点で637自治体（前年度末差+272自治体）となりました。また、層別の販売教育カリキュラムの見直し・運営強化、お客さまが保険に興味をもってから加入に至るまでの心の動きに寄り添う当社の基本活動モデル（SAT（※3）販売方式）に関する教育・指導を強化しました。

お客さま接点の拡大では、契約応当日にあわせたご契約内容の定期点検・情報提供活動や年複数回アクセスを推進したほか、若年層との接点創出に向けたデジタル技術とアウトバウンドコール等を組み合わせたダイレクトマーケティングに取り組みました。また、首都圏・名古屋・大阪に設置していた地域本部に加え、これ以外のすべての地域に「地域リレーション本部」を新たに設置し、各地域における自治体・地元企業・金融機関等との接点の拡大を図るとともに、関係強化に取り組

みました。具体例として、自治体との協働取組みに係る実績報告会に各本部の役員が参加し、他の自治体の事例共有や今後の協働取組みについての意見交換を行なうなどの取組みを進めました。

これらの取組みを通じて、お客さま満足度調査におけるMYリンクコーディネーターに対する満足度（※4）は72.7%と、5年連続で過去最高値を更新しました。

（※3）「創客（S）」「アプローチ（A）」「提案（T）」の略

（※4）「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

[法人営業]

業界トップシェアの団体保険や各種サービス等を通じた企業・団体の福利厚生制度のサポートに加えて、金融機関窓口販売を通じた長期資産形成を目的とした商品の提供、一般代理店を通じた経営者向け生命保険等の提供に取り組んでいます。

団体保険については、企業・団体の従業員・所属員に対するWEBによる加入案内や申込手続きの導入、コールセンターによるサポートの拡充等により、加入率の向上に取り組みました。また、健康経営認定（※5）やSDGsの達成に向けた取組みをサポートするサービスやご遺族に情報提供等を行なう「MYメモリアルレター・サービス」の展開、MYリンクコーディネーターチャネルとの連携強化等により、団体保険の未取引先へのアプローチと提案の拡大に取り組みました。

こうした取組みの結果、「被保険者数（法人営業）」（※6）は順調に増加し、当年度末時点で過去最高となり、団体保険保有契約高においても、引き続き国内シェアNo.1を堅持しました。

金融機関窓口販売では、変化の激しい金融環境下でもお客さまの長期の資産形成ニーズにお応えするため、円貨建・外貨建の商品をそれぞれ提供しています。2024年10月には、死亡保障ニーズの高いお客さまにお応えする新たな商品として「円貨建・エブリバディプラス（そなえるタイプ）」を発売し、40を超える金融機関代理店に導入されました。さらに、後続商品として資産形成を重視する「円貨建・エブリバディプラス（ふやすタイプ）」の発売を決定し、2025年4月からの取り扱い開始に向けた金融機関への提案を進めました。また、顧客本位の業務運営に資するよう金融機関代理店の募集代理店手数料の抜本的な見直し（2025年4月1日付）、および金融機関代理店に対する長期にわたるフォローアップの要請などの取組みを進めました。なお、ターゲット型保険（円建終身保険移行特則を付加した外貨建保険）については、2024年10月に目標値設定の見直しを行ないましたが、ターゲット型保険自体を2025年4月に廃止することを決定しました。

一般代理店では、保険募集管理態勢のさらなる強化に資するよう、2024年5月から、生命保険協会の代理店業務品質評価運営の趣旨をふまえて改定した規程（2023年10月改定）を適用した募集代理店手数料の支払いを開始するとともに、保険本来の趣旨に沿った募集活動の推進や手続きの徹底等を図りました。

（※5）特に優良な健康経営®を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定する顕彰制度。なお、「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標

（※6）任意加入の（新・）団体定期保険の被保険者数（当社単独・幹事契約の本人・配偶者）

[個人事務サービス]

お客さまのさらなる利便性向上を図る取組みとして、2024年6月に、マイナンバーカードにおける

る住所・氏名等の情報を活用した「自動住所変更・氏名変更のご案内サービス」や、マイナポータルに収録された健診結果情報により健康サポート・キャッシュバックの判定等を行なう「マイナで“けんしん”提出サービス」を開始しました（両サービスの利用数は当年度末時点で 126,320 件）。加えて、第 1 回保険料に限定していたクレジットカード払いの対象を、2024 年 4 月から保障性商品の継続保険料にも拡大しました（既契約におけるクレジットカード払いへの変更件数は当年度末時点で 38,819 件）。

また、2025 年 1 月発売の「循環器病 対策 P r o」を対象として、引受査定に A I を活用した予測モデルを導入しました。傷病歴やご加入時の健康状態に基づき判断を行なう医学的な査定手法に、当社独自のリスク予測「健活未来予測モデル」を組み合わせることで、これまで以上に正確かつきめ細かな査定が可能となり、より多くのお客さまの保険契約をお引き受けすることが可能となりました。

2024 年 4 月に、営業所等における内部管理・コンプライアンス体制の高度化を目的に「総務課長」を新設し、2025 年 4 月 1 日付での配置を加え、全国 476 拠点に設置しました。「総務課長」は、営業所等の内部管理業務や MY リンクコーディネーター等へのコンプライアンス教育等の役割とともに、2 「大」プロジェクトにおける自治体連携の窓口業務のほか、2025 年 1 月からは、MY リンクコーディネーター等のメンタルヘルスケアをはじめとする営業所長をサポートする役割も担うなど、事務職員の活躍領域を拡大し、役割の高度化を進めました。今後、2027 年度始までに、原則としてすべての営業所等に配置する予定です。

[法人事務サービス]

2024 年 6 月に、個人事務サービスと同様、マイナンバーカードを活用した「自動住所変更・氏名変更のご案内サービス」を開始するとともに、マイナンバーカードの有効状態から年金受取人の生存を判断し、お客さまの指定口座にお支払いする「年金自動支払いサービス」について、個人年金保険に続き、拠出型企業年金保険および団体定期保険年金払特約を対象に追加しました。

また、2024 年 10 月の無配当総合福祉団体定期保険の引受開始にあわせて、契約者管理に係る事務・システムを新たに開発するとともに、その事務手続きに係る社内教育の推進およびお客さまからの照会受付態勢の整備を行ないました。

さらに、事務手続きのデジタル化促進のため、団体保険の団体窓口 W E B サービス「MY 法人ポータル」等の利用率を可視化した「企業保険事務効率化レポート」を新たに作成し、全国約 140 名の法人事務サービス・コンシェルジュが中心となって、団体窓口への説明活動を行ないました。

そのほか、本社・法人部それぞれの既存業務について、事務プロセスの簡素化や複雑な事務ルールの見直し等を行ない、効率化に取り組みました。

【生命保険の機能の拡張】

[保障ビジネスの高度化]

お客さまの生活の質の向上や健康寿命の延伸に貢献するため、従来の保険商品による経済的な保障に加え、お客さまの健康状態の段階（ペイシェント・ジャーニー）に沿って疾患の発症や重症化の予防、療養のサポートを提供する「Q O L 応援プログラム」の開発に取り組み、2025 年 1 月に「循

環器病 対策 Pro」を発売しました。本商品の開発にあたっては、2021年3月から、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、グループ会社の株式会社明治安田総合研究所との3者間で締結した包括連携協定に基づく共同研究を通じて得られた専門的な知見や学術的なエビデンス等を活用しました。

加えて、2024年4月に、国立研究開発法人国立がん研究センターとの間で、がんの予防・早期発見につながる情報発信や新たな検査・治療技術の研究・開発の支援等に関する包括連携協定を締結するとともに、公益財団法人日本対がん協会、株式会社明治安田総合研究所との3者間で包括連携協定を締結し、がんの適切な治療等に関する正しい知識の啓発やがん患者の生活の質（QOL）の維持・向上等に関する情報提供等の取組みの検討を進めています。

[貯蓄ビジネスの再構築]

2024年10月に、「長期的・安定的な資産形成」「長期運用のプロ集団による魅力的な受取率の実現」「専属の担当者によるアフターフォロー」を特徴とする「明治安田の資産形成シリーズ」を創設しました。このような特徴をお客さまにより分かりやすくお伝えするため、WEB動画等を活用したプロモーションを展開しました。

また、本シリーズの商品として、2024年10月に、将来の金利環境の変化にも対応できる利率変動を搭載した「明治安田の長期運用年金」を発売しました。さらに、2025年4月に発売する「円貨建・明治安田の一時払養老保険」「外貨建・明治安田の一時払養老保険」の開発等、貯蓄性商品のラインアップの拡充に取り組みました。

そのほか、企業年金制度の運用安定化ニーズに「安心・確実・安定」でお応えし、国内債券の代替として幅広くご利用いただくため、新しい団体年金保険（一般勘定）を開発しました。本商品は、「主契約の予定利率」に加え、団体年金資産の運用利回りの見通しをもとに3年ごとに設定する「上乗せ利率」と、当社の健全性に応じて還元する「配当」の「3階建て」で構成する新たな仕組みであり、約10年ぶりとなる2025年4月からの取扱い再開に向けて、本商品の提案活動に従事する法人営業担当の教育カリキュラムを刷新し、育成体制の強化に取り組みました。

[他企業・団体等との共創の推進]

新たな提供価値の創出に向けて、志を同じくする外部企業や自治体・アカデミア等の外部パートナーとの連携や協業に取り組んでいます。

外部企業との取組みでは、2025年3月に、イオン株式会社およびイオンフィナンシャルサービス株式会社との包括的パートナーシップ契約を締結しました。本提携を通じて、イオングループと当社がそれぞれ有する強みを活かし、健康増進・地域活性化に資する多様な提供価値を共創することで、「お客さまを中心とした『元気で豊かな』持続可能な社会」の実現をめざします。また、協業先である株式会社キャンサースキャンのがん検診の受診勧奨に係る知見を活用し、当社従業員向けの啓発および自治体と連携した地域住民への受診勧奨を継続するとともに、支援する自治体の拡大に向けた検討を進めました。加えて、協業を前提とした投資枠である「未来共創投資」を通じた外部企業等への出資を行なっており、本投資枠を活用してグローバル・ブレイン株式会社と設立した「明治安田未来共創投資事業有限責任組合」を通じたスタートアップ企業等への出資も行なっています。

アカデミア等との連携では、国立大学法人 弘前大学との共同研究成果をふまえ、同大学が開発した健診プログラムをベースに、誰でも参加しやすく、かつ、健康状態の理解がしやすくなるよう当社版にアレンジした健康啓発型イベント「QOL健診 明治安田 × 弘前大学」（※7）の全国での開催を2024年4月から開始しました。

（※7）「QOL健診」は弘前大学の登録商標

【資産運用の高度化と海外保険事業の拡充】

[資産運用の高度化]

資産運用においては、「資産運用立国」実現への貢献の観点もふまえ、総合収益力の強化と責任投資の強化、ならびに、これらを支える資産運用基盤の高度化および資産運用事務サービス態勢の強化に取り組んでいます。

地政学リスクが高まり、主要国の金融政策の方向性や政治情勢が変化するなど、不確実性の高い金融環境が継続するなか、資産の健全性を確保しつつ、環境の変化に応じた機動的な新規資産配分の変更および保有資産の入替えを実施しました。加えて、クオンツ・AI等の定量手法の拡充により資産運用手法の高度化を進めるとともに、プライベートアセットへの投資の拡大や海外資産の運用態勢を強化することで、海外の成長力を積極的に取り込みました。

また、社会的インパクトの創出に向けて、ESG投融資およびインパクトファイナンスを推進するとともに、当社独自のESG格付の開発・活用により、投資先との提案型対話の強化に取り組むなど、ステュワードシップ活動を高度化しました。こうした取組みの結果、2024年のPRI年次評価において、最高評価の「5つ星」を獲得しました。

加えて、資産運用専門人財の育成やデータ分析教育の充実、デジタル・AI等の先端技術の活用、米国運用拠点の機能拡充等に取り組むとともに、資産運用力の強化に向けて、2024年12月に英国大手資産運用会社であるマン・グループと戦略的パートナーシップを締結しました。

2024年10月には、「アセットオーナー・プリンシブル」の趣旨への賛同およびその受入れを表明しました。お客様の最善の利益を追求するために、資産運用態勢のさらなる高度化等に取り組むことでアセットオーナーとしての責任を果たしていきます。

[海外保険事業の拡充]

海外保険事業では、さらなる収益拡大に向け、強固な海外事業ポートフォリオの構築に取り組んでいます。

既存投資先においては、モニタリング機能の強化や各種経営支援等を通じ、各社の収益力向上・競争力強化に取り組みました。一方、2024年12月には、2025年12月31日付でのタランクス社との提携終了を発表し、保有するワルタ社およびオイロパ社の全株式をタランクス社へ譲渡することを両社で合意するなど、事業ポートフォリオ全体の見直しを進めました。

新規投資については、主要子会社であるスタンコープ社の事業基盤の強化に取り組みました。同社を通じて買収したセキュリアン社の団体年金事業の統合作業を2024年5月に完了するとともに、エレバンス・ヘルス社の団体保険子会社3社の統合作業を進めました。加えて、2024年8月には、米国損害保険大手オールステート社との間で、同社傘下の任意加入型団体保険事業を営む保険子会

社を含む2社の買収に合意し、買収契約を締結しました。

また、2025年2月には、英国大手金融サービスグループであるリーガル&ジェネラル社と戦略的業務提携を締結し、同社の米国子会社であるバナーライフ社等の買収に合意しました。これにより、北米事業では、今後、団体保険を主とするスタンコープ社と個人保険を主とするバナーライフ社の両軸で事業基盤を拡大・強化していきます。

なお、既存投資先における2024年1-12月期のグループ保険料への貢献額は6,358億円（前年同期差+1,347億円）、グループ基礎利益への貢献額は1,191億円（前年同期差+322億円）となり、いずれも過去最高額を更新しました。

＜経営基盤拡充戦略＞

【「ひと」中心経営の推進と働きがいの向上】

[人事政策]

生命保険業の事業特性をふまえ、経営環境が大きく変化するなかでもお客さまや地域社会に価値を提供し続けられるよう、長期的な雇用を重視し、内部育成を基本とする「ひと」中心経営を推進しています。

職員については、すべての層の意欲ある人財の活躍を通じた事業競争力の引き上げに向けて、「意欲や役割発揮次第で、誰でも、いつからでもチャンスのある会社」の実現をめざし、2024年4月に職員人事制度を改正しました。「課長級」等の実能資格を廃止し、担う役割や実績で支給額が決まる待遇体系に移行するとともに、勤続年数等によらず意欲のある優秀人財の積極的な登用をいっそう進めました。また、当社が中期経営計画ごとに創造した社会的価値と経済的価値に連動する「価値創造特別手当」を創設し、職員に中長期的な視点での業務遂行を促す仕組みを導入しました。さらに、「人生100年時代」において一人ひとりが活躍できる世の中をつくりあげるという社会課題の解決に向けて、2027年度に定年を70歳へ引き上げる方針を決定しました。

MYリンクコーディネーターについては、会社政策や外部環境の変化をふまえた制度の見直しを継続的に実施しており、2024年5月、10月に採用競争力の確保を企図した採用給の見直しを行なったほか、「明治安田フィロソフィーの実践・活動・業績」を長期にわたって高水準で実践する「アドバンスMYリンクコーディネーター」の認定制度を拡大し、待遇の引き上げを実施しました。加えて、メンタル不調を未然に防止するため、予兆段階から専門家によるカウンセリングを受けられる態勢を導入し、長期にわたって安心して働く環境整備に取り組みました。

なお、2025年度には、お客さま、地域社会等のステークホルダーへの還元を積極的に推進するなかで、従業員のさらなる役割発揮に向けた対応として、職員、MYリンクコーディネーターとともに、平均5%の賃上げを実施します。職員については、人財確保や役割・実績に応じた待遇の観点から、若手層や役割発揮の良好な層を中心に待遇を引き上げます。MYリンクコーディネーターについては、在籍率の向上および優秀人財の育成を企図し、入社5年以内の育成層や「アドバンスMYリンクコーディネーター」を中心に待遇を引き上げます。

[D E & I の推進]

「ひと」中心経営の推進のもと、これまでのD&IからD E & I（※8）の推進に進化させ、一人

ひとりのおかれた状況に応じ、必要な経験や情報を付与するなど、公平な機会を提供するよう取り組んでいます。

女性の活躍推進については、主要職制登用に加え、経営管理職へのさらなる登用を課題として認識し、選抜研修や役員等とのメンタリングを実施するなど候補者の育成を強化しました。その結果、女性管理職比率は35%を確保、女性経営管理職比率は9.8%と過去最高の実績となりました。

ワーク・ライフ・マネジメントの推進については、「産前パパ育休制度」の新設等、男性職員が育児休職を取得しやすい環境を整備しました。男性職員の育休取得率は、2020年度から5年連続で100%となりました。

そのほか、70歳定年延長を見据えたキャリア開発やリスキリング等を通じてシニア層の活躍を推進しました。障がい者の活躍推進については、法定雇用率(2.5%)の充足を前提に、2025年4月には4名の総合職登用を決定するなど、活躍を後押しする取組みを進めました。

(※8) ダイバーシティ(多様性)、エクイティ(公平)およびインクルージョン(包摂)を意味する用語

[健康経営の推進]

従業員の健康づくりに積極的に関与し、健康増進の取組みをいっそう促進する「MY健康宣言」の4本柱(生活習慣病・メンタルヘルス・女性の健康・アンチエイジング(※9))を中心とした健康経営を推進しています。

「生活習慣病」においては、当年度から「就業時間内禁煙」等に取り組むことで喫煙対策を強化しました。また、「女性の健康」では、2024年4月に「子宮頸がんゼロアクション」を開始、7月には「女性がん検診丸わかりガイド」を全女性従業員に配付するなど、女性がんに係る取組みを強化しました。

こうした取組みの結果、健康経営優良法人認定制度における「ホワイト500」に9年連続で認定されました。

(※9) 加齢に伴う身体機能の低下や口腔疾患の防止等に向けた取組み

【IT・デジタル投資のさらなる推進(DX戦略2.0)】

「DX戦略2.0」では、「人とデジタルの効果的な融合」の考え方のもと、お客さまと従業員の体験価値の向上に取り組んでいます。

お客さま向けの取組みでは、スマートフォンアプリ「MYほけんアプリ」に係るデザインや機能の改善に取り組むとともに、2024年10月からMYリンクコーディネーターの活動をサポートするツール「デジタル秘書 MYパレット」を全国展開し、お客さまに応対する際のデジタル支援を刷新するなど、サービス品質の向上に取り組みました。加えて、お客さまの発話を認識することでお問い合わせに対応できる対話型自動応答サービス「デジタルヒューマン」をホームページで提供し、お客さまとのコミュニケーション手段を拡充しました。

職員向けの取組みでは、生成AIをセキュアに活用できる環境で構築した当社版ChatGPT「AIアシスタント」に大規模言語モデル(LLM)「GPT-4o」を搭載するとともに、より専門的かつ正確な回答の生成をサポートする「RAG(検索拡張生成)」の活用を拡大するなど、生成AIを積極的に活用して社内業務を効率化・高度化する取組みを推進しました。

こうした取組みの結果、2024年10月に「明治安田のデザインシステム」（※10）が公益財団法人日本デザイン振興会主催のグッドデザイン賞を受賞したほか、2024年12月には生成AIの活用に向けたマネジメントや風土改革への努力等が評価され、公益社団法人企業情報化協会主催の「IT賞（マネジメント領域）」を3年連続で受賞しました。

加えて、これらの推進態勢を強化するために、全職員のIT・デジタルリテラシーに係る社内検定の実施や専門人財（IT・DX分野）の採用・育成強化に取り組んだほか、柔軟性・機動性・拡張性が高いシステム基盤をめざし、ホストシステムのオープンシステム化に向けた計画策定やデータ統合・分析基盤の整備等を推進しました。

また、2024年10月にアクセンチュア社と包括的パートナーシップ契約を締結し、当社内に新設する専担組織のもと、アクセンチュア社の伴走を受けながら、生成AI等の先端デジタル技術の全社横断的な業務実装に向けた検討・開発（モノづくり）と、これらを通じた実践的な人財育成（ヒトづくり）を取り組んでいきます。

（※10）デザインの高位均質化・開発の効率化を企図し、デザインに係るルール・リソース等を統合した仕組み

【ガバナンスの高度化とサステイナビリティ経営の推進】

[相互会社運営の高度化]

長期的かつ契約者視点に立った相互会社運営の高度化に引き続き取り組んでいます。

相互会社経営に関する情報提供と対話の拡充を目的に、契約者配当や内部留保の積み立て等に関する説明の充実に継続して取り組むなか、2024年7月の定時総代会においては、契約者配当等に関する総代からの質問に対して丁寧に回答し、2024年7月から11月に開催した総代懇談会においては、新任の総代に対して契約者配当の仕組み等について説明するなど、総代とのコミュニケーションを強化するとともに、相互会社運営に関する総代の理解向上を図りました。さらに、2025年1月および2月に全国105支社等で開催したお客さま懇談会においても、情報提供を行ないました。

また、法定ディスクロージャー誌「明治安田の現況 2024（統合報告書）」では、相互会社の強みや契約者配当の仕組みに関する特設ページを設けるとともに、社会的価値の向上と経済的価値の向上の好循環の実現に向けた取組みをまとめた、自治体・企業向けのディスクロージャー資料である「『価値創造』報告書 2024」においても記載を充実させました。

[ERM運営の実効性の向上]

経済価値ベースのソルベンシー比率（以下、ESR）の水準に応じて配当還元と投資を行なう方針に基づき、健全性を確保し、収益性・成長性とのバランスをとりながら、安定的な収益確保と企業価値向上を実現することをめざし、ERMの枠組みを経営計画の策定・運用に活用しています。

国内外の政治・経済情勢が目まぐるしく変化し、金融環境が大きく変動するなか、ERM運営会議を通じ、経営レベルでESRのモニタリングと分析および収支への影響等の確認を行ない、適時適切に対応しました。

また、2025年度決算から導入される「経済価値ベースの国内資本規制」の対応として、システム開発や関連実務の整備等の取組みを着実に進めました。

(資本政策)

健全性の確保を最重視し、引き続き財務基盤の維持・向上に取り組みました。オンバランス自己資本は、6年ぶりとなる2024年9月および2025年3月の米ドル建て劣後特約付社債（合計約5,600億円）の発行や内部留保の積み増しにより、当年度末時点で5兆544億円（前年度末差+6,859億円）となりました。

(お客さま・社会への還元)

相互会社として、事業活動から生じた剰余金については、リスクに備えて一部を内部留保として積み立てるとともに、配当等として安定的にお客さま・社会に還元する方針としています。

2023年度決算においては、2024年7月の定時総代会における決議を受け、通常配当の配当準備金として1,400億円を繰り入れたほか、長期間にわたり内部留保の積み立てに貢献いただいたご契約者に対して、内部留保への貢献度に応じて還元する「MYミューチュアル配当」の配当準備金として109億円を繰り入れました。また、地域社会活動の取組規模の拡大や新規の取組計画をふまえ、社会厚生事業増進積立金を増額しました。

[グループ経営管理態勢の強化]

足元の海外保険事業の拡充をふまえ、グループ経営管理態勢の強化を進めています。

具体的には、当社および海外保険子会社のCEO間での経営の重要事項等における確認・共有の強化を企図し、2024年10月に「海外CEO会議」を新設したことに加え、国際的に活動する保険グループに対する監督規制をベンチマークとした当社グループ経営管理態勢の検証を実施しました。また、海外保険事業分野の組織について、2025年4月1日付で企画・推進・開発の機能ごとの責任と権限の明確化を目的とした組織改正を行ないました。

グループ一体感のさらなる醸成に向け、グループメッセージ「Creating peace of mind, together」の訴求を引き続き行ないました。その結果、2024年7月から9月にかけて実施した、国内グループ会社および海外保険子会社の従業員を対象としたグループカルチャーサーベイにおいて、グループメッセージに対する理解・共感が向上したことを確認しました。

[3つのディフェンスラインの強化・高度化]

(コンプライアンス)

業務遂行のあらゆる面においてコンプライアンスを最優先するという基本的考え方のもと、コンプライアンス風土の確立やグループベースのコンプライアンス態勢の高度化に向けた取組みを進めています。

募集コンプライアンス違反の根絶に向けて、従業員の行動規範「私たちの行動原則」を活用したMYリンクコーディネーターに対するコンプライアンス教育のさらなる充実を図りました。加えて、指導者に求めるスキル・資質に関する教育を引き続き行なうことにより、MYリンクコーディネーターの活動管理を強化しました。

また、不適正契約の混入防止・検知等の実効性向上を企図し、従業員へのアンケートを通じた募集コンプライアンス違反懸念情報等の能動的な収集に加え、契約引受後のスクリーニングでは、新たに把握した不適正懸念事象を調査対象に追加するなど、調査態勢を強化しました。

さらに、「適合性に係る経営ガイドライン」等を用いて適合性確認を円滑に行なうための教育を実施するなど、お客さま本位の保険募集を推進しました。また、ご高齢のお客さまへの保険募集に関しては、ご提案時に十分な説明を行なうとともに、70歳未満のご家族の同席を推奨する運営を継続して推進しました。

募集代理店に対しても、「適合性に係る経営ガイドライン」等に基づく管理・指導を再徹底したほか、生命保険協会が策定した募集代理店における内部管理自己点検の高度化項目への各代理店の取組状況等の確認を2024年4月から開始するなど、募集管理態勢の整備・強化に取り組みました。

マネー・ローンダリング等の金融犯罪対策においては、当社およびグループベースの態勢高度化に向けて継続的に取り組みました。

(リスク管理)

業務遂行から生じるさまざまなリスクを総合的に把握・認識し、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、コントロール等のリスク管理プロセスを通じて、事業全体の統合リスク管理を推進しています。

当社ではリスク事象の影響度と蓋然性に基づき、重要度の高いリスク事象を重要リスクとして特定し、このうち経営として最も注視すべきと認識したリスク事象をトップリスクとして捉え、年度経営計画での重点実施事項として、必要な対策をあらかじめ講じることでリスクをコントロールしています。当年度は、「経済・金融環境の大幅な変化への対応不十分」「コンプライアンス違反の根絶に向けた対応の不足」「お客さまの意識・行動の変化や社会のデジタルシフト等への対応不十分」をトップリスクに設定のうえ、リスク事象発生の未然防止策やリスクが顕在化した場合における影響の軽減策を検討・推進しました。

また、重要リスクのうち、「サイバー攻撃・犯罪や重大なシステム障害」については、攻撃の検知・監視、技術的対策の強化、情報収集等を実施するとともに、環境変化をふまえたサイバーセキュリティ管理態勢の高度化計画の最新化、サイバーセキュリティの基本的な考え方の公表、ランサムウェア攻撃に対する経営層訓練を実施しました。

このほか、サードパーティに対する一元的な管理態勢を構築し、想定されるリスクへの対応態勢の整備に努めました。

(お客さま志向)

「お客さま志向の業務運営方針－お客さま志向自主宣言－」（以下、志向方針）のもと、お客さまの最善の利益が図られるよう、お客さま志向の業務運営を推進しています。

当年度は、お客さまに寄り添った業務改善や企業理念「明治安田フィロソフィー」に沿った行動を推進するなか、変化するお客さまのご意向をいち早く把握するため、苦情や「感謝の声」等の「お客さまの声」の迅速な収集・分析を継続するとともに、生成AI等の活用や産学連携の共同研究により「お客さまの声」の分析手法の高度化に取り組みました。

また、志向方針に基づく当社のお客さま志向の取組みが評価され、2025年1月に、消費者庁が主催する「消費者志向経営優良事例表彰」において、金融機関として初となる3度目の「消費者庁長官表彰」の受賞を果たしました。

なお、志向方針と、それに基づく当社の「代表的な取組内容」等については、当社ホームページに掲載・公表しています。

[サステイナビリティ経営の推進]

サステイナビリティ経営を推進するにあたって、当年度から「優先課題（マテリアリティ）」を8項目に見直し、重点的に取組みを推進しています。

環境保全・気候変動への対応については、CO₂排出量を2050年度までにネットゼロとする削減目標および2030年度の中間目標を設定し、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進めており、当年度は、2030年度のスコープ1・2の削減目標に係る対象を当社単体からグループに広げるとともに、目標の水準を引き上げました。加えて、2040年度までに国内において使用する電力を100%再生可能エネルギー化する新たな目標を設定しました。こうした取組みの結果、2024年のCDP（※11）による気候変動調査において最高評価の「Aリスト」企業に2年連続で選定されました。そのほか、

「明治安田×Jリーグの森～未来をつむぐ森～」として、Jリーグとの協働で森林を再生・保全する取組みを行なっており、2024年5月には山梨県で植樹イベントを、9月・10月には神奈川県で森林保全活動を実施しました。

また、こどもたちの健やかな成長とその環境づくりに資する活動を「未来世代応援活動」として推進しており、金融・保険教育や環境教育、スポーツ・文化・地域の交流を通じた健全育成への取組み等を行なっています。特に金融・保険教育の取組みでは、出張授業を各地で開催し、のべ2,629校で実施しました。

加えて、金融サービスへの平等なアクセス確保に向け、さまざまな特性を有するお客様のお手続きに係る不便解消に向けた取組みを「みんなにやさしい保険アクセス」として展開しており、「LGBTQのお客さま向けお問い合わせ窓口」の開設や代筆・代読・筆談の取扱い、電話音声明瞭器「サウンドアーチ」の当社での活用と自治体への寄贈（当年度末時点で累計902自治体）を進めました。

人権の尊重については、人権デュー・ディリジェンスの高度化を企図して、人権に対する負の影響の停止・防止・軽減等の各プロセスにおける個別課題への取組みを進めました。

（※11）CDPは、企業に対して環境問題への取組みの促進と情報開示を求める活動を行う国際的な非営利団体

<ブランド戦略>

保障とアフターフォローの提供という生命保険会社の従来の役割を大切にしながら、「生命保険会社の役割を超える」ことへの決意を込めたブランド通称「明治安田」の浸透に向けて、当社がめざす世界観を端的な物語にまとめた「明治安田ブランドステートメント」に基づき、一貫性のあるプロモーションを展開しました。当社の挑戦姿勢の象徴として新企業タレント「三浦知良選手」を起用し新企業キャラクター「めいやす ペンタン」を新設、「重層的なメディアプロモーション」「スポーツ・ブランディングの強化」「当社らしいコンテンツの充実」の3つの柱を中心に取り組みました。

「重層的なメディアプロモーション」においては、2024年4月に「明治安田生命から、『明治安田』へ」、10月には「生命保険会社の役割を超える」の具体的な取組みとして開始した「QOL応援プログラム」をテーマとした発信を行ないました。テレビCMや新聞広告といったマスメディアに加え、SNSやブランドサイト等、オウンドメディアを活用した情報発信を強化しました。

「スポーツ・ブランディングの強化」においては、Jリーグとは、パートナー10周年を契機とした取組みを展開し、2015シーズンからのスタジアムでの累計観戦者数は250万人を突破しました。加えて、「シャレン！で献血」をJリーグ全クラブ等と協働で行ない、献血協力者数は、2023年4月からの累計で、のべ2.5万人を突破しました。一般社団法人日本女子プロゴルフ協会（以下、JLPGA）との取組みにおいては、ステップ・アップ・ツアーツアーナー「明治安田レディスオープン」を継続開催しました。また、2025シーズンに向けて、JLPGAツアーツアーナー「明治安田レディス」の仙台での開催とレジェンズツアーナーへの特別協賛を決定しました。当年度は、JLPGAツアーナー、ステップ・アップ・ツアーナー、レジェンズツアーナーへの協賛大会数を41ツアーナーまで拡大するなど、さらなる協働を推進しました。また、当社所属プロの勝みなみ選手、鶴岡果恋選手、小倉彩愛選手に加え、天本ハルカ選手と所属契約を締結しました。

「当社らしいコンテンツの充実」においては、「地元とひとが元気になる空間」をコンセプトに2023年に展開した「明治安田ヴィレッジ」を全本部等所在地15ヵ所まで拡大し、健康増進や地域活性化に資するさまざまなイベントを開催したことにより、当年度は、イベント申込者数および旗艦店である丸の内の来場者数が大幅に増加しました。

そのほか、明治安田ブランドステートメントをテーマに小田和正氏が書き下ろした新曲を使用したCMをスタートしたことに加え、新曲タイアッププロモーションを通じて、「明治安田しあわせフォトコン」の応募数が大幅に伸張しました。

<2「大」プロジェクト>

【みんなの健活プロジェクト】

「みんなの健活プロジェクト」では、「“けんしん”と予防」をコンセプトに、お客様の定期的な“けんしん”（健康診断・がん検診等）の受診を促すとともに、疾病「予防」に向けた前向きな取組みを後押しすることで、健康寿命の延伸やQOL向上への貢献をめざしており、“けんしん”応援型の「商品」や、疾病予防・健康増進に資する「サービス」、地域のみなさまにもご参加いただける健康増進「アクション」といった3つの面で取組みを推進しています。

商品面では、お客様にこれまで以上に細やかな健康変化や健康改善効果を実感いただくことを目的に、2024年4月に、総合保障商品「ベストスタイル」に付加する「健康サポート・キャッシュバック特約」のキャッシュバックランクを従来の3段階から5段階に改定しました。なお、当年度末時点における「ベストスタイル 健康キャッシュバック」の累計販売件数は約161万件（前年度末差+約19万件）となりました。団体保険の「健康サポート・キャッシュバック特約」の加入件数についても、約29.7万件（前年度末差+5.7万件）となりました。

サービス面では、2024年4月の「健康サポート・キャッシュバック特約」の改定にあわせ、「ベストスタイル 健康キャッシュバック」にご加入のお客さま約130万人分の医療ビッグデータを活用して開発した、オリジナル指標「健活年齢」を展開するなど、「MY健活レポート（※12）」の内容を充実させました。加えて、自社の健康経営の推進や健康課題の把握に活用いただける、企業・団体向けの「健活分析レポート」について、2025年3月に「健活年齢」を導入したほか、メンタルヘルスに係る情報を新たに追加する等、ニーズを捉えたサービスのレベルアップに取り組みました。

さらに、2025年1月には、社会課題である循環器病の特徴を捉え、進行（重症化）予防から健康

状態の変化に応じて、「保障」と「サービス」を組み合わせて提供する「ベストスタイル 健康キャッシュバック 循環器病 対策 P r o」および「循環器病 対策 P r o」を発売しました。本商品においては、循環器病の進行（重症化）予防から健康状態の変化に応じて、4つの改善機会をとらえて保険給付を行ないつつ、健診結果と生活習慣をもとに循環器病の発症リスク等を予測する「明治安田 血管レポート」や、生活習慣改善をサポートする「習慣化支援サービス」等を提供することで、健康なときから、発症後まで循環器病への対策を応援します。

アクション面では、最先端の健康チェック機器を使用し、気軽に「健康状態・疾病リスクを知る」機会を提供する「明治安田の健康チェック」の一環として、2024年4月から「QOL健診 明治安田×弘前大学」（※13）を全国で開催したほか、グループ会社によるイベントコンテンツの開発や運営のサポートを強化しました。健康増進イベント全体としては、当年度に約215万人（前年度差+26万人）のお客さまにご参加いただきました。

こうした取組みの結果、「ベストスタイル 健康キャッシュバック」にご加入のお客さまについて、健康診断結果データとともに、総合的な健康状態を年齢で表す「健康年齢®」（※14）を統計的に算出のうえ、「健康年齢®」と実年齢の差である「健康年齢差」（※15）を分析したところ、加入5年経過後に提出された健康診断結果の「健康年齢差」は、加入直後よりも平均で約1.4歳改善しました。また、「ベストスタイル 健康キャッシュバック」の加入者に対するアンケート調査の結果、直近1年間で健康意識が高まった人の割合は75.3%となり、未加入者よりも12.8pt高いことが確認できました。

従業員向けの取組みとしては、専門職（保健師等）を配置したメンタルヘルス対応態勢の構築、口腔ケアセミナーの開催やフィットネスルームの設置等のアンチエイジングに向けた取組みの拡充、女性専用休憩室の新設等による女性の健康支援強化等に取り組むなど、従業員自身の健康促進を推進しました。

（※12）「ベストスタイル 健康キャッシュバック」の加入者に対して提供するレポート

（※13）「QOL健診」は弘前大学の登録商標

（※14）「健康年齢®」は株式会社JMDCの登録商標

（※15）健康年齢が実年齢より若いほど（健康年齢差のマイナス幅が大きいほど）、同性・同世代と比べて入院する可能性が低いことを意味

【地元の元気プロジェクト】

「地元の元気プロジェクト」では、「つながり、ふれあい、ささえあう地域社会。」とのコンセプトのもと、「地域のみなさまの心身の健康保持・増進」「未来世代の応援を通じた持続可能な社会の実現」「地域を支える企業・団体の持続的成長」を目的に、全社横断的な取組みを展開しています。

取組みにあたっては、さまざまなステークホルダーと連携協定を締結しており、特に自治体とは地域課題の解決を目的とした連携協定の締結を当年度末時点で1,078自治体まで拡大しました（前年度末差+90自治体）。

健康増進イベントとしては、先進健康測定機器を活用した健康測定会「明治安田の健康チェック」、認知症予防等に効果があるとされる「健康マージャン」、塗り絵を活用した「明治安田大人の塗り絵コンクール」等を開催し、当年度の参加者数は約215万人に達しました。さらに、自治体・

Jクラブ・地元企業等と協働で、産官学連携による地域課題解決に向けた取組みである「地域共創with ホームタウン」を展開し、Jクラブ施設の整備や廃校の改修・再活用、地元での職業選択や夢を描くきっかけとなる「こどもシゴト博」の開催、マッチングイベント等を通じた新たな出会いを創出する婚活支援等を行ないました。

そのほか、Jリーグとは「Jリーグ ウォーキング」「サッカー教室」「シャレン！で献血」、JLPGAとは協賛大会等での「明治安田×JLPGA」健康チェックブースの出展を通じた健康測定会を開催するなど、さまざまな取組みを行ないました。

こうした取組みの結果、本プロジェクトへの参加者数は累計1,956万人に達しました。

なお、地方創生への取組みとして「私の地元応援募金」を全社で進め、全国の自治体等へ総額約8.8億円の寄付等を行ないました。

<企業風土・ブランド創造運動（第Ⅱ期）>

企業理念「明治安田フィロソフィー」の浸透と従業員の行動規範「私たちの行動原則」（※16）に基づく従業員の自律的な行動を促す「企業風土・ブランド創造運動」を2020年度から展開しています。

「企業風土・ブランド創造運動」は、お客さま・地域社会・未来世代・働く仲間との4つの絆を深める組織単位のボトムアップ型小集団活動「Kizuna（キズナ）運動」を中心に全社で推進しており、当年度から「明治安田フィロソフィーの浸透・体現に不断に取り組み、多様なステークホルダーとのつながりを創出するKizuna（キズナ）運動」をめざす姿として掲げています。

Kizuna運動を通じて、社内から「私たちの行動原則」に沿った行動事例を約19.9万件収集し、優れた事例を顕彰したほか、全組織が「行動事例集」を作成するなど、ボトムアップ型の運営による企業風土の醸成に努めました。

また、「明治安田フィロソフィー」「明治安田ブランドステートメント」の浸透に向けて、全従業員を対象とした討議運営を年3回実施したほか、社長をはじめとする役員と従業員が直接対話する研修会を実施しました。加えて、社外からも評価されるKizuna運動に向けて、Jリーグ選手OBを交えた研修会や、支社・本社の一部組織における社外有識者を招聘したKizuna運動の成果発表会を開催しました。

さらに、「MYメッセージ活動（※17）」（当年度末時点で約1,819万枚）、「明治安田Jリーグ応援活動」、金融・保険教育や環境保全活動をはじめとするさまざまな地域貢献活動をボトムアップで推進しました。

（※16）一人ひとりが、大切にすべき価値観である「明治安田バリュー」に沿って、判断・行動を主体的に行なうための指針として定めたもの

（※17）誕生日やご契約の節目等にあわせてMYリンクコーディネーター等がお客さまへの想いを手書きのメッセージでお届けする活動

【主要業績の概況】

[当期における当社の主要業績について]

2024年度における当社の主要業績は次のとおりです。

個人保険・個人年金保険は、保険料ベースの業績指標である年換算保険料（各契約について、お支払いいただく保険料を1年あたりに換算した業績指標）において、新契約年換算保険料が1,261億円、年度末での保有契約年換算保険料が2兆1,298億円となりました。このうち、第三分野（医療・介護保障等）は、新契約年換算保険料が442億円、年度末での保有契約年換算保険料が5,156億円となりました。

団体保険の年度末保有契約高は115兆2,272億円、団体年金保険の年度末保有契約高（責任準備金の金額）は7兆7,651億円となりました。なお、明治安田アセットマネジメント株式会社が受託している団体年金資産を加えた明治安田グループ全体での団体年金資産の契約・受託残高は、8兆9,385億円でした。

(新契約年換算保険料)

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1,261億円	△ 1.9%	1,285億円
うち 第三分野	442億円	△ 8.2%	482億円

(減少契約年換算保険料)

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1,573億円	14.0%	1,380億円

(保有契約年換算保険料)

	当年度末		前年度末 金額
	金額	前年度末比増減率	
個人保険・個人年金保険	2兆1,298億円	△ 1.4%	2兆1,610億円
うち 第三分野	5,156億円	2.4%	5,036億円

以下の契約高には、第三分野の業績は含まれていません。

(新契約高)

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1兆3,981億円	△ 1.9%	1兆4,246億円

(減少契約高)

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	4兆1,601億円	12.5%	3兆6,976億円

(保有契約高)

	当年度末 金額		前年度末 金額
		前年度末比増減率	
個人保険・個人年金保険	58兆4,934億円	△4.5%	61兆2,554億円
団体保険	115兆2,272億円	△0.5%	115兆8,367億円
団体年金保険	7兆7,651億円	△2.2%	7兆9,362億円

経常収益では、保険料等収入が2兆7,660億円となりました。うち個人保険は1兆7,519億円、個人年金保険は2,394億円、団体保険は3,036億円、団体年金保険は4,323億円となりました。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が1兆2,125億円、有価証券売却益が5,158億円、有価証券償還益が435億円で、資産運用収益合計では1兆7,748億円となりました。

経常費用では、保険金等支払金は3兆645億円、うち個人保険・個人年金保険が2兆379億円、団体保険が1,557億円、団体年金保険が6,659億円となりました。

責任準備金等繰入額は、99億円となりました。

資産運用費用は、金融派生商品費用が5,286億円、有価証券売却損が2,290億円、為替差損が841億円で、資産運用費用合計では9,463億円でした。

事業費は、4,377億円となりました。

これらの結果、経常利益は1,701億円でした。また、基礎利益（保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表わす指標）は5,554億円となりました。

特別損益のうち、特別損失は780億円で、価格変動準備金繰入額が423億円、固定資産等処分損が72億円、減損損失が18億円でした。

以上の結果、経常利益に、特別損益、法人税等を加減した当期純剰余は1,538億円となりました。

当期純剰余に土地再評価差額金取崩額等を反映し、当期末処分剰余金は1,582億円となりました。当期末処分剰余金から剰余金処分案にて社員配当準備金に1,574億円繰り入れることとしています。

	当年度 金額		前年度 金額
		前年度比増減率	
経常収益	4兆7,442億円	△0.4%	4兆7,636億円
保険料等収入	2兆7,660億円	△2.2%	2兆8,272億円
資産運用収益	1兆7,748億円	△4.7%	1兆8,619億円
経常費用	4兆5,740億円	0.9%	4兆5,326億円
保険金等支払金	3兆645億円	10.9%	2兆7,643億円
責任準備金等繰入額	99億円	△98.1%	5,298億円
資産運用費用	9,463億円	34.4%	7,042億円
事業費	4,377億円	5.7%	4,141億円
経常利益	1,701億円	△26.3%	2,310億円
基礎利益	5,554億円	11.3%	4,989億円
特別利益	31億円	945.0%	3億円

特別損失	780 億円	8.4%	720 億円
当期純剩余	1,538 億円	△ 6.6%	1,647 億円
当期未処分剩余金	1,582 億円	△ 3.7%	1,643 億円

総資産については、年度末で 46 兆 1,330 億円となりました。

	当年度末 金額	前年度末	
		構成比	金額
総資産	46 兆 1,330 億円	100.0%	47 兆 3,555 億円
現金及び預貯金等	8,546 億円	1.9%	1兆 820 億円
有価証券	39 兆 4,191 億円	85.4%	40 兆 5,327 億円
貸付金	3兆 8,345 億円	8.3%	3兆 8,814 億円
有形固定資産	9,319 億円	2.0%	8,871 億円

負債の大宗を占める責任準備金残高は 33 兆 8,905 億円でした。責任準備金は、法令等で定められている積立方式のうち、最も積立水準が高い平準純保険料式で積み立てています。

	当年度末 金額	前年度末	
		構成比	金額
負債の部合計	41 兆 3,974 億円	89.7%	41 兆 7,541 億円
責任準備金	33 兆 8,905 億円	73.5%	34 兆 180 億円
支払備金	1,590 億円	0.3%	1,490 億円
価格変動準備金	1兆 1,705 億円	2.5%	1兆 1,282 億円
純資産の部合計	4兆 7,355 億円	10.3%	5兆 6,014 億円
基金・基金償却積立金	9,800 億円	2.1%	9,800 億円
剩余金	2,373 億円	0.5%	2,832 億円
その他有価証券評価差額金	3兆 4,918 億円	7.6%	4兆 2,823 億円
負債及び純資産の部合計	46 兆 1,330 億円	100.0%	47 兆 3,555 億円

ソルベンシー・マージン比率（行政監督上の指標の一つで、大災害や株価の暴落等、通常の予測を超えて発生するリスクへの対応余力の水準を表わす指標）は、990.9%となりました。

[当期における当社グループの主要業績について]

2024年度における当社グループの主要業績は次のとおりです。

経常収益は5兆6,217億円、経常利益は1,639億円、親会社に帰属する当期純剰余は1,535億円となりました。

	当年度 金額		前年度 金額
		前年度比増減率	
経 常 収 益	5兆6,217億円	2.6%	5兆4,772億円
経 常 利 益	1,639億円	△29.4%	2,321億円
親会社に帰属する当期純剰余	1,535億円	△0.0%	1,535億円

グループ保険料（除く再保険収入）（※18）は3兆4,094億円、グループ基礎利益（※19）は6,264億円となりました。

(※18) 「グループ保険料(除く再保険収入)」は、連結損益計算書上の保険料等収入である「グループ保険料」から明治安田単体の再保険収入を除いたもの。再保険収入はご契約者からお払込みいただいた保険料ではなく、再保険会社から当社に支払われる再保険金等であることから、当該指標を掲載

(※19) 「グループ基礎利益」は、明治安田単体の基礎利益に連結される子会社および子法人等ならびに持分法適用の関連法人等のキャピタル損益等を控除した税引前利益のうち明治安田の持分相当額を合算し、明治安田グループ内の内部取引の一部を相殺した数値

	当年度 金額		前年度 金額
		前年度比増減率	
グ ル 一 プ 保 險 料 (除 く 再 保 險 収 入)	3兆4,094億円	2.3%	3兆3,331億円
グ ル 一 プ 保 險 料	3兆4,172億円	2.2%	3兆3,432億円
グ ル 一 プ 基 礎 利 益	6,264億円	11.6%	5,610億円

総資産については、年度末で53兆4,592億円となりました。

	当年度末 金額		前年度末 金額
総 資 産	53兆4,592億円		52兆8,504億円

連結ソルベンシー・マージン比率は、1,063.9%となりました。

【対処すべき課題】

2024 年度は、日本銀行による政策金利の段階的な引き上げ、日米の金融政策等を背景とした為替相場の変動、日経平均株価の歴史的な乱高下等、経済・金融環境の変化が非常に激しく、また、日本をはじめ世界各国でトップや政権の交代が起きるなど、政治面でも大きな変化が生じた一年となりました。米国におけるトランプ政権の発足以降、自国優先主義に基づく政策転換が急速に進められ、2025 年度の経済・金融環境が一段と不安定化することを懸念しています。

一方、中長期的には、日本経済は「成長と分配の好循環」が継続し、緩やかな物価上昇が定着していくなかで本格的な「金利のある世界」の到来が見込まれるとともに、政府が進める「貯蓄から投資へ」の流れも確実に加速していくものと見てています。

また、国内の人口減少や少子高齢化の進展に伴い、国内市場の縮小が予想されるなか、お客さまの価値観の多様化・個別化、デジタル・ヘルスケア技術の急速な進展等が当社に与える影響は大きく、こうした環境変化に、引き続き、適切に対応していく必要があると考えています。

これらの認識のもと、中期経営計画（2024 年 4 月～2027 年 3 月）の 2 年目にあたる 2025 年度は「成長を加速する一年」と位置づけ、「顧客本位の業務運営に関する原則」等の行政方針等の見直しや経済・金融環境の変動等に機動的かつ柔軟に対応しながら、社会課題の解決とグループベースの持続的な成長に向けた取組みを加速し、お客さま・社会への還元を拡充する「成長と還元の好循環」の実現をめざして取り組みます。これらの実現に向け、人財等への先行投資を拡充し、「成長戦略」「経営基盤拡充戦略」を推進することで 2 「大」プロジェクトの取組みを強化します。

国内生命保険事業では、コンプライアンス違反の根絶に向けた取組みをさらに強化するなど、M Y リンクコーディネーター（営業職員）チャネルの品質を向上させるとともに、保障ビジネスの高度化と貯蓄ビジネスの再構築を通じた「シェアの拡大」に向けた取組みを推進します。2025 年度は、4 月に円貨建・外貨建の一時払商品（終身保険、養老保険）を発売するほか、「QOL 応援プログラム」の拡充など、今後も協業先との共創による商品・サービスの開発を引き続き進めています。加えて、外部企業との戦略的なパートナーシップを通じて、お客さま接点の飛躍的な拡大とお客さま・地域社会への提供価値の向上に資する取組みをいっそう推進していきます。

また、IT・デジタル投資のさらなる推進と AI をはじめとした最先端の技術の活用を通じて、人の役割を高度化し、生産性の飛躍的な向上を実現していきます。外部機関とのパートナーシップでは、先端デジタル技術の全社横断的な業務実装に向けた検討・開発（モノづくり）と、それらを通じた実践的な人財育成（ヒトづくり）に取り組んでいきます。

資産運用では、総合収益力と責任投資のさらなる強化に取り組みます。2025 年度の金融市場は不安定な情勢の継続も想定されるため、過度なリスクテイクとならないよう留意しながら、外部環境に応じて機動的に対応していきます。また、外部運用会社との戦略的なパートナーシップを通じたプライベートアセット投資の拡大や、米国運用拠点における資産運用のさらなる拡大を進めています。海外保険事業においては、既存事業の強化と新規投資の推進に取り組みます。バナーライフ社等の買収およびスタンコープ社を通じたオールステート子会社の買収における PMI （買収事業の計画的な統合プロセス）を着実に進めるとともに、グループ経営管理態勢のさらなる強化に取り組み、今後も進展が見込める海外の成長を積極的に取り込む予定です。

さらに、「明治安田フィロソフィー」に共感いただける他企業・団体との共創を通じた、新たな価値（多元的価値）の創造・提供に取り組むことで、お客さまの健やかな生活を支えるとともに、地域のみなさまとの絆を紡ぎ、暮らしやすく豊かな地域社会づくりに貢献していきます。

(2) 財産および損益の状況の推移

ア. 当社の財産および損益の状況の推移

区分		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (当期)	
年 度 末 契 約 高	個 人 個 人 團 體 團 體 其 他	人 保 年 保 保 年 保 的 險 險 險 險 險 險	億円 538,248 119,165 1,163,276 79,040 2,133	億円 520,979 114,305 1,163,955 79,081 2,070	億円 503,393 109,160 1,158,367 79,362 2,000	億円 478,317 106,616 1,152,272 77,651 1,920
			百万円 2,443,588 1,217,048 2,353,540 248,377 185,926 151,453	百万円 3,203,693 1,538,977 2,805,089 283,055 104,146 144,240	百万円 2,827,246 1,861,999 2,764,394 231,010 164,714 150,958	百万円 2,766,074 1,774,894 3,064,573 170,156 153,847 157,450
		資 産 保 險 料 等 資 產 保 險 金 等 經 常 利 益 當 期 純 剩 余 社員配當準備金繰入額	44,160,706	44,247,267	47,355,580	46,133,028

イ. 当社グループの財産および損益の状況の推移

区分		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (当期)
経 常 収 益	経 常 利 益	百万円 4,214,339 231,341	百万円 5,416,690 270,761	百万円 5,477,227 232,161	百万円 5,621,787 163,920
親会社に帰属する当期純剰余		181,799	85,855	153,525	153,515
純 資 産 額		4,305,697	3,688,627	5,782,829	5,110,438
総 資 産	資 産	48,202,554	48,781,836	52,850,412	53,459,267

(3) 支社等および代理店の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支 社	99	99	0
営 業 部 ・ 営 業 所	957	950	△7
海 外 事 務 所	1	1	0
計	1,057	1,050	△7
代 理 店	2,196	1,816	△380
計	3,253	2,866	△387

(4) 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	名 10,882	名 11,123	名 241	歳 46 月 5	年 17 月 11	千円 394
営業職員	36,258	36,664	406	46 11		

- (注) 1. 内務職員は、総合職（シニア型含む）・医務職・医療職・得意先担当職・契約社員の合計より出向・休職・組合専従を除いた数です。
2. 平均給与月額は、2025年3月の税込基準内給与で賞与、時間外手当等は含みません。

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社	百万円 200,000
明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社	71,600

- (注) 明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社および明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする無担保社債を発行し、その発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しています。

(6) 資金調達の状況

内 容	発行日	償還期限	金 額
劣後特約付社債 (米ドル建)	2024 年 9 月 11 日	2054 年 9 月 11 日 (注 1)	17.5 億米ドル
劣後特約付社債 (米ドル建)	2025 年 3 月 11 日	2055 年 6 月 11 日 (注 2)	21 億米ドル

(注 1) 偿還期限は、発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能です。

(注 2) 偿還期限は、発行日の 10 年 3 ヶ月後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能です。

(7) 設備投資の状況

ア. 設備投資の総額

設 備 投 資 の 総 額	百万円
	124,259

(注) 2024 年度中に実施した設備投資の総額を記載しております。なお、設備投資は、有形固定資産および無形固定資産に係るものであります。

イ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
明治安田システム・テクノロジー株式会社	東京都江東区	システム開発、運用 管理業務、顧客企業へのコンサルティング 業務、介護関連事業	1982年4月1日	百万円 100	% 100.0
明治安田アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資助言・代理業、 投資運用業、第二種 金融商品取引業	1986年11月15日	百万円 1,000	100.0
明治安田損害保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1996年8月8日	百万円 10,000	100.0
Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited	米国 ハワイ州 ホノルル市	生命保険・健康保険 業務	1961年8月3日	万米ドル 635	100.0
Meiji Yasuda America Incorporated	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	金融経済調査、米国 における不動産投 資、投融資代行業 務、投資助言業務・ 投資一任契約に係る 業務	1998年8月3日	万米ドル 4,266	100.0
StanCorp Financial Group, Inc.	米国 オレゴン州 ポートランド市	生命保険業務および 保険関連事業	1998年9月23日	万米ドル 845,010	100.0

(注) Pacific Guardian Life Insurance Company, Limitedへの資本参加は1976年3月26日、StanCorp Financial Group, Inc.への資本参加は2016年3月8日です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

ア. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
根 岸 秋 男	取締役会長	指名委員 報酬委員	株式会社三菱UFJ銀行 社外取締役（監査等委員）	
永 島 英 器	取 締 役	指名委員 報酬委員	一般社団法人生命保険協会 会長	
中 村 篤 志	取 締 役		株式会社百五銀行 社外取締役	
荒 谷 雅 夫	取 締 役	監査委員	株式会社山口銀行 社外取締役（監査等委員） (2024年6月26日付退任) ヒューリック株式会社 社外監査役	
菊 川 隆 志	取 締 役	監査委員	株式会社千葉興業銀行 社外監査役	
秋 田 正 紀	社外取締役	監査委員 報酬委員長	株式会社松屋 取締役会長兼取締役会議長	
上 村 達 男	社外取締役	監査委員長 報酬委員	松竹株式会社 社外取締役 ロート製薬株式会社 社外取締役	
堀 切 功 章	社外取締役	指名委員長	キッコーマン株式会社 代表取締役会長 長瀬産業株式会社 社外取締役	
佐々木 百 合	社外取締役	指名委員 監査委員	明治学院大学経済学部 教授 三菱HCキャピタル株式会社 社外取締役	
上 田 輝 久	社外取締役	指名委員	株式会社島津製作所 代表取締役会長	
吉 井 久美子	社外取締役	監査委員 報酬委員	弁護士・公認会計士 TMI総合法律事務所 パートナー 株式会社カウシェ 社外監査役	公認会計士の資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注) 監査委員会監査の実効性確保の観点から、質の高い情報収集、会計監査人および内部監査部門・内部統制部門等との連携強化等のため、社内の取締役である監査委員を常勤監査委員として選定しています。

イ. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
永 島 英 器	代表執行役 社長	《グループ経営責任者》	一般社団法人生命保険協会 会長	
中 村 篤 志	代表執行役 副社長	広報部、調査部、秘書部、 ブランド戦略部	株式会社百五銀行 社外取締役	
中 谷 新 司	代表執行役 副社長	公法人営業部門長 [公法人業務部]		
上 田 泰 史	専務執行役	《グループリスク管理責任者 》 運用審査部、 リスク管理統括部、 リスク管理統括部（オペレーショナルリスク・情報資産管理統括担当）、 リスク管理統括部（サイバー・システムリスク統括担当）	公益社団法人日本アクチュアリー会 理事長（2025年3月31日付退任） 株式会社十六フィナンシャルグループ 社外取締役	

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
住 吉 敏 幸	専務執行役	「地元の元気プロジェクト」担当 営業企画部、 ダイレクトマーケティング推進部、法人営業企画部、商品開発部		2025年3月31日付で専務執行役を辞任しました。
福 井 賢 二	常務執行役	《グループ・チーフ・アクチュアリー》 総務部、収益管理部		
牧 野 伸 二	常務執行役	融資部、 特定保険商品運用部、 運用サービス部		2025年3月31日付で常務執行役を辞任しました。
青 戸 伸 之	常務執行役	サービス開発部、 情報システム部、 情報システム部（企業保険システム開発担当）		
浅 野 芳 一	常務執行役	営業人事部、関連事業部、 人事部、 人事部（健康経営推進担当）		
新 宅 大 作	常務執行役	海外事業部、 海外事業部（北米事業推進担当）、 海外事業部（欧州・アジア事業推進担当）	スタンコープ・ファイナンシャル・ グループ株式会社 取締役 スタンダード生命保険株式会社 取締役 タイライフ・インシュアランス・ パブリック・カンパニー・リミテッド 取締役 エイチディーアイ・インターナショナル 株式会社 監査役	
中 村 暢 敬	常務執行役	個人営業部門長 〔業務部、 業務部（業務人事・教育担当）、 MYRA業務推進部、 営業教育部〕 地域リレーション推進部		
植 田 剛 生	常務執行役	《グループコンプライアンス責任者》 法務部、 お客さま志向統括部、 コンプライアンス統括部、 コンプライアンス統括部（業務品質調査担当）		
大 崎 能 正	常務執行役	運用企画部、 運用企画部（責任投資推進担当）、 債券投資部、株式投資部、 不動産部		
新 井 健 一	常務執行役	事務サービス企画部、 事務サービス企画部（事務開発担当）、 事務オペレーション部、 事務・サービス品質管理部、 お客さまサービス相談部		
金 山 豪	常務執行役	総合法人営業部門長 〔総合法人業務部、 総合法人業務部（代理店業）		

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
	務推進担当)、 総合法人業務部（金融法人 業務推進担当）]			
永田 康弘	常務執行役	法人事務サービス企画部、 法人事務オペレーション部		
渡辺俊哉	常務執行役	「みんなの健活プロジェクト」担当 企画部、 企画部（経営総務担当）、 企画部（サステイナビリティ 経営推進担当）、 IT・デジタル戦略部		

(注) 部門長の [] 内は、部門長が担当する業務の所管部を表わします。

(2) 会社役員に対する報酬等

ア. 取締役・執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、報酬委員会において、取締役・執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針について決議し、本方針に基づき報酬委員会決議により策定された各種報酬関連規程に則り、会社業績評価および個人評価を決定のうえ、支給金額を決議しています。方針は次のとおりです。

取締役・執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（2023年7月改訂）

1. 基本方針

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を企図し、取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、経営環境・会社業績等をふまえた適切な水準に設定する。

2. 取締役の報酬

取締役の報酬は、職務内容に応じた基本報酬、業績運動報酬、各種加算で構成する。

(1) 基本報酬、各種加算は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。

(2) 業績運動報酬は、前中期経営計画期間の業績を反映する中長期業績運動報酬で構成し、役位および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。

3. 執行役の報酬

執行役の報酬は、基本報酬、業績運動報酬、各種加算で構成する。

(1) 基本報酬、各種加算は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。

(2) 業績運動報酬は、単年度の会社業績を反映する会社業績運動報酬、単年度の個人評価を反映する個人業績運動報酬および前中期経営計画期間の業績を反映する中長期業績運動報酬から構成し、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合に応じ、一定の範囲内で決定する。

イ. 報酬水準

取締役・執行役の報酬水準は、毎年、当社と業態・規模の類似する企業との比較検証結果をふまえて決定しています。決定に際しては、外部機関の客観的データ等を参考情報にし、社外取締役を過半数かつ委員長とする報酬委員会の審議を経ています。

ウ. 報酬体系

①報酬等の基準額の構成

取締役・執行役の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のインセンティブとして機能するよう、固定給となる基本報酬に加え、業績運動報酬として、単年度の会社業績を反映する会社業績運動報酬、単年度の個人評価を反映する個人業績運動報酬および中期経営計画の業績を反映する中長期業績運動報酬から構成し、役位に応じて設定する基準報酬金額に、会社業績および個人評価に応じて設定する係数を、それぞれ乗じたものとしており、構成・内容は以下のとおりとしています。

なお、2024年7月から支給している取締役・執行役の報酬において、取締役会長の報酬への中長期業績運動報酬の導入、執行役の中長期業績運動報酬の引き上げ等を行ないました。

(役位ごとの役員報酬の構成・割合)

区分	固定報酬	業績運動報酬			合計
	基本報酬	会社業績 運動報酬	個人業績 運動報酬	中長期業績 運動報酬	
取締役会長	80%	—	—	20%	100%
取締役 代表執行役社長	35%	35%	—	30%	100%
社外取締役	100%	—	—	—	100%
取締役（常勤監査委員）	100%	—	—	—	100%
社長以外の執行役	45%～50%	16%～30%	5%～14%	20%	100%

②業績運動報酬

会社業績に応じて設定する係数は、経営目標のなかから選定した評価指標の達成率を加重平均して算出し、経済環境等の定性評価も加味のうえ決定しています。業績評価に用いる主な指標は以下のとおりとしています。

(取締役・執行役の業績運動報酬の算定に使用する主な業績評価指標)

視点	指標	業績評価指標とした理由
経済的 価値	グループサーフラス	10年計画 (MY Mutual Way 2030) で掲げる項目と整合的であり、経済価値ベースでの企業価値の向上を意識
	グループE S R	中期経営計画で掲げる項目と整合的であり、ERM 経営における計画立案・戦略遂行の前提となる健全性確保を意識
	グループ基礎利益	中期経営計画で掲げる項目と整合的であり、グループベースでの安定的な収益性確保を意識
	保有契約年換算保険料 (保障性商品)	中期経営計画で掲げる項目と整合的であり、当社国内生保事業の成長性拡大を意識
	お客さま数	
	MYリンクコーディネーター 等（営業職員）在籍者数	
社会的 価値	「ひと」中心経営等関連指標	健康経営の推進、従業員エンゲージメントの向上、シニアや女性の活躍機会の拡大等、「みんなの健活プロジェクト」および「『ひと』中心経営」の推進を意識
	サステイナビリティ経営等関連指標	地域貢献活動、CO ₂ 排出削減等、「地元の元気プロジェクト」および「サステイナビリティ経営」の推進を意識

(注) 掲載の社会的価値に関する業績評価指標は、2024 年度から 2026 年度の中期経営計画の業績評価に基づく中長期業績運動報酬の決定に使用する指標であるため、取締役・執行役の報酬としての支給期間は 2027 年 7 月以降となります。

工. 役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給 人数	報酬等	基本報酬	業績連動報酬			その他報酬
				会社業績 連動報酬	個人業績 連動報酬	中長期業績 連動報酬	
取締役	10	475	336	-	-	134	5
執行役	17	1,240	577	338	136	176	11
計	27	1,716	913	338	136	310	16

(注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しています。また、上記支給人数・報酬等には、2024年7月2日開催の第77回定時総代会終結のときをもって退任した取締役1名分を含んでいます。

2. 当社は、2008年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。
3. 上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している役員を対象に、2021年度から2023年度の中期経営計画の業績評価に基づく中長期業績連動報酬として、元執行役6名に対し150百万円、役員年金（退職慰労金）として、元取締役61名に対し129百万円および元監査役13名に対し21百万円を支給しています。
4. 当事業年度の業績連動報酬の評価に用いた主な業績評価指標の目標および実績は以下のとおりです。

	目標(2021年度～2023年度)	実績(2023年度)
グループサーブラス	13%成長（年平均4%成長）	40.0%成長
グループE S R	安定的に165%以上（当面は220%をめざす）	220%
グループ基礎利益	4,500億円程度を安定的に確保	5,610億円
保有契約年換算保険料（保障性商品）	6,200億円	6,229億円
お客さま数	1,235万人	1,222万人
MYリンクコーディネーター等在籍者数	38,000人	36,469人

5. 当事業年度の役員報酬に係る業績評価指標の達成率の加重平均は、単年度業績が108.8%、中長期業績が101.7%です。
6. 中長期業績連動報酬の支給額は、2021年度から2023年度の中期経営計画の業績評価に基づく支給額です。
7. 「その他報酬」には、主なものとして社宅家賃補助等があります。

オ. 役員毎の報酬等の総額

(単位：百万円)

氏名	役員区分	報酬等	基本 報酬	業績連動報酬			その他 報酬
				会社業績 連動報酬	個人業績 連動報酬	中長期業績 連動報酬	
根 岸 秋 男	取締役会長	166	135	-	-	26	4
永 島 英 器	取締役 代表執行役社長	188	74	70	-	38	5
荒 谷 雅 夫	取締役	100	41	-	-	58	1

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。

カ. 役員の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当社は、報酬委員会において、取締役・執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を決定するとともに、当事業年度に係る取締役および執行役の個人別の報酬等の内容については本方針との整合性を含めた多角的な観点から審議を行なっており、妥当であると判断しています。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要等
秋 田 正 紀	
上 村 達 男	
堀 切 功 章	
佐々木 百 合	
上 田 輝 久	
吉 井 久美子	当該取締役の保険業法第53条の33第1項に関する責任につき、1,000万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しています。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役、執行役 および執行役員	<p>保険業法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の役員としての職務執行に起因して被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訴費用等を当該保険契約より填補することとしています。</p> <p>ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行なった役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。</p> <p>なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しています。</p>

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
秋田正紀	<p>＜他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況＞ 株式会社松屋 取締役会長兼取締役会議長</p> <p>当社は、株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。</p>
上村達男	<p>＜他の法人等の社外役員との兼職その他の状況＞ 松竹株式会社 社外取締役 ロート製薬株式会社 社外取締役</p> <p>当社は、松竹株式会社およびロート製薬株式会社と保険の取引があります。</p>
堀切功章	<p>＜他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況＞ キッコーマン株式会社 代表取締役会長</p> <p>当社は、キッコーマン株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。</p> <p>＜他の法人等の社外役員との兼職その他の状況＞ 長瀬産業株式会社 社外取締役</p> <p>当社は、長瀬産業株式会社と保険の取引があります。</p>
佐々木百合	<p>明治学院大学経済学部 教授</p> <p>＜他の法人等の社外役員との兼職その他の状況＞ 三菱HCキャピタル株式会社 社外取締役</p> <p>当社は、三菱HCキャピタル株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。</p>
上田輝久	<p>＜他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況＞ 株式会社島津製作所 代表取締役会長</p> <p>当社は、株式会社島津製作所と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。</p>
吉井久美子	<p>弁護士・公認会計士</p> <p>＜他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況＞ TMI総合法律事務所 パートナー</p> <p>＜他の法人等の社外役員との兼職その他の状況＞ 株式会社カウシェ 社外監査役</p>

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
秋田正紀	2017年7月4日就任	当年度取締役会 12回開催のうち12回出席。 当年度監査委員会 15回開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会 7回開催のうち7回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
上村達男	2020年7月2日就任	当年度取締役会 12回開催のうち12回出席。 当年度監査委員会 15回開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会 7回開催のうち7回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、法律の専門家としての知識や長年にわたる経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
堀切功章	2021年7月2日就任	当年度取締役会 12回開催のうち12回出席。 当年度指名委員会 6回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
佐々木百合	2022年7月5日就任	当年度取締役会 12回開催のうち12回出席。 当年度指名委員会 6回開催のうち6回出席。 当年度監査委員会 15回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、金融経済の専門家としての知識や長年にわたる経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
上田輝久	2023年7月4日就任	当年度取締役会 12回開催のうち12回出席。 当年度指名委員会 6回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
吉井久美子	2023年7月4日就任	当年度取締役会 12回開催のうち12回出席。 当年度監査委員会 15回開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会 7回開催のうち7回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、財務・会計および法律の専門家としての知識や長年にわたる経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	114	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

—

(2) 当年度末基金拠出者数

—

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
—	百万円 —	% —

(注) 2024年7月30日付で、明治安田生命2019基金特定目的会社拠出の基金50,000百万円を償却し、基金残高はゼロ

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 宮戸 通孝

指定有限責任社員 三輪 登信

指定有限責任社員 小林 広樹

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

(単位：百万円)

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	232	179
当社連結子会社	42	8
当社非連結子会社	7	—

監査委員会は、日本監査役協会が公表する「監査委員会監査基準」をふまえ、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、監査報酬の見積り、非監査業務の委託状況および非監査報酬等が適切であるかを確認のうえ、会計監査人の報酬等について同意しました。

(3) 会計監査人と同一のネットワーク（KPMGメンバーファーム）に対する報酬等の額（上記(2)を除く）

(単位：百万円)

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	—	4
当社連結子会社	601	170
当社非連結子会社	4	6

(4) 対価を支払っている公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

当社は、会計監査人に対して、非監査業務である、経済価値ベースのソルベンシー規制に関するアシュアランスレディネス業務、団体年金の受託業務に係る内部統制の保証業務等を委託し対価を支払っています。

当社は、KPMGメンバーファームに対して、非監査業務である税務コンプライアンス業務等を委託し対価を支払っています。

(5) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(6) 会計監査人に関するその他の事項

ア. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

1. 監査委員会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を監査委員会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、監査委員全員の同意によって、会計監査人を解任する。

なお、この場合、監査委員会が選定した監査委員は、監査委員会決議により会計監査人を解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される総代会に報告する。

2. 総代会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人に適正な監査が期待できない場合には、総代会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を総代会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定する。

3. 会計監査人の不再任

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが適切であるかについて確認し、会計監査人の不再任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の不再任を妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定する。

イ. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子法人等の計算関係書類の監査の状況

当社の重要な子法人等のうち、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc. および Meiji Yasuda America Incorporated は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において「グループ内部統制基本方針」を定めています。同基本方針の内容とその運用状況の概要は次のとおりです。

<グループ内部統制基本方針>

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の実現のために、以下のとおり、当社ならびにグループ会社からなる明治安田生命グループ(以下、グループ)の内部統制に関する基本的な事項を定める。

なお、本方針において、グループ会社とは、子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等をいう。

1. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人、当該使用人の当社の執行役および執行役員からの独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関して以下のとおり整備する。

ア. 監査部

当社は、監査委員会の直属の組織として監査部を設置し、執行役および執行役員からの指揮命令を受けずに監査委員会を補助する組織・要員を確保する。

イ. 監査部への要員配置

当社は、監査委員会事務局には監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。

ウ. 独立性および指示の実効性の確保

当社は、監査部に所属する使用人の執行役および執行役員からの独立性および監査委員会による当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

当社は、監査部に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関する事項については監査委員会の同意がなければこれを行なうことができない。

(2) 監査委員会への報告に関する体制を以下のとおり整備する。

ア. 当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査委員出席、当社およびグループ会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人等もしくはこれらの者から報告を受けた者と監査委員会または監査委員との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査委員会への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

1. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の事業の状況、業務および財産の状況

2. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の内部統制システムの構築状況および運用状況

3. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の苦情の処理および内部通報制度の運営の状況

4. その他監査委員会が監査上報告を受けることが必要と認める当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項

イ. 当社は、監査委員会が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、監査委員会の直属の組織である監査部に対し内部監査や調査等を命じ、また、監査部からその結果の報告を受ける体制を確保する。

(3) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. 文書・規程類等重要な記録の確認

当社は、監査委員会が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

イ. 監査費用

当社は、監査委員会または監査委員がその職務の執行に係る費用等について、あらかじめ予算を計上するとともに、追加の費用が発生したときは、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。

【運用状況の概要】

当社は、監査部を監査委員会直属の組織とし、経営からの独立性を強化しています。また、監査委員会の事務局に所属する職員（補助使用人）の人事異動等は監査委員会の同意を得て実施しています。

監査委員会および常勤監査委員は、執行役社長をはじめとする執行役等から定期的に報告を受け、意見交換を行なうとともに、常勤監査委員または監査部所属員は、「監査委員会監査細則」に基づき、経営会議、内部統制検証委員会のほか、重要な会議、委員会に出席しています。

監査部は、監査委員会に内部監査結果の概要・分析結果（内部監査概況）を定期的に報告し、また、常勤監査委員に随時報告を実施しています。

監査委員会の事務局は、内部通報の内容を確認のうえ、常勤監査委員に報告しており、重要性の高い通報は監査委員会に報告しています。また、コンプライアンス統括部は、内部通報に係る事実調査結果の分析等を四半期ごとに監査委員会に報告しています。

2. 業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 当社は、グループ全体の適正な経営を実現するため、グループ経営に関する基本的事項を「国内グループ会社経営管理規程」および「海外グループ会社経営管理規程」に定めるとともに、これに基づき、グループ会社の事業特性をふまえた管理等を効率的に行ない、グループ会社の適正な業務運営のための管理体制およびコンプライアンス・リスク管理態勢の整備を支援する。

(2) 当社は、当社およびグループ会社のリスク管理、コンプライアンス態勢およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま志向統括部を設置するとともに、グループ全体の内部統制の実効性を高めるため、内部統制の有効性を検証する部署として監査部を設置する。

(3) 当社は、グループにおける内部統制の体制整備および運営に必要な領域について方針等を定める。

(4) 当社はグループ会社に対し、必要に応じて取締役、監査役等を派遣し、グループ会社の経営の適正を検証する。

(5) 当社は、保険業法、その他の海外も含めた関係法令等の遵守を前提とし、また、グループ会社の出資割合や覚書の定め等をふまえつつ、グループ会社における経営計画等の策定、業務執行等に関する支援・指導・管理・監視を実施する。グループ会社の内部統制は、次の区分に基づき推進する。

ア. 子会社・子法人等

事業特性、規模、適用法令等をふまえ、定期的にまたは適時に行なうべき事前協議事項および報告事項等を定めるとともに、適切な報告体制を確保する。なお、リスク資本を割り当てる等、当社が経営戦略上重要と位置付ける子会社については、当社内部統制に準じた体制整備を推進する。

イ. 関連法人等

事業特性、規模、適用法令、出資割合等をふまえ、経営管理に係るモニタリング等を行なう。

(6) 当社およびグループ会社は、グループ間取引に際し、アームズ・レンゲス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生を防止するための体制を整備する。

(7) 当社は、グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ会社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が当社やグループ会社に波及することを最小限に留めるべく、当該社が速やかに当社に報告する体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、グループ全体の適正な経営の実現を図るため、国内は「国内グループ会社経営管理規程」、海外は「海外グループ会社経営管理規程」を定めるとともに、当該規程に基づき、総括管理部が一元的に管理する体制を整備しています。また、明治安田グループ内で経営の方向性を共有するため、「グループメッセージ」（Creating peace of mind, together）を制定しています。

グループ経営管理の高度化に向けて、「グループCEO（グループ経営責任者）」「グループCRO（グループリスク管理責任者）」「グループCCO（グループコンプライアンス責任者）」の職制を設けるとともに、保険数理に係る業務執行状況の確認等を目的に、「グループ・チーフ・アクチュアリー」の職制を設けています。

また、グループ整合的な統制を図る観点から、10の領域のグループ方針（内部統制、リスク管理、コンプライアンス、内部監査、ERM、保険数理、利益相反管理、外部委託管理、危機管理、資産運用）を制定しています。

グループ経営責任者が主宰するグループ経営本部会議においては、コンプライアンス、リスク管理等に加え、グループ各社の経営戦略、経営資源等についてもテーマとし、グループ経営における重要事項等を確認・共有しています。あわせて、グループ会社への取締役や監査役の派遣等を通じて、その業務執行を監督・監視するとともに、当社が個別にリスク資本の割当を行なう重要子会社との間で、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、保険数理、資産運用について意見交換を行なうグループ会議を開催しています。加えて、当社・海外保険子会社のCEO間における経営の重要事項等の確認・共有の強化を目的に海外CEO会議を新設しました。

グループ会社とは、その事業特性、規模、適用法令等、また、当社の出資割合等に応じて、グループ会社が当社に対して事前協議または報告すべき事項等を約定しています。

また、グループ経営管理態勢のさらなる高度化のため、ComFrame（リスク管理やガバナンス等に関する国際的な基準）に係る対応状況の検証等を実施したほか、海外保険事業に係る経営管理等の強化を企図した組織改正を行ないました（2025年4月1日付）。

3. 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてコンプライアンス統括部を設置する。
- (2) 当社は、「グループコンプライアンス基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- (3) 当社およびグループ会社は、反社会的勢力による不当要求等の事案発生時の対応を適切に行なうための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社およびグループ会社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう措置を講じるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンス統括部を設置し、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する体制としています。

また、「グループコンプライアンス基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基づき、国内グループ会社、海外グループ会社の各総括管理部とコンプライアンス統括部が連携して、グループ会社の状況に応じて、コンプライアンス推進状況をモニタリングするとともに、必要に応じて指導・支援をしています。

反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力対応規程」等を制定し、反社会的勢力の混入・介入等についての報告体制、反社会的勢力との関係遮断、不当要求対応に関する教育・指導等について定めるとともに、当該規程等に基づき対応し、対応状況を定期的に経営会議・取締役会に報告しています。

監督官庁等の関係機関の動向等をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に係るいっそうの態勢高度化に取り組んでいます。

4. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう部署としてリスク管理統括部を設置する。
- (2) 当社は、「グループリスク管理基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のリスク管理を推進する。
- (3) 当社は、グループ会社リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「国内グループ会社リスク管理規程」および「海外グループ会社リスク管理規程」に基づき、実効性あるリスク管理を通じて、グループ会社の健全かつ適切な業務運営を確保する。

【運用状況の概要】

当社は、リスク管理統括部を設置し、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう体制としています。

また、「グループリスク管理基本方針」のほか関連規程等を制定し、グループのリスク管理の基本的な考え方、当社グループ全体の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定め、グループ全体のリスク管理態勢を構築しています。

グループ重要リスクの管理については、その枠組みを整備し、グループ重要リスクを特定するとともに、モニタリング計画・モニタリング手法を策定し、モニタリングを実施しています。

グループ全体の健全かつ適切な業務運営を確保するため、国内は「国内グループ会社リスク管理規程」、海外は「海外グループ会社リスク管理規程」等、必要な規程等を整備し、グループ会社のリスク管理状況を定期的に経営会議、取締役会に報告しています。

5. 内部監査に関する体制

- (1) 当社は、「グループ内部監査基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体の内部監査体制の整備を推進する。
- (2) 当社の監査部は、当社の内部監査を定期的に実施するとともにグループ会社の内部監査状況をモニタリングする。また、覚書の定め等もふまえつつ、必要に応じてグループ会社の内部監査を実施する。その結果を内部監査対象部署・内部監査対象会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役会等に適宜状況を報告する。

【運用状況の概要】

当社は、監査部を設置し、グループ内部監査態勢の構築・整備等を行なう体制としています。

また、「グループ内部監査基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基づき、当社およびグループ会社の内部監査等を実施しています。

内部監査結果については、その概要・分析結果（内部監査概況）を定期的に監査委員会、取締役会、執行役社長および経営会議に報告するとともに、各内部監査の指摘事項は、改善フォローを行ない、内部監査概況で状況を報告しています。

6. 当社単体の内部統制（1～5.に記載する事項を除く）

（1） 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル

当社は、代表執行役をはじめ執行役および執行役員がコンプライアンス誓約書を取締役会に提出し、コンプライアンスの推進に誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを執行役、執行役員および使用人に配付し、周知徹底する。

イ. コンプライアンス取組計画

当社は、コンプライアンスを推進するためのフレームワークとして「コンプライアンス取組計画」を全社・本社各部・支社・法人部ごとに策定し、その計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

ウ. コンプライアンス違反（懸念）事象発生時の対応

当社は、コンプライアンス違反（懸念）事象が適切にコンプライアンス統括部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者を通じた報告体制を構築し、あわせて、社内・外に通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンスを推進するためのフレームワークとして「コンプライアンス取組計画」を毎年度策定し、その推進状況について、定期的に経営会議、取締役会に報告しています。

内部通報に係る対応については、「内部通報管理規程」を制定し、当該規程に基づき、社内、社外の内部通報窓口を設置しています。内部通報制度の運用にあたっては、通報者保護を徹底するとともに、社外の専門家を委員とする「お客さまサービス推進諮問会議」および監査委員会による内部通報制度の第三者検証を実施しています。また、内部通報制度の運用状況について、定期的に経営会議、取締役会に報告しています。

コンプライアンスの推進および推進態勢の整備ならびにコンプライアンスに関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「コンプライアンス検証委員会」を設置しています（2024年度は15回開催）。

営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の高度化を企図し、1線における営業組織の管理者による自組織の課題解決に向けた自律的なP D C A運営の実効性向上等、3つのディフェンスライン（防衛線）のさらなる機能強化に取り組みました。

（2）リスク管理に関する体制を以下のとおり整備する。

ア. 組織別・種類別リスクならびに統合リスクの管理

当社は、国内外の規制動向等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを十分認識したうえで、組織別および種類別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。

イ. リスク管理状況の報告およびリスク発生時の対応

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取締役会等に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取締役会等に報告されるよう体制を構築する。

また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能性が相当程度高いリスクが発生した場合、もしくはその懸念がある場合

には迅速な対応を行なう。

【運用状況の概要】

当社は「リスク管理基本規程」、「統合リスク管理規程」、各種類別リスク管理規程、および「組織別リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき、各リスクの管理を行なっています。

また、リスク管理の実施および管理態勢の整備ならびにリスク管理に関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「リスク管理検証委員会」を設置しています（2024年度は30回開催）。

経営計画の達成を阻害する重要な要因として特定した重要リスクを中心として、四半期ごとに、外部環境の変化、リスクテイク・回避状況をふまえ、当社のリスク管理状況を把握し、経営会議、取締役会に報告しています。

役員・従業員が明治安田フィロソフィーに基づく判断・行動を主体的に行なう企業風土を形成するための指針となる「私たちの行動原則」を制定するとともに、コンダクトリスクの視点をリスク管理の取組みに反映しています。

保険商品の適切な開発や品質管理に係るプロダクトガバナンスの強化とともに、外部委託先を含むサイバーセキュリティ態勢、および既存システムのさらなる品質向上を企図したITガバナンス態勢の高度化に取り組みました。

また、委託先代理店への出向者による情報漏えいが発生したことをふまえ、適正な情報管理に向けて、出向者を含めた従業員への教育強化等に取り組みました。

(3) 執行役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. 職務権限規程・経営会議

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、執行役の権限および責任の範囲を適切に定め、執行役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略にかかわる重要な事項については、取締役会が決裁する。

イ. 中期経営計画の策定

執行役は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

【運用状況の概要】

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、執行役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能の重複や権限の錯綜等を排除し、執行役が効率的に職務執行する体制を確保しています。経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき執行役社長が決裁しています。当社の経営方針等にかかわる重要な事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。

「コーポレートガバナンスに関する方針」において、「当社は、（中略）経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任」する旨を明らかにしています。また、コーポレートガバナンス高度化の観点から、業務執行の決定および業務の執行を担う役員と、主として個別業務の執行を担う役員について、それぞれの責任範囲を明確化することを目的に、執行役員制度を導入しています。

2024年度から3年間の中期経営計画においては、「成長戦略」と、これを支える「経営基盤拡充戦略」を推進することで、2「大」プロジェクトを強化し、保障とアフターフォローの提供という従来の役割を大切にしながら、「生命保険会社の役割を超える」ことをめざし、「MY Mutual Way II期」を推進しています。

(4) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を以下のとおり整備する。

当社は、執行役の意思決定、および職務執行に係る情報(経営会議等、各種会議の議事録および資料等)について、「コンプライアンス基本規程」、「情報管理規程」等に基づいて適切に管理し、「ドキュメント管理規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、当社グループが保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類、重要度により情報を区分し保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理規程」等、および経営会議等、各種会議の資料および議事録等の保存期間を定めた「ドキュメント管理規程」を整備し、適切な保存・管理を行なっています。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制を以下のとおり整備する。

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、財務報告に係る内部統制に関する規程、代表者確認に関する規程を制定し、必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、適正な財務報告が行なわれるよう、「経理規程」「財務報告内部統制規程」「代表者確認規程」をはじめ、財務報告に必要な規程を整備しています。

財務報告に係る内部統制報告制度について、財務報告の信頼性向上を図るため任意に内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査を受け内部統制監査報告書を取得しています。2024年度の財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備はありませんでした。

また、2024年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項につき、その表示内容が適正であることを代表者（執行役社長）が確認しました。

当社は、本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制検証委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進する。

7. その他

相互会社制度運営に関する事項

1. 2024年7月2日、第77回定時総代会において、総代候補者選考委員の選任が決議されました。
2. 総代候補者選考委員会の開催状況は次のとおりです。
 - (1) 2024年8月7日、第61回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者選考委員長の互選および2026年1月1日就任の総代選出スケジュールが決議されました。
 - (2) 2024年10月18日、第62回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者選考基準、地域ブロック別総代定数、総代候補者選考基準に基づく具体的な選考方針、再任・退任総代に関する事項および自薦候補者選定要領が決議されました。
 - (3) 2025年3月14日、第63回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者候補選考に関する事項および自薦候補者受付に関する運営が決議されました。
3. 評議員会の開催状況は次のとおりです。
 - (1) 2024年6月18日、第61回評議員会を開催し、「2023年度決算の概要、当社のDX戦略、第77回定時総代会決議事項および『お客さま懇談会』でのご意見・ご要望等」について審議いただきました。
 - (2) 2024年11月22日、第62回評議員会を開催し、「2024年度上半期報告、生命保険の機能の拡張に係る取組み」について審議いただきました。
 - (3) 2025年2月20日、第63回評議員会を開催し、「2024年度決算見通し、海外保険事業の取組み」について審議いただきました。
4. 2024年12月3日、総代報告会を開催し、「2024年度上半期報告、生命保険の機能の拡張に係る取組み」について報告しました。
5. 2025年1月および2月に、全国の支社等105会場で「お客さま懇談会」を開催し、2,352名のご契約者にご出席いただき、7,661件のご意見・ご要望等をいただきました。また、出席が難しいご契約者からも幅広くご意見・ご要望等をお伺いするため、開催期間にあわせて、当社ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。
6. 2025年3月31日時点の社員数は606万5,718名、総代数は218名です。

商品に関する事項

【個人向け商品】

1. 2024年4月、総合保障商品「ベストスタイル」の特約として、「健康サポート・キャッシュバック特約（2024）」を発売しました。「健康サポート・キャッシュバック特約」は、毎年の健康診断結果に応じてキャッシュバックランクを判定し、ランクごとに定めた金額をキャッシュバックしています。「健康サポート・キャッシュバック特約（2024）」では、キャッシュバックランクを従来の3段階から、お客さまがこれまで以上に細やかな健康変化や健康改善効果を実感いただけるよう5段階に細分化しました。
2. 2024年10月、将来の金利上昇を受取率に反映できる「明治安田の長期運用年金」を発売しました。本商品は契約日から15年経過後の市場金利の情勢をふまえた予定利率の更新や、金利上昇局面において、当社の財務の健全性を表すESRが一定水準以上の場合に市場金利の上昇分を還元

する「金利キャッチアップ配当」を搭載することにより年金受取額の増加を期待いただける仕組みとしました。

3. 2024年10月、一生涯の「保障」を準備いただける円貨建ての一時払終身保険「円貨建・エブリバディプラス」を提携金融機関にて発売しました。本商品は契約日から2年間、死亡保険金を抑えることで、2年経過後の死亡保障が大きく増加し、より早期に大きな死亡保障を準備したいお客さまのニーズにお応えできるものとしました。
4. 2025年1月、総合保障型商品「ベストスタイル」の新特約「ベストスタイル 健康キャッシュバック 循環器病 対策Pro」および、セカンドライフ世代向けの終身保障型商品「循環器病対策Pro」を発売しました。本商品は心疾患・脳血管疾患等の循環器病について、複数回の発病・併発だけでなく心臓移植も対象とする「保障」に、予防から罹患後までをサポートする加入者専用の「サービス」を組み合わせることで、お客さまに新たな価値を提供しました。

【企業・団体向け商品】

1. 2024年10月、企業・団体における福利厚生制度の効率的な拡充ニーズをふまえ、弔慰金・死亡退職金などの財源確保を目的とした、主に中堅・中小企業向けの全員加入型の団体保険として「無配当総合福祉団体定期保険（明治安田のかんたん・おてごろ団体保険）」を発売しました。配当方式を無配当とし、死亡保障に特化したシンプルな保障内容とすることで、保険料は当社既存の総合福祉団体定期保険と比較して低廉となったことに加え、「健康経営優良法人認定割引」により、企業の健康経営を後押しする割引制度を設けています。また、各種事務手続きをインターネット上で効率的に行なうことができます。

社会貢献活動に関する事項

1. 「地域社会への貢献」と「子どもの健やかな成長」を社会貢献活動のテーマとして、以下の活動を実施しました。

(1) 「私の地元応援募金」

地域住民の健康づくりや暮らしの充実に役立てていただくべく、当社の営業拠点が所在、または連携協定を締結している自治体等全国1,324団体に対して「私の地元応援募金」を実施し、従業員による任意の募金に会社拠出の寄付を上乗せした総額約8.8億円の寄付を行ないました。

(2) 「地元アスリート応援プログラム」

地域の一体感醸成および地域で育つこどもたちの夢や地元愛を育むことを目的に、出身地や活動拠点地域など、「地元」に対して貢献したいというアスリートを地域社会とともに応援しており、当年度は43都道府県88名のアスリートを支援しました。パリオリンピック・パラリンピックにはこのうち6名が出場し、3名のアスリートが見事メダルを獲得しました。

(3) 「金融・保険教育」

人生100年時代を豊かなものにするための金融リテラシー向上を目的として、小学校高学年から高校生を対象に、「お金」や「保険」に関する出張授業を全国各地で開催しました。なお、当社は文部科学省の「土曜学習応援団」に賛同・登録しており、本取組みは企業等による教育プログラムとして紹介されています。また、文部科学省が推進する教育DXの実現をめざして開発されたデジタル教科書ポータル「EduHub®（エデュハブ）」に当社の金融・保険教育

教材を掲載しました。

(4) 「未来世代応援プログラム」

スポーツ・文化・地域の交流を通じたこどもたちの健全育成を目的に4つの取組みを実施しました。

①with カズ

三浦知良選手（背番号 11）協力のもと、全国のこどもたちに 1.1 万個のサッカーボールを寄贈し、未来に向けて挑戦することの大切さを伝えました。

②with Jリーグ

Jリーグ特任理事の小野伸二氏による「サッカー教室&サステナトーク」（Jリーグ×小野伸二スマイルフットボールツアー for a Sustainable Future supported by 明治安田）を開催しました。また、明治安田の障がい者雇用の職員が育てた苗木を参加者に配布し、当社取組みを社外に訴求しました。

③with J L P G A

J L P G Aとタッグを組み、全国のJ L P G Aツアーやステップ・アップ・ツアーや地元のこどもたちを招待する、「Hello, Golf！」を開催しました。実際の見学から、プレーの緊張感を感じてもらい、未来に向けて挑戦することの大切さを伝えました。

④with 日本バドミントン協会

日本バドミントン協会の未来世代応援パートナーとして、中学生を対象に全国大会等への協賛やバドミントン教室の開催等を開催しました。

(5) 「あしながチャリティー&ウォーク」

当社従業員等が参加するウォーキングとチャリティー募金を通じて遺児の進学と心のケア支援を行なっています。地域の健康増進イベントである「Jリーグウォーキング」との併催により遺児支援の輪を社外にも広げ、集まったチャリティー募金約 1,831 万円を「あしなが育英会」へ寄付しました。

(6) 「愛と平和のチャリティーコンサート・未来を奏でる教室」

愛と平和の祈りを込めたチャリティーコンサートを 2009 年度から毎年開催しています。16 年目を迎えた当年度は栃木県、京都府、北海道、宮城県、山口県で開催しました。コンサート会場にて実施したチャリティー募金は、開催地の地域課題解決に取り組む N P O 団体等へ寄付しました。また、音楽を通じてこどもたちの情操教育に役立てるよう、コンサート翌日に近隣の小学校にて作曲家三枝成彰氏による音楽授業を実施しました。

(7) 「ふれあいコンサート」

日頃コンサートに行く機会の少ない障がいのあるこどもたちに生の音楽を楽しんでもらう目的で、ザ・ワイルドワンズの鳥塚しげき氏による手作りのコンサートを全国各地の特別支援学校等で開催しています。41 年目を迎えた当年度は静岡県、愛知県の特別支援学校で開催しました。

(8) 「黄色いワッペンの贈呈」

1965 年以来、新入学児童を対象とした交通安全キャンペーンの一環として黄色いワッペンを贈呈しています。当年度は、全国約 104 万人の新入学児童に贈呈し、これまでの累計贈呈数は約 7,186 万枚となりました。

(9) 「地域を見守る」社会貢献活動

2014年9月から、MYリンクコーディネーター等が日々のお客さま訪問活動のなかで、こどもやご高齢者等の様子に変わったことや気付いたことがあった場合に、警察署・地方自治体の窓口等に連絡し、不測の事態を未然に防ぐ「地域を見守る」社会貢献活動を実施しています。当年度も、地域に密着した活動として引き続き取り組みました。

2. 公益財団法人明治安田厚生事業団、公益財団法人明治安田こころの健康財団、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団へ合計5億7,520万円の寄付金を支出しました。

役員に関する事項

1. 2024年2月7日の取締役会決議により、2024年4月1日付にて、専務執行役中村篤志、中谷新司の両氏が代表執行役副社長に選定、常務執行役上田泰史、住吉敏幸の両氏が専務執行役に選定されるとともに、新井健一、金山毅、永田康弘、渡辺俊哉の4氏が執行役に選任のうえ、常務執行役に選定、また、監査委員会の委員に取締役荒谷雅夫氏が選定され、それぞれ就任しました。
2. 2024年7月2日、第77回定時総代会において、取締役に根岸秋男、永島英器、荒谷雅夫、菊川隆志、秋田正紀、上村達男、堀切功章、佐々木百合、上田輝久、吉井久美子の10氏が再任、中村篤志氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。
3. 2024年7月2日付で、牧野真也氏は取締役を退任しました。
4. 2024年7月2日の取締役会決議により、取締役根岸秋男氏が取締役会長に再任、指名委員会の委員に取締役根岸秋男、永島英器、堀切功章、佐々木百合、上田輝久の5氏が再選、監査委員会の委員に取締役荒谷雅夫、菊川隆志、上村達男、佐々木百合、秋田正紀、吉井久美子の6氏が再選、報酬委員会の委員に取締役根岸秋男、永島英器、秋田正紀、上村達男、吉井久美子の5氏が再選され、それぞれ就任しました。
また、代表執行役社長に永島英器氏が再任、代表執行役副社長に中村篤志、中谷新司の両氏が再任され、それぞれ就任しました。また、専務執行役に上田泰史、住吉敏幸の両氏が再任、常務執行役に福井賢二、牧野伸二、青戸伸之、浅野芳一、新宅大作、中村暢敬、植田剛生、大崎能正、新井健一、金山毅、永田康弘、渡辺俊哉の12氏が再任され、それぞれ就任しました。
5. 2025年3月31日付で、住吉敏幸氏は専務執行役を、牧野伸二氏は常務執行役をそれぞれ辞任しました。

2024年度(2025年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	539,853	保険契約準備金	34,342,051
現金	2	支払備金	159,016
預貯金	539,850	責任準備金	33,890,518
コ一ル口一ンン債権	165,000	社員配当準備金	292,516
買入金銭債券	149,806	再保険借債債	6,230
金銭の信託券	111,332	社債	1,207,793
有価証券	39,419,177	その他負債	4,275,137
国債	15,993,294	売現先勘定	244,516
地方債	260,950	債券貸借取引受入担保金	3,233,528
公社債	1,918,396	借入金	271,600
株式	5,916,438	未払法人税等	5,268
外國証券	14,083,082	未払金	80,644
その他の証券	1,247,014	未払費用	51,728
貸付	3,834,568	前受収益	6,666
保険約款貸付	151,278	預り金	30,602
一般貸付	3,683,289	預り保証金	35,805
有形固定資産	931,981	先物取引差金勘定	261
土地	629,380	金融派生商品	191,516
建物	260,045	金融商品等受入担保金	117,177
建設仮勘定	37,475	資産除去債務	3,148
その他の有形固定資産	5,080	仮受金	2,671
無形固定資産	116,341	価格変動準備金	1,170,519
ソフトウェア	70,557	繰延税金負債	312,379
その他の無形固定資産	45,784	再評価に係る繰延税金負債	78,575
再保険貸	934	支払承諾	4,766
その他の資産	684,512	負債の部合計	41,397,453
未収金	186,656	(純資産の部)	
前払費用	11,425	基金償却積立金	980,000
未収益	150,337	再評価積立金	452
預託金	14,637	剰余金	237,342
先物取引差入証拠金	16,924	損失填補準備金	14,307
先物取引差金勘定	359	その他の剰余金	223,034
金融派生商品	98,491	価格変動積立金	29,764
金融商品等差入担保金	181,396	社会厚生事業増進積立金	1,004
仮払金	12,175	事業基盤強化積立金	10,000
その他の資産	12,108	不動産圧縮積立金	24,056
前払年金費用	181,647	当期未処分剰余金	158,209
支払承諾見返	4,766	基金等合計	1,217,795
貸倒引当金	△6,893	その他有価証券評価差額金	3,491,836
		繰延ヘッジ損益	△ 95,205
		土地再評価差額金	121,149
		評価・換算差額等合計	3,517,779
		純資産の部合計	4,735,575
資産の部合計	46,133,028	負債及び純資産の部合計	46,133,028

貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14百万円であります。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。
退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法 紬付算定式基準

数理計算上の差異の処理年数 10年

過去勤務費用の処理年数 10年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 價格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外国株式に対する価格変動リスクのヘッジとしてエクイティスワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および当社が発行した外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。
- なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しておらず、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
11. 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方により計算しています。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定期利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すことがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。
- ・1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの
 - ・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの
 - ・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定期利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの2年間にわたって積み立てたもの
 - ・変額保険契約を対象として2014年度および2023年度において積み立てたもの
 - ・1994年4月1日以前に契約締結した一部の終身保険契約を対象として、予定期利率3.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2024年度からの4年間にわたって積み立てることとしたもの
- 当年度より、契約時の予定期利率が3.75%超の終身保険契約を対象として、予定期利率3.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を4年間にわたり追加して積み立てることとしております。当年度から4年間にわたり積み立てを行いますが、積立初年度である当年度においては68,470百万円を積み立て、その結果、当年度末における積立所要額の22.8%まで積み立てております。
- 責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
12. 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書きの規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- （計算方法の概要）
- IBNR告示第1条第1項本文に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は以下のとおりであります。
- 「リースに関する会計基準」（2024年9月13日 企業会計基準委員会）および「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日 企業会計基準委員会）が公表され、国際的な会計基準と同様に借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めており、当社では、2027年度から適用予定であります。なお、当会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。
16. 当年度における金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごと

の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサーブラスを健全性指標の一つとして捉え、サーブラスの変動性（リスク）に着目するサーブラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外国株式に対する価格変動リスクのヘッジとしてエクイティスワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および当社が発行した外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社が発行した外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サーブラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預貯金	32,993	32,993	—
その他有価証券（譲渡性預金）	32,993	32,993	—
買入金銭債権	149,806	141,345	△8,461
満期保有目的の債券	145,799	137,338	△8,461
その他有価証券	4,006	4,006	—
金銭の信託	111,332	111,332	—
その他有価証券	111,332	111,332	—
有価証券	37,988,669	36,515,126	△1,473,542
売買目的有価証券	437,378	437,378	—
満期保有目的の債券	2,875,262	2,959,072	83,809
責任準備金対応債券	15,049,301	13,493,303	△1,555,998
子会社株式及び関連会社株式	98,991	97,636	△1,354
その他有価証券	19,527,735	19,527,735	—

貸付金	3,834,568	3,758,981	△75,587
保険約款貸付	151,278	151,278	—
一般貸付	3,683,289	3,607,702	△75,587
貸倒引当金(*1)	△5,405	—	—
	3,829,163	3,758,981	△70,181
社債	1,207,793	1,191,060	△16,732
借入金	271,600	249,836	△21,763
金融派生商品(*2)	(93,024)	(93,024)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	40,575	40,575	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(133,600)	(133,600)	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号。以下「時価算定期会計基準適用指針」という）第24-16項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当年度末における貸借対照表価額は、1,392,048百万円（うち子会社株式及び関連会社株式1,355,748百万円）、組合出資等の当年度末における貸借対照表価額は、38,459百万円であります。また、当年度において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について23,782百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

① 売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は△27,738百万円であります。

② 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	2,351,631	2,435,023	83,392
	②社債	186,412	193,835	7,422
	③その他	61,198	62,219	1,020
	合計	2,599,242	2,691,077	91,835
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	170,414	166,289	△4,124
	②社債	108,455	105,642	△2,812
	③その他	142,950	133,400	△9,550
	合計	421,820	405,332	△16,487

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③ 責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は708,646百万円であり、売却益の合計額は23,222百万円、売却損の合計額は204,544百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,650,054	3,726,278	76,223
	②社債	13,528	13,581	52
	③その他	1,002,236	1,015,137	12,901
	合計	4,665,819	4,754,997	89,177
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	8,405,585	6,937,829	△1,467,756
	②社債	24,460	21,797	△2,662
	③その他	1,953,435	1,778,678	△174,757
	合計	10,383,481	8,738,305	△1,645,175

④ その他有価証券の当年度中の売却額は2,702,734百万円であり、売却益の合計額は492,620百万円、売却損の合計額は24,483百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額

貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,486,489	5,724,205	4,237,715
	(2)債券	1,353,034	1,408,428	55,393
	①国債・地方債等	932,546	968,214	35,668
	②社債	420,487	440,213	19,725
	(3)その他	5,012,613	6,081,109	1,068,495
	合計	7,852,137	13,213,742	5,361,604
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	23,875	20,649	△3,225
	(2)債券	1,796,198	1,665,268	△130,929
	①国債・地方債等	701,663	601,824	△99,838
	②社債	1,094,535	1,063,443	△31,091
	(3)その他	5,094,031	4,776,407	△317,623
	合計	6,914,104	6,462,325	△451,778

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、責任準備金対応債券について2,096百万円、その他有価証券で時価のある株式等について2,198百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金 (譲渡性預金)	32,993	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	149,806
貸付金(*)	559,506	626,796	720,502	529,725	734,031	512,409
有価証券	561,020	2,122,884	2,665,636	3,585,957	5,198,589	15,231,219
満期保有目的の債券	357,651	451,908	83,792	543,989	370,947	1,066,972
責任準備金対応債券	23,492	264,305	1,052,221	1,552,146	2,980,466	9,176,668
その他有価証券のうち満期があるもの	179,875	1,406,670	1,529,622	1,489,820	1,847,176	4,987,578
合計	1,153,520	2,749,681	3,386,139	4,115,682	5,932,621	15,893,435

(*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない318百万円は含めておりません。

(*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注3) 社債および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	1,207,793
借入金	—	—	—	—	—	271,600
合計	—	—	—	—	—	1,479,393

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	

預貯金（譲渡性預金）	—	32,993	—	32,993
買入金銭債権	—	4,006	—	4,006
その他有価証券	—	4,006	—	4,006
金銭の信託	—	111,332	—	111,332
その他有価証券	—	111,332	—	111,332
有価証券	10,015,240	9,352,807	51,117	19,419,165
売買目的有価証券	278,243	159,135	—	437,378
国債・地方債等	93,629	3,073	—	96,703
社債	—	91,699	—	91,699
株式	100,880	—	—	100,880
その他	83,732	64,362	—	148,095
その他有価証券	9,736,996	9,193,672	51,117	18,981,786
国債・地方債等	1,466,266	103,772	—	1,570,039
社債	—	1,503,657	—	1,503,657
株式	5,743,930	923	—	5,744,854
その他	2,526,799	7,585,318	51,117	10,163,235
金融派生商品	654	97,837	—	98,491
通貨関連	—	76,816	—	76,816
金利関連	—	7,771	—	7,771
株式関連	73	13,249	—	13,323
債券関連	580	—	—	580
資産計	10,015,894	9,598,977	51,117	19,665,989
金融派生商品	117	191,399	—	191,516
通貨関連	—	61,461	—	61,461
金利関連	—	129,937	—	129,937
株式関連	66	—	—	66
債券関連	51	—	—	51
負債計	117	191,399	—	191,516

(*) 時価算定会計基準適用指針第24-7項に従い、基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は545,948百万円であります。当該投資信託の当期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	時価算定会計基準適用指針 第24-3項を適用し基準価 額を時価とみなす投資信託
当期首残高	459,496
当期の損益又は評価・換算差額等への計上	
その他有価証券評価差額金に計上	9,952
購入、売却及び償還	
購入	80,145
売却	△3,645
当期末残高	545,948

また、同適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の、解約等に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額は、任意解約等が認められていない投資信託545,948百万円であります。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	137,338	—	137,338
満期保有目的の債券	—	137,338	—	137,338
有価証券	13,675,504	2,874,508	—	16,550,012
満期保有目的の債券	2,451,442	507,629	—	2,959,072
国債・地方債等	2,451,442	149,869	—	2,601,312
社債	—	299,477	—	299,477
その他	—	58,282	—	58,282
責任準備金対応債券	11,126,425	2,366,878	—	13,493,303
国債・地方債等	10,664,107	—	—	10,664,107

社債	—	35,379	—	35,379
その他	462,317	2,331,499	—	2,793,816
子会社株式及び関連会社株式	97,636	—	—	97,636
貸付金	—	—	3,758,981	3,758,981
保険約款貸付	—	—	151,278	151,278
一般貸付	—	—	3,607,702	3,607,702
資産計	13,675,504	3,011,846	3,758,981	20,446,332
社債	—	1,191,060	—	1,191,060
借入金	—	249,836	—	249,836
負債計	—	1,440,897	—	1,440,897

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダー等取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

相場価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

②金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については3月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、エクイティスワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

③貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

有価証券の「その他有価証券」にてレベル3の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

②当期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	有価証券	合計
	その他有価証券	
	その他	
当期首残高	73,830	73,830

当期の損益又は評価・換算差額等への計上		
その他有価証券評価差額金に計上	136	136
購入、売却、発行及び決済等		
売却	△20,107	△20,107
償還	△2,741	△2,741
当期末残高	51,117	51,117

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

17. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しております、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は 671,521 百万円、時価は 1,045,018 百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

18. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、16,535 百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は 377 百万円であります。

 上記取立不能見込額の直接減額は 14 百万円であります。

 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

 債権のうち、危険債権額は 4,259 百万円であります。

 なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

 債権のうち、貸付条件緩和債権額は 11,898 百万円であります。

 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 有形固定資産の減価償却累計額は、478,529 百万円であります。

20. 保険業法第 118 条第 1 項の規定による特別勘定の資産の額は、549,347 百万円であります。

 なお、同勘定の負債の額も同額であります。

21. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する金額は、3,518,232 百万円であります。

22. 子会社等に対する金銭債権の総額は、81,697 百万円、金銭債務の総額は、5,498 百万円であります。

23. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

24. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	289,545 百万円
前期剰余金よりの繰入額	150,958 百万円
当期社員配当金支払額	148,033 百万円
利息による増加等	46 百万円
当期末現在高	292,516 百万円

25. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

26. 担保に供されている資産の額は、有価証券 367,339 百万円であります。

27. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は 6,702,619 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は 248,244 百万円であります。

28. 自由に処分できる権利を有している資産であって、貸借対照表に計上されていない資産は、現金担保付債券貸借取引により受け入れている現金担保 11,604 百万円、現金担保付債券貸借取引で借り入れている有価証券 12,186 百万円であります。現金担保について、全て貸し出ししております。借り入れている有価証券について、全て自己所有しております。
29. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、113,419 百万円であります。
30. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。
31. 負債の部の借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
32. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
- (2) 確定給付制度
- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 | |
| 期首における退職給付債務 | 232,964 百万円 |
| 勤務費用 | 9,902 百万円 |
| 利息費用 | 2,096 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △3,578 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △17,096 百万円 |
| 期末における退職給付債務 | <u>224,288 百万円</u> |
-
- | | |
|---------------------|--------------------|
| ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表 | |
| 期首における年金資産 | 609,267 百万円 |
| 期待運用収益 | 3,988 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 110,685 百万円 |
| 事業主からの拠出額 | 2,239 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △11,947 百万円 |
| 期末における年金資産 | <u>714,234 百万円</u> |
-
- | | |
|--|---------------------|
| ③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表 | |
| 積立型制度の退職給付債務 | 223,667 百万円 |
| 年金資産 | <u>△714,234 百万円</u> |
| △490,566 百万円 | |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 621 百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 296,603 百万円 |
| 未認識過去勤務費用 | 11,694 百万円 |
| 退職給付引当金（△は前払年金費用） | <u>△181,647 百万円</u> |
-
- | | |
|-------------------|--------------------|
| ④退職給付に関連する損益 | |
| 勤務費用 | 9,902 百万円 |
| 利息費用 | 2,096 百万円 |
| 期待運用収益 | △3,988 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期の費用処理額 | △34,032 百万円 |
| 過去勤務費用の当期の費用処理額 | △2,378 百万円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | <u>△28,400 百万円</u> |
-
- | | |
|---------------------------------|---------------|
| ⑤年金資産の主な内訳 | |
| 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。 | |
| 債券 | 1.9% |
| 株式 | 62.1% |
| 生命保険一般勘定 | 14.1% |
| 共同運用資産 | 10.2% |
| 現金及び預金 | 5.2% |
| その他 | 6.5% |
| 合計 | <u>100.0%</u> |

年金資産合計には、退職給付信託が 72.5%含まれております。

⑥長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の收益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.9%
長期期待運用收益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 1,208 百万円であります。

33. 子会社等の株式等は、1,454,739 百万円であります。

34. 繰延税金資産の総額は、1,109,297 百万円、繰延税金負債の総額は、1,411,058 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、10,618 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 667,870 百万円および価格変動準備金 338,046 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額 1,374,453 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 27.96% であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△45.40%、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正に係る△34.28% および外国子会社から受ける配当等の益金不算入額に係る△10.89% であります。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号）の成立に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率 27.96% は、回収または支払が見込まれる期間が令和 8 年 4 月 1 日以降のものについては 28.88% に変更されております。

この変更により、当年度末における繰延税金負債は 11,277 百万円、再評価に係る繰延税金負債は 2,528 百万円それぞれ増加し、法人税等調整額は 32,660 百万円減少しております。

35. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は 40 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は 187,656 百万円であります。

36. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第 31 号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) 市場価格のない株式に該当する子会社及び関連会社株式の減損

当年度の貸借対照表の「有価証券」に、市場価格のない株式に該当する子会社株式及び関連会社株式 1,355,748 百万円を計上しております。

市場価格のない株式に該当する子会社及び関連会社株式は、実質価額に基づいて減損判定を行います。原則として、実質価額は期末日の純資産額に基づき算定しますが、必要な場合は、将来キャッシュ・フロー等の主要な仮定を使用して算定された価額を実質価額としております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌年度において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、市場価格のない一部の子法人について、財政状態の悪化又は将来キャッシュ・フローの減少により実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が認められないことから、取得原価と実質価額との差額を、特別損失に子会社株式及び関連会社株式評価損として 23,622 百万円計上しております。

37. 当社は、2025 年 2 月 7 日に、Legal & General Group plc（以下、「L & G」という）から、米国生命保険会社 Banner Life Insurance Company 等を傘下に有する、L & G の米国持株会社である Legal & General America, Inc. の全発行株式を取得することについて合意いたしました。当該株式の取得は、各国の規制当局認可の取得等を前提として、2025 年度下半期に完了する見込みです。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称 Legal & General America, Inc.

事業の内容 米国における生命保険事業および年金リスク移転事業

②企業結合を行った主な理由

「個人生命保険市場へのアクセス」「先進的なデジタル技術」「PRT 事業」等の利点を有するバナーライフ社の子会社化を通じ、当社グループは米国生命保険市場における収益基盤をよりいっそう強化すること等を目的としております。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 2,281 百万米ドル

(注) 現時点では確定しておらず、見積りによっております。

38. 当社は、2025年3月21日に、イオンフィナンシャルサービス株式会社から、イオン・アリアンツ生命保険株式会社の株式を取得（持分比率85.1%（注））することについて、合意いたしました。当該株式の取得は、日本の規制当局認可の取得等を前提として、2025年度上半期に完了する見込みです。

（注）当社によるイオン・アリアンツ生命の株式取得の直前に実施予定である、イオンフィナンシャルサービス株式会社による同社への増資後の比率

39. 当社は、2024年12月23日に、Talanx AG（以下「タランクス社」という）との間で2010年に締結した戦略提携契約について、2025年12月31日付で終了することに合意をしました。あわせて、タランクス社と共同買収をしたTUiR Warta S.A.（以下「ワルタ社」という）、TU Europa S.A.（以下「オイロパ社」という）が発行する当社保有株式をタランクス社に譲渡する条件についても合意をしております。

(1) 理由

戦略提携契約にかかる協議のなかで、ワルタ社・オイロパ社の当社保有株式について、タランクス社から買取意思を表明されたためです。

(2) 譲渡する相手会社の名称

タランクス社

(3) 譲渡の予定期間

関連当局による認可等を前提に、2026年1～3月頃の実施を予定しております。

(4) 当該関連法人等の名称、事業内容及び当社との取引内容

ワルタ社 損害保険事業

オイロパ社 損害保険事業

当社と当事業にかかる取引はありません。

(5) 譲渡する株式の数及び譲渡後の持分比率

売却する株式の数 ワルタ社 4,559千株、オイロパ社 4,724千株

売却後の持分比率 売却後の持分比率はワルタ社、オイロパ社ともゼロになります。

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	4,744,207
保 険 料 等 収 入	2,766,074
保 険	2,758,332
再 保 険 収 入	7,742
資 産 運 用 収 益	1,774,894
利 息 及び 配 当 金 等 収 入	1,212,572
預 貯 金 利 息	14,618
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	1,063,379
貸 付 金 利 息	66,682
不 動 産 貸 貸 料	43,297
そ の 他 利 息 配 当 金	24,593
有 価 証 券 売 却 益	515,842
有 価 証 券 償 戻 益	43,542
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,600
そ の 他 運 用 収 益	335
そ の 他 経 常 収 益	203,238
年 金 特 約 取 扱 受 入 金	10,828
保 険 金 据 置 受 入 金	20,855
責 任 準 備 金 戻 入 額	127,525
退 職 給 付 引 当 金 戻 入 額	35,788
そ の 他 の 経 常 収 益	8,239
経 常 費 用	4,574,050
保 険 金 等 支 払 金	3,064,573
保 険	641,518
年 金	643,597
給 付	455,015
解 約 返 戻 金	1,025,243
そ の 他 返 戻 金	120,996
再 保 険 料	178,202
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	9,996
支 払 備 金 繰 入 額	9,960
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	36
資 産 運 用 費 用	946,321
支 払 利 息	45,338
金 銭 の 信 託 運 用 損	6,003
有 価 証 券 売 却 損	229,028
有 価 証 券 評 価 損	4,453
有 価 証 券 償 戻 損	9
金 融 派 生 商 品 費 用	528,698
為 替 差 損	84,181
賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費	9,398
そ の 他 運 用 費 用	30,652
特 別 勘 定 資 産 運 用 損	8,557
事 業 費 用	437,714
そ の 他 経 常 費 用	115,443
保 険 金 捲 置 支 払 金	39,760
税 減 価 償 却 費	35,681
そ の 他 の 経 常 費 用	34,542
	5,459
経 常 利 益	170,156
特 別 利 益	3,193
固 定 資 産 等 处 分 益	2,687
子 会 社 及 び 関 連 会 社 清 算 益	505
特 別 損 失	78,083
固 定 資 産 等 处 分 損	7,275
減 損 損 失	1,872
子 会 社 株 式 及 び 関 連 会 社 株 式 評 価 損	23,622
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	42,317
社 会 厚 生 事 業 増 進 助 成 金	2,995
税 引 前 当 期 純 利 益	95,266
法 人 税 及 び 住 民 税	53,287
法 人 税 等 調 整 領	△ 111,869
法 人 税 等 合 計 余	△ 58,581
当 期 純 利 益	153,847

損益計算書の注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

2. 子会社等との取引による収益の総額は、64,226百万円、費用の総額は、49,167百万円であります。

3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券21,730百万円、株式等202,124百万円、外国証券289,998百万円であります。

有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券206,291百万円、株式等1,331百万円、外国証券20,473百万円であります。

有価証券評価損の内訳は、株式等1,886百万円、外国証券2,567百万円であります。

4. 支払備金繰入額の計算上、出再前支払備金繰入額9,986百万円から差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は26百万円、責任準備金戻入額の計算上、出再前責任準備金繰入額55,175百万円から差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は182,701百万円であります。

5. 「金融派生商品費用」には、評価損が133,598百万円含まれております。

6. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1)資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2)減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	件 数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	1 件	304	1,082	1,386
遊休不動産等	4 件	161	323	485
合 計	5 件	466	1,405	1,872

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.77%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）基準等変動計算書

(単位：百万円)

		基 金 等						評価・換算差額等				
		剩 余 金			そ の 他 剩 余 金			基 金 等 合 計		評価・換算差額等合計		
		基 金	基 金償却積立金	再評価積立金	損失償補準備金	基 金償却積立金	価格変動積立金	社会厚生事業増進積立金	不動産圧縮積立金	当期未処分剰余金	剩 余 金 合 計	そ の 他 評価証券差額金
当期首残高	50,000	930,000	452	13,853	40,000	29,764	693	10,000	24,578	164,342	283,231	1,263,684
当期変動額												
社員配当準備金の積立									△150,958	△150,958		△150,958
損失償補準備金の積立					454				△454			
基金償却積立金の積立				50,000						50,000		
基金利息の支払									△145	△145		
当期純剰余								153,847	153,847	153,847		
基金の償却		△50,000								△50,000		
基金償却準備金の積立				10,000				△10,000				
基金償却準備金の取崩				△50,000					△50,000	△50,000		
社会厚生事業増進積立金の取崩							3,306		△3,306			
社会厚生事業増進積立金の取崩							△2,995		2,995			
不動産圧縮積立金の取崩								△521	521			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)												1,366
当期変動額合計		△50,000	50,000	—	454	△40,000	—	310	—	△521	△6,133	△45,889
当期末残高	—	980,000	452	14,307	—	29,764	1,004	10,000	24,056	158,209	237,342	1,217,795
											△95,205	3,491,836
											121,149	3,517,779
											4,735,575	

2024年度（2024年4月1日から 2025年3月31日まで） 剰余金処分案

(単位:円)

科 目		金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金		158,209,739,346
任 意 積 立 金 取 崩 額		44,944,797,763
不 動 産 壓 縮 積 立 金 取 崩 額		5,180,633,214
事 業 基 盤 強 化 積 立 金 取 崩 額		10,000,000,000
価 格 変 動 積 立 金 取 崩 額		29,764,164,549
計		203,154,537,109
剩 余 金 処 分 額		203,154,537,109
社 員 配 当 準 備 金		157,450,641,518
差 引 純 剰 余 金		45,703,895,591
損 失 填 補 準 備 金		473,000,000
任 意 積 立 金		45,230,895,591
社 会 厚 生 事 業 増 進 積 立 金		3,995,842,881
事 業 基 盤 強 化 積 立 金		40,000,000,000
不 動 産 壓 縮 積 立 金		1,235,052,710

2024年度(2025年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)現金及び預貯金	1,093,824	(負債の部)保険契約準備金	40,860,348
コ一ル口一債権	165,000	支払準備金	1,172,065
買入金銭の信託	149,806	責任員配当準備金	39,395,766
金有価付証券	130,232	代理保証金	292,516
形固定資産	42,834,868	再貸借債務	8,931
土建リ一斯設他の有形固定資産	5,761,005	その他の負債	134,510
無形固定資産	984,281	債券貸借取引受入担保金	1,207,793
ソフトウエアのれ	648,301	その他の負債	4,445,205
その他無形固定資産	287,607	退職給付に係る負債	3,246,009
代理店保の他資産	1,236	価格変動準備金	1,199,195
再貸借の他資産	37,714	繰延税金負債	8,900
その他無形固定資産	9,421	再評価に係る繰延税金負債	1,173,695
代理店保の他資産	619,079	支払承諾	426,103
再貸借の他資産	83,393	負債の部合計	78,575
その他無形固定資産	144,922		4,766
代理店保の他資産	390,764		48,348,829
再貸借の他資産	1,466	(純資産の部)基金償却積立金	980,000
その他無形固定資産	236,833	再評価積立金	452
代理店保の他資産	948,630	連結剩余金	204,511
再貸借の他資産	525,685	基金等合計	1,184,964
延税金資見返金	10,681	その他有価証券評価差額金	3,373,116
代理店保の他資産	4,766	繰延ヘッジ損益	△92,478
再貸借の他資産	△6,893	土地再評価差額金	121,149
代理店保の他資産		為替換算調整勘定	292,609
再貸借の他資産		退職給付に係る調整累計額	228,119
代理店保の他資産		在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	2,958
再貸借の他資産		その他の包括利益累計額合計	3,925,474
代理店保の他資産		純資産の部合計	5,110,438
資産の部合計	53,459,267	負債及び純資産の部合計	53,459,267

連結計算書類の作成方針

	当連結会計年度 [2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで]
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結される子会社および子法人等数 20 社</p> <p>主要な連結される子会社および子法人等は、明治安田損害保険株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.、Meiji Yasuda America Incorporated あります。</p> <p>当連結会計年度に当社の子会社および子法人等となった以下 3 社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>Anthem Life Insurance Company Anthem Life & Disability Insurance Company Greater Georgia Life Insurance Company</p> <p>StanCorp Financial Group, Inc. 傘下子会社 1 社について、他の StanCorp Financial Group, Inc. 傘下子会社と合併したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。</p> <p>主要な非連結の子会社および子法人等は、明治安田ライフプランセンター株式会社であります。</p> <p>非連結の子会社および子法人等は、総資産、売上高、当期損益および(利益) 剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結の子会社および子法人等数 0 社</p> <p>(2) 持分法適用の関連法人等数 7 社</p> <p>主要な持分法適用の関連法人等は Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd.、TU Europa S.A.、TUiR Warta S.A.、Thai Life Insurance Public Company Limited あります。</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(明治安田ライフプランセンター株式会社ほか) ならびに関連法人等については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項	連結される海外の子会社および子法人等の決算日は 12 月 31 日であり、同日現在の決算財務諸表を使用しております。また、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. のれんの償却に関する事項	のれんおよびのれん相当額は、定額法により 20 年以内で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

連結貸借対照表の注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定
 なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。
 再評価を行った年月日 2001年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 当社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。連結される海外の子会社および子法人等の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、連結される海外の子会社および子法人等の資産、負債、収益および費用は、連結される海外の子会社および子法人等の決算日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14百万円であります。
8. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当社の退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

9. 当社および連結される国内の保険会社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外国株式に対する価格変動リスクのヘッジとしてエクイティスワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および当社が発行した外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。
なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しておらず、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
11. 当社の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、次のように計算しています。
(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。
 - ・1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの
 - ・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの
 - ・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの2年間にわたって積み立てたもの
 - ・変額保険契約を対象として2014年度および2023年度において積み立てたもの
 - ・1994年4月1日以前に契約締結した一部の終身保険契約を対象として、予定利率3.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2024年度からの4年間にわたって積み立てることとしたもの当連結会計年度より、契約時の予定利率が3.75%超の終身保険契約を対象として、予定利率3.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を4年間にわたり追加して積み立てることとしております。当連結会計年度から4年間にわたって積み立てを行いますが、積立初年度である当連結会計年度においては68,470百万円を積み立て、その結果、当連結会計年度末における積立所要額の22.8%まで積み立てております。
責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
一部の連結される海外の保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。
12. 当社の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書きの規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
(計算方法の概要)
IBNR告示第1条第1項本文に掲げる全ての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。
13. 当社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等の無形固定資産は、米国会計基準に基づく償却

を行っております。

15. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は以下のとおりであります。

「リースに関する会計基準」（2024年9月13日 企業会計基準委員会）および「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日 企業会計基準委員会）が公表され、国際的な会計基準と同様に借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めており、当社では、2027年度から適用予定であります。なお、当会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

16. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサーブラスを健全性指標の一つとして捉え、サーブラスの変動性（リスク）に着目するサーブラス・マネジメント型ALMによっております。

当社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等が投資する有価証券は、主として債券で保有しており、貸付金は、主に海外の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外国株式に対する価格変動リスクのヘッジとしてエクイティスワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および当社が発行した外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等が保有する有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の社債のうち、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されております。

当社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サーブラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では、VaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	32,993	32,993	—
その他有価証券(譲渡性預金)	32,993	32,993	—
買入金銭債権	149,806	141,345	△8,461
満期保有目的の債券	145,799	137,338	△8,461

その他有価証券	4,006	4,006	—
金銭の信託	111,332	111,332	—
その他有価証券	111,332	111,332	—
有価証券	42,557,870	41,044,906	△1,512,963
売買目的有価証券	2,411,863	2,411,863	—
満期保有目的の債券	2,903,469	2,986,779	83,310
責任準備金対応債券	15,049,301	13,493,303	△1,555,998
子会社株式及び関連会社株式	137,912	97,636	△40,276
その他有価証券	22,055,323	22,055,323	—
貸付金	5,761,005	5,668,030	△92,975
保険約款貸付	156,257	156,257	—
一般貸付	5,604,748	5,511,772	△92,975
貸倒引当金(*1)	△5,405	—	—
	5,755,600	5,668,030	△87,570
社債	1,207,793	1,191,060	△16,732
借入金	271,600	249,836	△21,763
金融派生商品(*2)	(83,694)	(83,694)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	49,906	49,906	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(133,600)	(133,600)	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、()で示しております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号。以下「時価算定期会計基準適用指針」という）第24-16項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、238,538百万円（うち子会社株式及び関連会社株式202,235百万円）、組合出資等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、38,459百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について159百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ① 売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△27,738百万円であります。
- ② 満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	①国債・地方債等	2,358,860	2,442,319	83,458
	②社債	186,412	193,835	7,422
	③その他	61,198	62,219	1,020
	合計	2,606,471	2,698,373	91,902
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	①国債・地方債等	181,004	176,313	△4,690
	②社債	108,455	105,642	△2,812
	③その他	153,338	143,788	△9,550
	合計	442,797	425,744	△17,052

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ③ 責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当連結会計年度中の売却額は708,646百万円であり、売却益の合計額は23,222百万円、売却損の合計額は204,544百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,650,054	3,726,278	76,223
	②社債	13,528	13,581	52
	③その他	1,002,236	1,015,137	12,901
	合計	4,665,819	4,754,997	89,177
時価が連結貸借対照表計	①国債・地方債等	8,405,585	6,937,829	△1,467,756

上額を超えないもの	②社債	24,460	21,797	△2,662
	③その他	1,953,435	1,778,678	△174,757
	合計	10,383,481	8,738,305	△1,645,175

④その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は3,061,058百万円であり、売却益の合計額は492,848百万円、売却損の合計額は27,371百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	(1)株式	1,486,489	5,724,205	4,237,715
	(2)債券	1,361,807	1,417,298	55,490
	①国債・地方債等	932,644	968,312	35,668
	②社債	429,162	448,985	19,822
	(3)その他	5,577,824	6,655,839	1,078,015
	合計	8,426,120	13,797,342	5,371,221
連結貸借対照表計上額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	(1)株式	23,875	20,649	△3,225
	(2)債券	1,823,817	1,690,709	△133,107
	①国債・地方債等	707,339	607,293	△100,046
	②社債	1,116,477	1,083,416	△33,060
	(3)その他	7,196,772	6,694,953	△501,818
	合計	9,044,464	8,406,313	△638,151

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、責任準備金対応債券について2,096百万円、その他有価証券で時価のある株式等について2,704百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金(譲渡性預金)	32,993	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	149,806
貸付金(*)	686,006	802,354	762,335	554,086	730,594	2,068,971
有価証券	716,425	2,482,009	3,087,392	3,980,544	5,561,144	16,093,815
満期保有目的の債券	359,457	455,479	87,560	546,006	371,946	1,083,018
責任準備金対応債券	23,492	264,305	1,052,221	1,552,146	2,980,466	9,176,668
その他有価証券のうち満期があるもの	333,475	1,762,224	1,947,610	1,882,390	2,208,732	5,834,128
合計	1,435,426	3,284,364	3,849,728	4,534,630	6,291,739	18,312,593

(*) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない318百万円は含めておりません。

(*) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注3) 社債および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	1,207,793
借入金	—	—	—	—	—	271,600
合計	—	—	—	—	—	1,479,393

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預貯金（譲渡性預金）	—	32,993	—	32,993
買入金銭債権	—	4,006	—	4,006
その他有価証券	—	4,006	—	4,006
金銭の信託	—	111,332	—	111,332
その他有価証券	—	111,332	—	111,332
有価証券	11,967,070	11,864,101	90,066	23,921,238
売買目的有価証券	2,224,443	187,419	—	2,411,863
国債・地方債等	93,629	3,073	—	96,703
社債	—	91,699	—	91,699
株式	100,880	—	—	100,880
その他	2,029,933	92,646	—	2,122,580
その他有価証券	9,742,627	11,676,681	90,066	21,509,374
国債・地方債等	1,471,833	103,772	—	1,575,605
社債	—	1,532,402	—	1,532,402
株式	5,743,930	923	—	5,744,854
その他	2,526,863	10,039,582	90,066	12,656,512
金融派生商品	654	97,837	9,330	107,822
通貨関連	—	76,816	—	76,816
金利関連	—	7,771	—	7,771
株式関連	73	13,249	9,330	22,654
債券関連	580	—	—	580
資産計	11,967,725	12,110,271	99,396	24,177,393
金融派生商品	117	191,399	—	191,516
通貨関連	—	61,461	—	61,461
金利関連	—	129,937	—	129,937
株式関連	66	—	—	66
債券関連	51	—	—	51
負債計	117	191,399	—	191,516

(*) 時価算定会計基準適用指針第24-7項に従い、基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は 545,948 百万円であります。当該投資信託の当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	時価算定会計基準適用指針 第24-3項を適用し基準価 額を時価とみなす投資信託
当連結会計年度期首残高	459,496
当期の損益又はその他の包括利益	
その他有価証券評価差額金に計上	9,952
購入、売却及び償還	
購入	80,145
売却	△3,645
当連結会計年度末残高	545,948

また、同適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の、解約等に関する制限の主な内容及び連結貸借対照表計上額は、任意解約等が認められていない投資信託 545,948 百万円であります。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	137,338	—	137,338
満期保有目的の債券	—	137,338	—	137,338
有価証券	13,703,211	2,874,508	—	16,577,720
満期保有目的の債券	2,479,150	507,629	—	2,986,779

国債・地方債等	2,468,762	149,869	—	2,618,632
社債	—	299,477	—	299,477
その他	10,387	58,282	—	68,669
責任準備金対応債券	11,126,425	2,366,878	—	13,493,303
国債・地方債等	10,664,107	—	—	10,664,107
社債	—	35,379	—	35,379
その他	462,317	2,331,499	—	2,793,816
子会社株式及び関連会社株式	97,636	—	—	97,636
貸付金	—	—	5,668,030	5,668,030
保険約款貸付	—	—	156,257	156,257
一般貸付	—	—	5,511,772	5,511,772
資産計	13,703,211	3,011,846	5,668,030	22,383,088
社債	—	1,191,060	—	1,191,060
借入金	—	249,836	—	249,836
負債計	—	1,440,897	—	1,440,897

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダーや取引相手先から入手した当連結会計年度末日の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

相場価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

②金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については当連結会計年度末日のT TM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、エクイティスワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によつており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一緒にして処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一緒にして処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

③貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、当連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の当連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲

金融派生商品			
インデックスオプション取引	ブラックショールズモデル	(*)2	(*)2

(*)1 上記のほか、有価証券の「その他有価証券」にてレベル3の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

(*)2 S&P500 インデックス等のインプライド・ボラティリティ等をインプットとして使用しております。

②当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	有価証券	金融派生商品	合計
	その他有価証券	インデックスオプション取引	
	その他		
当連結会計年度期首残高	106,232	6,450	112,683
当期の損益又はその他の包括利益			
損益に計上(*)1)	△334	5,608	5,273
その他の包括利益に計上(*)2)	4,014	743	4,757
購入、売却、発行及び決済			
購入	701	7,340	8,042
売却	△30,440	—	△30,440
決済	—	△10,811	△10,811
償還	△2,741	—	△2,741
レベル3の時価への振替 (*)3)	12,712	—	12,712
レベル3の時価からの振替 (*)4)	△79	—	△79
当連結会計年度末残高	90,066	9,330	99,396
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益 (*)1)	—	1,877	1,877

(*)1 「資産運用収益」の「利息及び配当金等収入」、「資産運用費用」の「金融派生商品費用」に含まれております。

(*)2 「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」「為替換算調整勘定」に含まれております。

(*)3 レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、観察可能なデータが不足していることによるものであります。当該振替は当連結会計年度の末日に行っております。

(*)4 レベル3の時価からレベル1の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は当連結会計年度の末日に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

インデックスオプション取引の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、インデックスボラティリティです。ボラティリティは対象とする指標の変化のスピード及び幅の大きさに関する指標であり、ボラティリティの著しい増加（減少）は、単独では、オプション価格の著しい上昇（低下）を生じさせることとなり、オプションの買いポジションである場合には、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

17. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は 687,226 百万円、時価は 1,071,101 百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

18. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、52,310 百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は 377 百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、14 百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

債権のうち、危険債権額は 5,130 百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

債権のうち、三月以上延滞債権額は 125 百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸

付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は 46,677 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 有形固定資産の減価償却累計額は、510,008 百万円であります。

20. 一部の連結される海外の子会社および子法人等が資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。

有価証券	2,771 百万円
貸付金	18,903 百万円
再保険貸	1,241 百万円

21. 保険業法第 118 条第 1 項の規定による特別勘定の資産の額は、549,347 百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

22. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	289,545 百万円
前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	150,958 百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	148,033 百万円
利息による増加等	46 百万円
当連結会計年度末現在高	292,516 百万円

23. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

24. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 1,373 百万円、有価証券 370,286 百万円、貸付金 271,180 百万円であります。

25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の連結貸借対照表価額は 6,715,142 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の連結貸借対照表価額は 248,244 百万円であります。

26. 自由に処分できる権利を有している資産であって、連結貸借対照表に計上されていない資産は、現金担保付債券貸借取引により受け入れている現金担保 11,604 百万円、現金担保付債券貸借取引で借り入れている有価証券 12,186 百万円であります。現金担保について、全て貸し出しております。借り入れている有価証券について、全て自己所有しております。

27. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、165,223 百万円であります。

28. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。

29. 負債の部のその他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 271,600 百万円を含んでおります。

30. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の連結される海外の子会社および子法人等は、確定給付制度および確定拠出制度を設けております。

なお、一部の連結される子会社および子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	312,106 百万円
勤務費用	10,114 百万円
利息費用	6,207 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△9,007 百万円
退職給付の支払額	△21,474 百万円
その他	8,631 百万円
期末における退職給付債務	306,577 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	707,038 百万円
期待運用収益	10,341 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	108,572 百万円
事業主からの拠出額	2,373 百万円
退職給付の支払額	△15,817 百万円
その他	10,855 百万円
期末における年金資産	<u>823,363 百万円</u>
③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表	
積立型制度の退職給付債務	297,223 百万円
年金資産	<u>△823,363 百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	△526,140 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,354 百万円
退職給付に係る負債	<u>△516,785 百万円</u>
退職給付に係る資産	8,900 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△525,685 百万円</u>
④退職給付に関連する損益	△516,785 百万円
勤務費用	10,114 百万円
利息費用	6,207 百万円
期待運用収益	△10,341 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△34,084 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△2,412 百万円
その他	42 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>△30,474 百万円</u>
⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳	
その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
数理計算上の差異	84,234 百万円
過去勤務費用	<u>△2,371 百万円</u>
合計	81,863 百万円
その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識数理計算上の差異	307,465 百万円
未認識過去勤務費用	<u>12,042 百万円</u>
合計	319,508 百万円
⑥年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。	
債券	2.3%
株式	54.0%
生命保険一般勘定	17.8%
共同運用資産	15.6%
現金及び預金	4.6%
その他	5.8%
合計	<u>100.0%</u>

年金資産合計には、退職給付信託が 63.2% 含まれております。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	
国内	0.9%
海外	5.6%
長期期待運用収益率	
国内	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%
海外	3.6～6.3%

(3) 確定拠出制度

当社ならびに連結される子会社および子法人等の確定拠出制度への要拠出額は、8,001 百万円であります。

31. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式等は、340,148百万円であります。
32. 繰延税金資産の総額は、1,110,957百万円、繰延税金負債の総額は、1,501,280百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、25,098百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金705,054百万円および価格変動準備金338,282百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,375,104百万円であります。
当連結会計年度における法定実効税率は27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△38.94%、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正に係る△29.39%および子会社等の留保利益に係る5.38%であります。
なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）の成立に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率27.96%は、回収または支払が見込まれる期間が令和8年4月1日以降のものについては28.88%に変更されております。
この変更により、当連結会計年度末における繰延税金資産は5百万円減少、繰延税金負債は11,281百万円、再評価に係る繰延税金負債は2,528百万円それぞれ増加し、法人税等調整額は32,650百万円減少しております。
33. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。
- (1) StanCorp Financial Group, Inc.（以下「StanCorp」という）の支払備金
当連結会計年度の連結貸借対照表の「支払備金」に1,005,387百万円計上しております。また、団体保険事業に係る長期就業不能者の将来給付に対する支払備金が重要な割合を占めております。
StanCorpの支払備金は、米国会計基準に基づき同社の貸借対照表日時点における未払保険金及び関連費用の現在価値の見積りに基づき算出した額を計上しております。当該支払備金について、積立額の適切性を毎期評価し、この評価においては、給付終了率等の主要な仮定が使用されております。
上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - (2) StanCorpの買収時に計上したのれんの減損
当連結会計年度の連結貸借対照表の「のれん」に、StanCorpの買収時に計上したのれんの残高101,179百万円を計上しております。また、団体保険事業に係るのれんが重要な割合を占めております。
StanCorpの買収に係るのれんは、米国会計基準に基づきStanCorpの連結財務諸表に計上され、同社において減損の判定が行われております。のれんの減損の判定にあたっては、米国会計基準に基づき減損の兆候判定を行い、当該のれんを含む事業の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%超であるかどうかについての定性的要因の評価に加えて、業績予測を基礎とした定量的な評価を実施しております。この判定には保険料収入の伸び率、保険金給付率等の主要な仮定を使用しております。
上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。
なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。
 - (3) StanCorpの買収時に計上した保有契約価値の減損
当連結会計年度の連結貸借対照表の「その他の無形固定資産」に、StanCorpの買収時に計上した保有契約価値の残高54,802百万円を計上しております。また、個人就業不能保険事業に係る保有契約価値が重要な割合を占めています。
連結される海外の子会社および子法人等の買収に係る保有契約価値は、StanCorpの買収日時点で保有している保険契約から得られる将来の利益の見積現在価値であり、米国会計基準に基づき、同社の連結財務諸表に計上されております。保有契約価値の算出には、給付発生率、給付終了率等の主要な仮定を使用しております。また保有契約がもたらす保険料収入やその契約期間等に基づき一定期間にわたり償却しております。
また、上記の仮定が悪化した場合、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性があります。このため、この評価は、責任準備金の積み立ての十分性に関する判断と一体で検討を行います。
上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。
なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。
34. 取得による企業結合
当社の連結子会社であるStanCorpは、2024年4月1日に、Elevance Health, Inc.から、同社の団体保険事業を営む子会社3社が発行する全株式を取得および両社の営業基盤を活用した販売提携契約を締結いたしました。
当株式取得取引について、StanCorpは、米国財務会計基準審議会が公表する会計基準(ASC)Topic805「企業結合」に基づき、本取引を事業の取得として認識しております。
- (1) 企業結合の概要
①被取得企業の名称及び取得した事業の内容
被取得企業の名称 Anthem Life Insurance Company
Anthem Life & Disability Insurance Company
Greater Georgia Life Insurance Company

事業の内容	団体保険事業	
②企業結合を行った主な理由		
団体保険事業における顧客基盤強化と事業効率化等の買収効果により、StanCorp のさらなる成長を図ること等を目的としております。		
③企業結合日		
2024年4月1日		
④企業結合の法的形式		
株式取得		
⑤結合後企業の名称		
Anthem Life Insurance Company		
Anthem Life & Disability Insurance Company		
Greater Georgia Life Insurance Company		
⑥取得した議決権比率		
100%		
⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠		
当社の連結子会社である StanCorp が議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配していることが明確であるためであります。		
(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間	2024年4月1日から2024年12月31日まで	
(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳		
取得の対価	575 百万米ドル	
取得原価	575 百万米ドル	
また、販売提携契約による対価は 220 百万米ドルであります。		
(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額	アドバイザリー費用等 23 百万米ドル	
(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳		
資産合計	1,320 百万米ドル	
(うち有価証券	570 百万米ドル)	
負債合計	744 百万米ドル	
(うち保険契約準備金	672 百万米ドル)	
(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間		
① 発生したのれんの金額	268 百万米ドル	
② 発生原因	StanCorp の団体保険事業における顧客基盤強化と事業効率化によって期待される超過収益力であります。	
③ 債却方法及び償却年数	10 年間にわたる均等償却であります。	
(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額および主要な種類別の内訳ならびに全体および主要な種類別の加重平均償却期間		
平均償却期間		
主要な種類別の内訳	金額	償却期間
買取時の既契約価値	57 百万米ドル	1 年
なお、販売提携契約における対価および加重平均償却期間は以下のとおりです。		
種類別の内訳	金額	償却期間
販売提携契約から獲得される新契約価値	220 百万米ドル	20 年

35. 重要な後発事象

当社の連結子会社である StanCorp は、2025年4月1日に、The Allstate Corporation から、同社の団体保険事業を営む保険子会社を含む2社が発行する全株式を取得いたしました。

StanCorp は、米国財務会計基準審議会が公表する会計基準 (ASC) Topic 805「企業結合」に基づき、本取引を事業の取得として認識しております。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称	American Heritage Life Insurance Company
	American Heritage Service Company
事業の内容	団体保険事業および関連事務サービス事業

②企業結合を行った主な理由

団体保険事業における事業基盤の強化と効率化により、StanCorp のさらなる成長を図ること等を目的としております。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	1,946 百万米ドル
-------	-------------

(注) 現時点では確定しておらず、見積りによっております。

- (3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

36. 当社は、2025年2月7日に、Legal & General Group plc（以下、「L&G」という）から、米国生命保険会社Banner Life Insurance Company等を傘下に有する、L&Gの米国持株会社であるLegal & General America, Inc.の全発行株式を取得することについて合意いたしました。当該株式の取得は、各国の規制当局認可の取得等を前提として、2025年度下半期に完了する見込みです。

(1) 企業結合の概要

- ①被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称 Legal & General America, Inc.

事業の内容 米国における生命保険事業および年金リスク移転事業

- ②企業結合を行った主な理由

「個人生命保険市場へのアクセス」「先進的なデジタル技術」「PRT事業」等の利点を有するバナーライフ社の子会社化を通じ、当社グループは米国生命保険市場における収益基盤をよりいっそう強化すること等を目的としております。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 2,281百万米ドル

(注) 現時点では確定しておらず、見積りによっております。

37. 当社は、2025年3月21日に、イオンフィナンシャルサービス株式会社から、イオン・アリアンツ生命保険株式会社の株式を取得（持分比率85.1%（注））することについて、合意いたしました。当該株式の取得は、日本の規制当局認可の取得等を前提として、2025年度上半期に完了する見込みです。

(注) 当社によるイオン・アリアンツ生命の株式取得の直前に実施予定である、イオンフィナンシャルサービス株式会社による同社への増資後の比率

38. 当社は、2024年12月23日に、Talanx AG（以下「タランクス社」という）との間で2010年に締結した戦略提携契約について、2025年12月31日付で終了することに合意をしました。あわせて、タランクス社と共同買収をしたTUiR Warta S.A.（以下「ワルタ社」という）、TU Europa S.A.（以下「オイロパ社」という）が発行する当社保有株式をタランクス社に譲渡する条件についても合意をしております。

(1) 理由

戦略提携契約にかかる協議のなかで、ワルタ社・オイロパ社の当社保有株式について、タランクス社から買取意思を表明されたためです。

(2) 譲渡する相手会社の名称

タランクス社

(3) 譲渡の予定期間

関連当局による認可等を前提に、2026年1~3月頃の実施を予定しております。

(4) 当該関連法人等の名称、事業内容及び当社との取引内容

ワルタ社 損害保険事業

オイロパ社 損害保険事業

当社と当事業にかかる取引はありません。

(5) 譲渡する株式の数及び譲渡後の持分比率

売却する株式の数 ワルタ社4,559千株、オイロパ社4,724千株

売却後の持分比率 売却後の持分比率はワルタ社、オイロパ社ともゼロになります。

2024年度（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）連結損益計算書

(単位:百万円)

連結損益計算書の注記

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

2. 当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	件 数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物 等	計
賃貸不動産等	1 件	304	1,082	1,386
遊休不動産等	5 件	161	327	489
合 計	6 件	466	1,410	1,876

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については主に見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.77%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

2024年度（2024年4月1日から）連結基金等変動計算書

		基 金 等						そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				(単位:百万円)		
		基 金	基 金 債 戻 積 立 金	再 評 価 積 立 金	連 結 剰 余 金	基 金 等 合 計	そ の 他 有 値 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	在 外 子 会 社 等 に 係 る 保 險 契 約 準 備 金 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	純 資 産 合 計
当期首残高	50,000	930,000	452	250,733	1,231,186	4,174,889	△67,728	124,222	146,673	171,714	1,871	4,551,643	5,782,829	
当期変動額														
社員配当準備金の積立					△150,958	△150,958							△150,958	
基金償却積立金の積立		50,000				50,000							50,000	
基金利息の支払					△145	△145							△145	
親会社に帰属する当期純剰余					153,515	153,515							153,515	
基金の償却	△50,000					△50,000							△50,000	
基金償却準備金の取崩					△50,000	△50,000							△50,000	
土地再評価差額金の取崩					1,366	1,366							1,366	
基金等以外の項目の当期変動額 （純額）					—	—	△801,772	△24,750	△3,073	145,936	56,404	1,087	△626,168	
当期変動額合計	△50,000	50,000	—	△46,222	△46,222	△801,772	△24,750	△3,073	145,936	56,404	1,087	△626,168	△672,390	
当期末残高	—	980,000	452	204,511	1,184,964	3,373,116	△92,478	121,149	292,609	228,119	2,958	3,925,474	5,110,438	

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

明治安田生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮戸通孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三輪登信
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林広樹
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結計算書類の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

明治安田生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮戸通孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三輪登信

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林広樹

<連結計算書類監査>

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田生命保険相互会社及び連結子法人等からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告の「5. 会計監査人に関する事項」に含まれる

(2) 会計監査人に対する報酬等の額及び (3) 会計監査人と同一のネットワーク (KPMG メンバーファーム) に対する報酬等の額に記載されている。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査委員会は、2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、保険業法第53条の30第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について執行役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、事業報告、計算書類およびそれらの附属明細書ならびに連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

明治安田生命保険相互会社 監査委員会

監査委員長	上村 達男
監査委員	佐々木 百合
監査委員	秋田 正紀
監査委員	吉井 久美子
監査委員	荒谷 雅夫
監査委員	菊川 隆志

(注) 監査委員長 上村達男、監査委員 佐々木百合、秋田正紀および吉井久美子は、保険業法第53条の2第5項および第53条の24第3項に規定する社外取締役であります。

2. 相互会社制度運営に関する報告の件

■ 総代会

総代会は、保険業法（第42条第1項）の規定に基づき、社員総会に代わる機関として社員から選出された総代により構成され、経営に関する重要事項について審議し、決議を行ないます。

■ 総代の定数

総代の定数は、定款（第14条）において222名と定めています。総代定数222名のうち200名については、①地域別選出による定数120名（社員数に比例して全都道府県から1名以上を選考）、②地域別選出によらない定数80名に配分し、幅広い層の社員から選ばれた総代構成となるようにしています。

また、22名については、総代選出プロセスの多様化を図り、透明性をさらに高めることを目的に導入した「立候補制」（総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度）により選出される総代です。

上記の総代定数については、総代が社員の意思を代表し多様な視点から経営を監督するとともに、総代会において会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なううえで適正な水準であると考えています。

■ 総代の選出方法

総代は、社員お一人おひとりによる「社員投票」（信任投票）により選出されます。社員投票の結果、個々の総代候補者について不同意とする得票数が、有権者数（社員投票を実施する年の7月末日時点の社員数）の10分の1に満たない場合、総代に就任することが確定します。

総代の選出にあたっては、総代定数222名のうち200名については、2年ごとに定数の半数を改選することとし、総代候補者選考委員会が「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者から選出します。また、22名については、「立候補制」により選定された総代候補者から選出します。

総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会（以下、選考委員会）は、「総代候補者選考委員選考基準」に基づき、社員のなかから選考され、総代会において選任された総代候補者選考委員で構成されています。また、選考委員会の任務を補佐する選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱し、総代候補者の選定過程を通じ、選考委員会の会社からの独立性を確保することに努めています。

総代候補者選考委員選考基準

総代候補者選考委員の選考基準は以下のとおりです。

- ・当社の社員であること
- ・生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心をもち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有していること
- ・公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること

- ・総代候補者選考委員会に出席可能であること
- ・当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

総代候補者選考基準

選考委員会が定めた総代候補者の選考基準は以下のとおりです。

(1) 総代候補者の選考方針

総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうるよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当会社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。

ア. 消費者としての視点

消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点

イ. 経営者としての視点

会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点

ウ. 専門家としての視点

専門家の見地から経営チェックを行なう視点

(2) 総代候補者の資格要件および適格基準

ア. 資格要件

- ①当社の社員（ご契約者）であること
- ②他社の総代に就任していないこと

イ. 適格基準

- ①生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること
- ②総代会および総代報告会に出席可能であること
- ③総代会等において、社員全体の利益の増進を図る観点から当社経営に対する意見を述べることができること

立候補制について

総代選出規則に基づく、立候補制の概要は以下のとおりです。

(1) 立候補の資格

- ・立候補の受付期間の末日時点で、社員資格を 2 年以上継続して有している個人のご契約者（当社およびその子会社等の役職員を除く）であること

(2) 総代候補者の選定

- ・立候補者数が選出数 22 名を超えない場合は、立候補者を総代候補者として選定
- ・立候補者数が選出数 22 名を超えた場合は、以下の地域ブロック別定員数に基づき、立候補の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者

に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定

<地域ブロック別定員数>

地域ブロック	都道府県	定員数
北海道・東 北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2 名
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8 名
中 部・北 陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4 名
近 畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4 名
中 国・四 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2 名
九 州・沖 縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2 名
計		22 名

■ 評議員会の開催

2024年7月2日開催の第77回定時総代会以降に開催された評議員会に付議した事項は次のとおりです。

第62回評議員会(2024年11月22日)

- ①2024年度上半期報告
- ②生命保険の機能の拡張に係る取組み

第63回評議員会(2025年2月20日)

- ①2024年度決算見通し
- ②海外保険事業の取組み

また、2025年6月17日に開催予定の第64回評議員会に、次の事項を付議する予定です。

- ①2024年度決算の概要
- ②「ひと」中心経営の推進に係る取組み
- ③第78回定時総代会決議事項および「お客さま懇談会」でのご意見・ご要望等について

■ お客さま懇談会の開催

2024年度のお客さま懇談会は、2025年1月および2月に、全国の支社等105会場で開催し、108名の総代を含む2,352名のご契約者のみなさまにご出席いただきました。第一部では「相互会社制度運営」「2024年度上半期報告」「ご契約者配当」等についてご説明し、第二部では「QOL応援プログラムの概要をふまえた今後期待する商品・サービス等」についてグループディスカッションを行ない、7,661件の貴重なご意見・ご要望等をいただきました。

また、お客さま懇談会へのご出席が難しいご契約者からも幅広く経営に関するご意見・ご要望等をお伺いするため、お客さま懇談会開催期間にあわせて、当社ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。

ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等につきましては、会社経営に反映させるよう努めるとともに、代表的なご意見・ご要望等とその対応状況を当社ホームページに公開しています。

決議事項

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 2024年度剩余金処分案承認の件

本議案の内容は、前記報告事項66頁に記載のとおりであります。

2024年度未処分剩余金は1,582億973万円となりました。これに不動産圧縮積立金取崩額51億8,063万円、事業基盤強化積立金取崩額100億円、価格変動積立金取崩額297億6,416万円を加え、剩余金処分額を2,031億5,453万円とさせていただきたいと存じます。

このうち、1,574億5,064万円を社員（ご契約者）配当準備金として繰り入れ、残りの差引純剩余金のうち、4億7,300万円を損失墳補準備金として積み立て、さらに、その残額を任意積立金とさせていただきたいと存じます。

また、新設する任意積立金である事業基盤強化積立金は、当社を取り巻くリスクが拡大・複合化するなかにおいて、負債性準備金では対応できないリスクに備える目的で、既存の任意積立金（事業基盤強化積立金・価格変動積立金）の積立目的を包含する形で、既存の任意積立金と同名とし、400億円を繰り入れております。

なお、既存の任意積立金（事業基盤強化積立金・価格変動積立金）については、目的が新設の事業基盤強化積立金に包含されることから、全額取り崩しを行なっております。

この結果、次期繰越剩余金はゼロとなります。

- (注) 1. 保険業法第121条の規定に基づき、保険計理人から取締役会へ提出された意見書等において、「令和6年度末に保有するすべての保険契約について、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていること」、「令和6年度末におけるすべての社員に対する剩余金の分配案が公正・衡平なものであること」ならびに「財産の状況に関して、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、保険業の継続の観点から適正な水準を維持できること、および保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であること」を確認した旨の報告がなされております。
2. 2024年度決算に基づく社員配当金の分配については、附属資料(107~139頁)に記載のとおりであります。
3. 新設する事業基盤強化積立金の積立目的に即した取崩しの例として、次のようなものを想定しております。
- ・保障領域の拡大等に伴うリスクの顕在化に伴う損失の発生
 - ・大地震の発生等の大規模災害や未知の感染症の拡大等によるパンデミックリスクの顕在化に伴う損失の発生
 - ・市場環境の変化に伴う資産・負債における価格変動リスク・流動性リスクの顕在化に伴う損失の発生
 - ・世界的なサイバー攻撃、地政学リスクの顕在化等に伴う損失の発生
 - ・オペレーションナルリスクなど経営全般に係るリスクの顕在化による損失の発生

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の趣旨

2022年6月改正の刑法において、従来の「懲役」刑と「禁固」刑を一本化した刑罰である「拘禁刑」が定められ、同法の2025年6月施行に伴い、総代の欠格事由を定めている定款規定を変更するものであります。

2. 定款変更案

(下線は変更部分を示すものであります。)

現行定款	変更案	変更の理由
第4章 総代会 〔総代の欠格事由〕 第20条 次に該当する者は、総代に なることはできない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その 執行を終わるまでまたは執行を受 けることがなくなるまでの者	第4章 総代会 〔総代の欠格事由〕 第20条 次に該当する者は、総代に なることはできない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その 執行を終わるまでまたは執行を受 けることがなくなるまでの者	改正刑法と整合するよう 変更を行なうものであります。
(2) 未成年者	(2) 未成年者	
(3) 破産手続開始の決定を受けて復 権を得ない者	(3) 破産手続開始の決定を受けて復 権を得ない者	
(4) 反社会的勢力関係者	(4) 反社会的勢力関係者	

第3号議案 評議員承認の件

評議員は本総代会終結の時をもって任期満了となるため、定款第26条および第27条の規定により評議員12名の承認をお願いするものであります。

各候補者は、企業経営者、法律・会計・保険等の専門知識を有する学識経験者、その他の会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議するのにふさわしい見識を有していることを定めた評議員選考規程に基づき選考しております。

評議員候補者の氏名、職業、新任・重任の区分等は次のとおりであります。

評議員候補者（敬称略・五十音順）

氏名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区分
大塚 紀男 (1950年7月5日)	日本精工株式会社 名誉顧問 大塚氏は、機械事業を中核とする日本精工株式会社の社長、会長を経て、現在は名誉顧問を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重任
小野由理 (1969年10月10日)	株式会社三菱総合研究所 デジタルイノベーション部門 副部門長 小野氏は、株式会社三菱総合研究所のデジタルイノベーション部門 副部門長を務められるとともに、統計科学、都市計画等を専門とする研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重任
恩藏直人 (1959年1月29日)	早稲田大学商学学術院 教授 恩藏氏は、マーケティング戦略を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重任

氏名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区分
片野坂 真哉 (1955年7月4日)	ANAホールディングス株式会社 取締役会長 片野坂氏は、定期航空運送事業を中核とする全日本空輸株式会社を傘下にもつANAホールディングス株式会社の社長を経て、現在は会長を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重任
杉山 博孝 (1949年7月1日)	三菱地所株式会社 特別顧問 杉山氏は、不動産事業を中核とする三菱地所株式会社の社長、会長を経て、現在は特別顧問を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重任
関根 愛子 (1958年5月13日)	早稲田大学商学学術院 教授、公認会計士 関根氏は、監査法人勤務、日本公認会計士協会の会長を経て、現在は相談役を務められるとともに、会計を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	新任
高田 晴仁 (1965年10月14日)	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授、弁護士 高田氏は、商法、会社法を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重任
永沢 裕美子 (1959年11月6日)	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事 永沢氏は、公益財団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の代表理事副会長を経て、現在は理事を務められるとともに、金融経済教育等を専門とする研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重任
中浜 隆 (1959年12月10日)	小樽商科大学 名誉教授 中浜氏は、保険学を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重任

区分	職業、候補者とした理由	氏名 (生年月日)
新任	中央大学大学院法務研究科 教授、弁護士 野村氏は、商法、会社法、金融法を専門とする大学教授および弁護士として、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、規制改革の研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	野村修也 (1962年4月12日)
重任	島田法律事務所 弁護士 道盛氏は、大蔵省勤務、東京国税局長、税務大学校長、株式会社大和総研専務理事等を歴任され、現在は、弁護士として業務に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	道盛大志郎 (1956年9月29日)
重任	小田急電鉄株式会社 特別社友 山木氏は、鉄道事業を中心とする小田急電鉄株式会社の社長、会長、顧問を歴任されており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	山木利満 (1947年5月3日)

(注) 職業は、2025年5月23日現在であります。

第4号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役11名は、本総代会終結の時をもって任期満了となるため、指名委員会の決議に基づき、取締役根岸秋男、永島英器、中村篤志、荒谷雅夫、秋田正紀、上村達男、堀切功章、佐々木百合、上田輝久、吉井久美子の10氏につきまして、あらためて選任をお願いするものであり、牧野伸二氏につきまして、新たに選任をお願いするものであります。

指名委員会からは、同委員会で定めた選任基準に照らし、各取締役候補者は欠格事由に該当せず、社内取締役・社外取締役とも取締役候補者として必要な条件を満たしている旨の報告がされております。

取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

取締役候補者

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 <重要な兼職>
ね ぎし あき お 根 岸 秋 男 (1958年10月31日) 重任	1981年 4月 明治生命保険相互会社入社 2009年 7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 営業企画部長 2011年 4月 同 執行役 2012年 4月 同 常務執行役 2013年 7月 同 取締役 代表執行役社長 指名委員 報酬委員 2019年 4月 同 取締役 代表執行役社長 グループ経営責任者 指名委員 報酬委員 2021年 7月 同 取締役会長 代表執行役 指名委員 報酬委員 2021年 7月 同 取締役会長 指名委員 報酬委員 現在に至る <重要な兼職> 株式会社三菱UFJ銀行 社外取締役（監査等委員）

【取締役候補者とした理由】

根岸氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、営業企画部等における経験等により、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2013年より取締役 代表執行役社長として当社経営を担い、また2021年より取締役会長として当社のガバナンス態勢の高度化に取り組むなど、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としました。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 <重要な兼職>
ながしまひでき 永島英器 (1963年2月18日)	<p>1986年 4月 明治生命保険相互会社入社 2015年 4月 明治安田生命保険相互会社 執行役 企画部長 2016年 4月 同 執行役員 人事部長 2017年 4月 同 常務執行役 2021年 7月 同 取締役 代表執行役社長 グループ経営責任者 指名委員 報酬委員 現在に至る</p> <p><重要な兼職> 一般社団法人生命保険協会 会長</p>

【取締役候補者とした理由】

永島氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、人事部等における経験等により、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2021年より取締役 代表執行役社長として当社経営を担っており、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としました。

なかむらあつし 中村篤志 (1964年3月12日)	<p>1987年 4月 明治生命保険相互会社入社 2016年 4月 明治安田生命保険相互会社 執行役員 企画部長 2018年 4月 同 常務執行役 2022年 4月 同 専務執行役 2024年 4月 同 代表執行役副社長 2024年 7月 同 取締役 代表執行役副社長 現在に至る</p> <p><重要な兼職> 株式会社百五銀行 社外取締役</p>
---------------------------------	--

【取締役候補者とした理由】

中村氏は、これまでの当社個人営業部門、営業企画部、企画部等における経験等により、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2024年より取締役 代表執行役副社長として当社経営を担っており、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としました。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 <重要な兼職>
<p>荒 谷 雅 夫 (1961年1月10日)</p> <p style="text-align: center;">重任</p>	<p>1983年 4月 明治生命保険相互会社入社 2013年 7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 運用企画部長 2014年 4月 同 執行役 2015年 4月 同 常務執行役 2017年 4月 同 専務執行役 2019年 4月 同 執行役副社長 資産運用部門長 2019年 7月 同 取締役 執行役副社長 資産運用部門長 2021年 4月 同 取締役 執行役副社長 資産運用管掌執行役 2022年 4月 同 取締役 代表執行役副社長 資産運用管掌執行役 2024年 4月 同 取締役 監査委員 現在に至る</p> <p><重要な兼職> ヒューリック株式会社 社外監査役</p>

【取締役候補者とした理由】

荒谷氏は、これまでの当社代表執行役副社長および資産運用部門の担当執行役としての経験等により、当社経営の重要な事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2024年より取締役が果たす監督機能の一翼を担う監査委員会の常勤監査委員として執行役等の職務の執行を監査しており、取締役会の監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としました。

<p>牧 野 伸 一 (1963年11月6日)</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p>1986年 4月 安田生命保険相互会社入社 2019年 4月 明治安田生命保険相互会社 執行役員 法人営業企画部長 2021年 4月 同 常務執行役 2025年 4月 同 常任顧問 現在に至る</p>
---	---

【取締役候補者とした理由】

牧野氏は、これまでの当社常務執行役、資産運用部門の担当執行役およびリスク管理統括部の経験等により、当社経営の重要な事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

取締役会の構成員として取締役会の監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としました。

氏名 (生年月日)			略歴、当社における地位および担当 <重要な兼職>
秋田正紀 (1958年12月24日)	重任	社外	<p>1983年4月 阪急電鉄株式会社入社 1991年7月 株式会社松屋入社 1999年5月 同 取締役 2001年5月 同 常務取締役 2005年3月 同 専務取締役 2005年5月 同 代表取締役副社長 2007年5月 同 代表取締役社長 2008年5月 同 代表取締役社長執行役員 2017年7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 2021年7月 同 取締役 報酬委員長 2023年3月 株式会社松屋 取締役会長兼取締役会議長 現在に至る 2023年7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 報酬委員長 監査委員 現在に至る</p> <p><重要な兼職> 株式会社松屋 取締役会長兼取締役会議長 同氏は、2025年5月27日付で株式会社セブン&アイ・ホールディングスの社外取締役に就任する予定です。</p>

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

秋田氏は、株式会社松屋会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2017年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

上村達男 (1948年4月19日)	重任	社外	<p>1986年4月 専修大学法学部 教授 1990年4月 立教大学法学部 教授 1997年4月 早稲田大学法学部 教授 2002年4月 同 大学院法務研究科 教授併任 2003年6月 同 21世紀COE「企業法制と法創造」 総合研究所所長 2004年9月 同 法学学術院教授 2006年9月 同 法学学術院長・法学部長 2008年7月 同 グローバルCOE「企業法制と法創造」 総合研究所所長 2019年4月 同 名誉教授 現在に至る 2020年7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員 2023年2月 同 取締役 監査委員長 報酬委員 現在に至る</p> <p><重要な兼職> 松竹株式会社 社外取締役 ロート製薬株式会社 社外取締役</p>
----------------------	----	----	--

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

上村氏は、会社法等を研究する大学名誉教授としての幅広い知識と経験等に加え、上場企業の社外取締役を歴任するなど、法律の専門家として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2020年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 <重要な兼職>
<p>堀 切 功 章 (1951年9月2日)</p> <p>重任 社外</p> <p>【取締役在任期間】 4年 【取締役会出席状況】 12/12回</p>	<p>1974年 4月 キッコーマン醤油株式会社 (現キッコーマン株式会社) 入社</p> <p>2003年 6月 同 執行役員</p> <p>2006年 6月 同 常務執行役員</p> <p>2008年 6月 同 取締役常務執行役員</p> <p>2011年 6月 同 代表取締役専務執行役員</p> <p>2013年 6月 同 代表取締役社長CEO</p> <p>2021年 6月 同 代表取締役会長CEO</p> <p>2021年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員</p> <p>2023年 6月 キッコーマン株式会社 代表取締役会長 現在に至る</p> <p>2023年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員長 現在に至る</p> <p><重要な兼職> キッコーマン株式会社 代表取締役会長 長瀬産業株式会社 社外取締役</p>

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

堀切氏は、キッコーマン株式会社会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2021年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 <重要な兼職>
<p>佐々木 百合 (1967年5月26日)</p> <p>重任 社外</p> <p>【取締役在任期間】 3年 【取締役会出席状況】 12/12回</p>	<p>1998年 4月 高千穂商科大学(現高千穂大学) 商学部 助教授</p> <p>2001年 4月 明治学院大学経済学部 助教授</p> <p>2006年 4月 ワシントン大学 客員研究員</p> <p>2007年 4月 明治学院大学経済学部 教授 現在に至る</p> <p>2015年 11月 ワシントン大学 客員研究員</p> <p>2020年 4月 明治学院大学 経済学部長</p> <p>2022年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 監査委員 現在に至る</p> <p><重要な兼職> 明治学院大学経済学部 教授 三菱H C キャピタル株式会社 社外取締役</p>

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

佐々木氏は、国際金融等を研究する大学教授としての幅広い知識と経験等に加え、上場企業の社外取締役を務めるなど、国際金融の専門家として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2022年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 <重要な兼職>
<p>上田 輝久 (1957年5月14日)</p> <p>重任 社外</p> <p>【取締役在任期間】 2年</p> <p>【取締役会出席状況】 12/12回</p>	<p>1982年 4月 株式会社島津製作所入社 2007年 6月 同 執行役員 分析計測事業部副事業部長 2011年 6月 同 取締役 分析計測事業部長 2013年 6月 同 取締役 常務執行役員 分析計測事業部長 2014年 6月 同 取締役 専務執行役員 分析計測事業部長 2015年 6月 同 代表取締役社長 2022年 4月 同 代表取締役会長 現在に至る 2023年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 現在に至る</p> <p><重要な兼職> 株式会社島津製作所 代表取締役会長 同氏は、2025年6月27日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの社外取締役に就任する予定です。</p>

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

上田氏は、株式会社島津製作所会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2023年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】

上田氏が代表取締役会長を務めている株式会社島津製作所は、2022年9月、同社の子会社である島津メディカルシステムズ株式会社において、取引先である医療機関に設置したX線撮影装置の保守点検業務に関する不適切行為が行なわれていたことが判明したことを公表し、2023年2月に外部調査委員会からの原因分析および再発防止策等の提言に基づき、速やかに具体的な再発防止策を策定、実行することを公表いたしました。

<p>吉井 久美子 (1978年12月13日)</p> <p>重任 社外</p> <p>【取締役在任期間】 2年</p> <p>【取締役会出席状況】 12/12回</p>	<p>2001年 4月 中央青山監査法人入所 2007年 11月 最高裁判所司法研修所入所 2008年 12月 第一東京弁護士会登録 2009年 1月 TM I 総合法律事務所入所 2018年 12月 公認会計士登録 2020年 1月 TM I 総合法律事務所 カウンセル 2023年 1月 同 パートナー 現在に至る 2023年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員 現在に至る</p> <p><重要な兼職> 弁護士・公認会計士 TM I 総合法律事務所 パートナー 株式会社カウシェ 社外監査役</p>
---	--

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

吉井氏は、公認会計士としての幅広い知識と経験等に加え、TM I 総合法律事務所のパートナー（弁護士）を務めるなど、財務・会計および法律の専門家として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2023年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

(注) 1. 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職は、2025年5月9日現在であります。

2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・取締役候補者は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、取締役会の構成員として役割・責務を適切に果たしうる者を選考する。
- ・取締役候補者の選任にあたっては、「取締役候補者選任規程」に定める選任基準に基づき、取締役としての職務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。
- ・社外取締役候補者の選考にあたっては、社外取締役の独立性を確保するため、「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしていることを確認する。

4. 2025年7月2日付取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・2024年12月18日の指名委員会決議に基づき、「取締役の員数」は11人、「社外取締役・社内取締役の構成」については社外6人・社内5人とする。
- ・経営者としての経験、法律・金融経済・財務会計等の専門性、当社の業務に関する専門知識、在任年数など、取締役会を構成する取締役の多様性および知識・経験等のバランスを考慮するとともに、社内取締役については、当社の業務に関する専門知識等を有している者を取締役候補者として選任する。

5. 当社は、グローバルな保険事業会社の取締役会として十分な監督機能を発揮するにあたり、取締役に期待するスキル（知識、経験、専門分野）について指名委員会で審議したうえで、スキルマトリックスを策定しております。①～④は取締役による経営管理および執行役等の職務執行の監督にあたり期待される一般的なスキル、⑤～⑨は当社のコアとなる事業や経営戦略上の重要性をふまえ、取締役による助言・監督がより期待されるスキルとして設定しています。なお、これらは各取締役に特に期待するスキルであり、取締役の有するすべてのスキルを表すものではありません。

第78回定期総代会終了後の当社取締役（予定）のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏名	役職	スキル								
		①企業 経営	②金融・ 経済	③財務・ 会計・ 数理	④法務・ コンプライ アンス・リ スク管理	⑤人財 戦略	⑥IT・ デジタル (※1)	⑦サステイ ナビリティ (※2)	⑧国際 性	⑨保険 事業
根岸 秋男	取締役 会長	○	○	○	○	○		○		○
永島 英器	取締役 代表執行役 社長	○	○		○	○		○	○	○
中村 篤志	取締役 代表執行役 副社長	○	○		○	○		○		○
荒谷 雅夫	取締役	○	○	○				○	○	○
牧野 伸二	取締役	○	○	○	○			○	○	○
秋田 正紀	社外 取締役	○			○	○		○		
上村 達男	社外 取締役				○			○	○	
堀切 功章	社外 取締役	○			○	○		○	○	
佐々木 百合	社外 取締役		○					○	○	
上田 輝久	社外 取締役	○			○	○	○	○	○	
吉井 久美子	社外 取締役			○	○			○	○	

※1. IT・デジタル分野のスキルを有する社外委員を迎えることにより、取締役会内に「IT・デジタル委員会」を設置し、同分野における業務執行の監督を強化しております。

※2. 人権・職場環境、地球環境の保全、地域社会への貢献等に関するスキル・経験を「サステナビリティ」として特定しております。

6. 「社外取締役の独立性に関する基準」による当社からの独立性の確認状況は、以下のとおりであります。

・「社外取締役の独立性に関する基準」の確認状況

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
秋田正紀氏	○	○	○	○	○
上村達男氏	○	○	○	○	○
堀切功章氏	○	○	○	○	○
佐々木百合氏	○	○	○	○	○
上田輝久氏	○	○	○	○	○
吉井久美子氏	○	○	○	○	○

- ・「○」は以下の基準を満たしていることを確認している。
 - (1) 保険業法に定める社外取締役の要件を満たすこと
 - (2) 直近3会計年度以内に、当社に対し専門的サービスを提供し、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領していないこと
 - (3) 当社または当社の特定事業者の役員・部長等・支社長・法人部長の配偶者または3親等以内の親族でないこと
 - (4) 直近3会計年度以内に、当社年間収入保険料の2%を超える保険取引を有する会社（有価証券報告書上の連結子会社を含む）・団体の役職員等でないこと
 - (5) その総収入もしくは経常収益の2%を超える寄付金を当社より受領している団体の役職員等でないこと
- ・上記のとおり、各社外取締役候補者と当社との間に、「社外取締役の独立性に関する基準」で独立性の判断基準として記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、各社外取締役候補者について、当社からの独立性は確保されていると判断しております。

7. 当社は、保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、損害賠償請求により被保険者が被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。当該保険契約は、2025年7月に満期をむかえ、同様の内容で更新の予定です。

8. 当社と社外取締役との間では、保険業法第53条の33第1項に関する責任につき、1,000万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、6名の社外取締役候補者があらためて選任された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。

【第1号議案 附属資料】

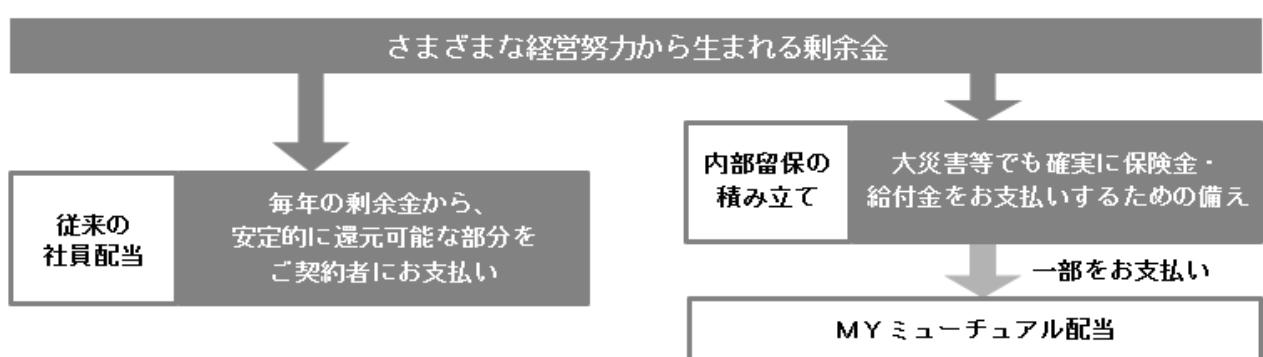
社員配当金の分配について

第1号議案でご審議いただく「2024年度剩余金処分案承認の件」に基づく2025年度社員配当金は次のとおりであります。

1. 社員（ご契約者）配当の仕組み

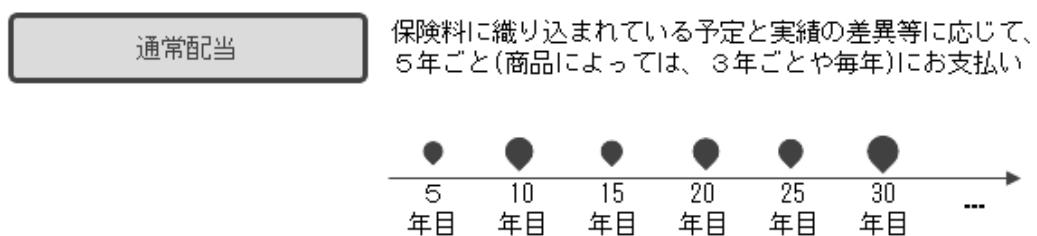
（1）個人保険・個人年金保険

- 当社の社員（ご契約者）配当は、「通常配当」および「MYミューチュアル配当」等により行ないます。
- 生命保険のご契約は長期間にわたるため将来の事象を正確に予測することは困難であることから、将来の保険金等のお支払いを確実に行なえるよう、ある程度の安全を見込んだ予定率を設定して保険料を算出しています。
- 「通常配当」は、この保険料に織り込まれている予定と、さまざまな経営努力の結果である実績との差異等により生じた剩余をもとに、安定的に還元可能な部分をお支払いする社員（ご契約者）配当です。
- 他方、当社は、運用環境の急激な変化や大地震・パンデミック等が発生した場合でも、将来の保険金等のお支払いを確実に行なうための財務の健全性、および成長のための投資財源を確保するため、剩余から内部留保を積み立てています。
- 「MYミューチュアル配当」は、その内部留保への貢献度に応じて、内部留保からお支払いする社員（ご契約者）配当です。



通常配当の仕組み

- 「通常配当」は、保険料に織り込まれている予定率に対応する利差配当・危険差配当・費差配当から構成され、5年ごと（保険種類によっては3年ごとや毎年）にお支払いします。



<通常配当の構成>

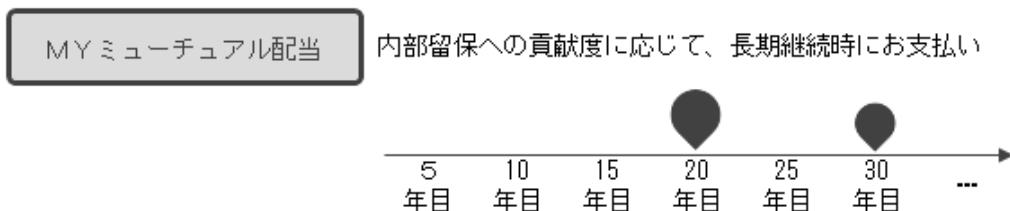
利差配当	運用収支の状況によりお支払いする配当
危険差配当	保険金・給付金等のお支払いの状況によりお支払いする配当
費差配当	事業費支出の状況によりお支払いする配当

- 「通常配当」の分配は、当年度の収支状況、将来にわたる財務の健全性の確保および各ご契約の総合的な剩余への貢献度等を勘案して配当率を設定し、その配当率に基づき行ないます。

- なお、利差配当については、配当基準利回り（実績相当の利回り）が保険料に織り込まれている予定利回りを下回るご契約の場合、マイナスになりますが、そのマイナス分はご契約（主契約＋特約）単位で危険差配当・費差配当と相殺します。この相殺後の金額がマイナスになった場合、お支払いする配当金額はゼロとしています。

MYミューチュアル配当の仕組み

- 「MYミューチュアル配当」は、内部留保からお支払いする社員（ご契約者）配当であり、内部留保に特に貢献する対象商品へのご加入から20年経過後の初めての年単位応当日にお支払いし、その後は10年経過ごとの年単位応当日にお支払いします。



- 「MY ミューチュアル配当」の対象商品は、以下の保障性商品としています。

種類	対象商品（注1）
総合保障・医療保険等	ベストスタイル（J r.）、メディカルスタイル F（J r.）、ライフアカウント L. A.、メディカルアカウント m. a.、明日のミカタ、元気のミカタ、明治安田のずっとよりそう終身医療保険、かんたん告知終身医療保険、循環器病 対策 P r o、明治安田のしっかりそなえるがん終身保険、いまから認知症保険（MC I プラス）、介護のささえ、明治安田のケガほけん、退職後終身医療保険、メディカルスタイル（J r.）、50歳からの終身医療保険、認知症ケア（MC I プラス）、一時金給付型終身医療保険、かんたん告知医療保険、MYどっく、MYどっくプラス、MYどっくプラス 2012、才色健美、医療のほけん
法人向け定期保険	「保障選択制」定期保険、新遞増定期保険、新定期保険 E、遞増定期保険 E、3年間災害保障型遞増定期保険、生活障害保障定期保険

(注 1) 2025 年 3 月 31 日時点の対象商品を記載しています。

- 「MY ミューチュアル配当」のお支払金額は、内部留保への貢献度に応じて毎年加算される「ミューチュアル・ポイント（注 2）」の累計に、当社の健全性の水準等に応じて設定される「ポイント単価（注 3）」を乗じて算定します。

$$\text{MY ミューチュアル配当} = \text{お支払金額} \times \text{ミューチュアル・ポイントの累計} \times \text{ポイント単価}$$

(注 2) 「ミューチュアル・ポイント」は、商品・会社の収益性が著しく低下した場合、該当年度の加算ポイントがゼロになる可能性があります。

(注 3) 「ポイント単価」は、当社の健全性が著しく悪化した場合、ゼロになる可能性があります。

(2) 団体保険

- 団体保険の社員（ご契約者）配当は、保険収支の状況等を勘案して配当率を設定し、その配当率に基づき行ないます。

(3) 団体年金保険

- ご契約に終期のない団体年金保険の社員（ご契約者）配当は、中長期的に安定した還元を実施する個人保険・個人年金保険とは異なり、毎期の運用実績を反映しつつ、健全性をふまえて還元しています。

- 団体年金保険の配当率は、毎年の団体年金資産区分の剰余の状況等をふまえ、当面の予定利率維持が可能となる所定のリスクコスト率を控除したうえで、健全性水準に応じて設定しています。

2. 社員（ご契約者）配当率（2025 年度）

○2024 年度決算においては、国内金利の上昇をふまえ、個人保険・個人年金保険のうち予定利率が低い平準払のご契約に対して、利差配当率を引き上げます。

○個人保険・個人年金保険の MY ミューチュアル配当については、経済価値ベースの健全性の水準をふまえ、ポイント単価をすえ置きます。なお、ミューチュアル・ポイントについては、2025 年度に総額約 4,172 万ポイント（前年度 +235 万ポイント）付与します。

○団体保険の配当については、保険収支の状況等を勘案し、配当率をすえ置きます。

○団体年金保険の配当については、団体年金資産区分の剩余の状況および健全性等をふまえ、利差配当率を引き上げます。

○設定した配当率の概要（注 4）は次のとおりになります。

（注 4） 配当率の詳細や具体的な計算方法等は「【参考】2024 年度決算に基づく 2025 年度社員（ご契約者）配当」をご参照ください。

個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

《ダイヤモンド保険ライフ、クオリスシリーズ、養老保険 等》

利差配当	配当率 引き上げ (注5)	<ul style="list-style-type: none">・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約（除く保障付積立保険）〕予定利率 0.55% 以下のご契約 : 0.90%予定利率 0.55% 超 1.3% 以下のご契約 : 0.50%予定利率 1.3% 超 1.65% 以下のご契約 : 0.15%予定利率 1.65% 超 2% 以下のご契約 : 1.50%（配当基準利回り）－予定利率予定利率 2% 超 3% 以下のご契約 : 1.35%（配当基準利回り）－予定利率予定利率 3% 超 4% 以下のご契約 : 1.10%（配当基準利回り）－予定利率予定利率 4% 超のご契約 : 0.70%（配当基準利回り）－予定利率
危険差配当	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none">・契約日や現在の年齢等に応じ、配当率を設定
費差配当	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none">・契約日や保険金額等に応じ、配当率を設定
MY ミューチュアル配当	ポイント 単価 すえ置き	<ul style="list-style-type: none">・MY ミューチュアル配当が 2025 年度中に支払われる契約について、当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を 300 円に設定

（注 5） 予定利率 0.55% 以下のご契約について、配当率を引き上げています。

個人保険・個人年金保険（3年ごと利差配当タイプ）

《ライフアカウントL. A. 等》

利差配当 (注6)	配当率 引き上げ (注8)	<ul style="list-style-type: none"> 契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約※〕 予定利率0.55%以下のご契約 : 0.75% 予定利率0.55%超1.3%以下のご契約 : 0.35% 予定利率1.3%超1.65%以下のご契約 : 0.00% 予定利率1.65%超2%以下のご契約 : 1.50%（配当基準利回り）－予定利率 予定利率2%超3%以下のご契約 : 1.35%（配当基準利回り）－予定利率 <p>※ 主契約部分の配当基準利回りは以下のとおり</p> <table border="0"> <tr> <td>2013年4月1日以前に締結したご契約</td><td>1.50%</td></tr> <tr> <td>2013年4月2日以後に締結したご契約</td><td>1.00%</td></tr> </table>	2013年4月1日以前に締結したご契約	1.50%	2013年4月2日以後に締結したご契約	1.00%
2013年4月1日以前に締結したご契約	1.50%					
2013年4月2日以後に締結したご契約	1.00%					
ハートフル 配当(注6) (注7)	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> 特約ごとに、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定 				
MYミュー チュアル 配当	ポイント 単価 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> MYミューチュアル配当が2025年度中に支払われる契約について、当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を300円に設定 				

(注6) 利差配当およびハートフル配当の割り振りを毎年行ないます。3年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

(注7) ハートフル配当は、利差配当では還元できない剰余（危険差）から還元を行なう配当であり、2007年度より割り振りを実施しています。

(注8) 予定利率0.55%以下のご契約について、配当率を引き上げています。

個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当タイプ）

《終身保険パイオニアE、ダイヤモンド保険ライフE、クオリスシリーズE 等》

利差配当 (注 9)	配当率 引き上げ (注 11)	<ul style="list-style-type: none"> 契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約（除く個人年金保険(2011)）〕 予定利率 0.55%以下のご契約 : 0.75% 予定利率 0.55%超 1.3%以下のご契約 : 0.35% 予定利率 1.3%超 1.65%以下のご契約 : 0.00% 予定利率 1.65%超 2%以下のご契約 : 1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率 予定利率 2%超 3%以下のご契約 : 1.35%（配当基準利回り）－ 予定利率
ハートフル 配当(注 9) (注 10)	配当率 さえ置き	<ul style="list-style-type: none"> 保険種類・特約ごとに、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定
MYミュー チュアル 配当	ポイント 単価 さえ置き	<ul style="list-style-type: none"> MYミューチュアル配当が 2025 年度中に支払われる契約について、 当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を 300 円に設定

(注 9) 利差配当およびハートフル配当の割り振りを毎年行ないます。5 年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

(注 10) ハートフル配当は、利差配当では還元できない剩余（危険差）から還元を行なう配当であり、2007 年度より割り振りを実施しています。

(注 11) 予定利率 0.55%以下のご契約について、配当率を引き上げています。

個人保険（5年ごと配当タイプ）

《ベストスタイル、明日のミカタ 等》

利差配当 (注 12)	配当率 引き上げ (注 13)	<ul style="list-style-type: none"> 契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約〕 予定利率 0.55%以下のご契約 : 0.75% 予定利率 0.55%超 1.3%以下のご契約 : 0.35% 予定利率 1.3%超 1.65%以下のご契約 : 0.00%
危険差配当 (注 12)	配当率 さえ置き	<ul style="list-style-type: none"> 保険種類・特約ごとに、年齢・性別等に応じ、配当率を設定
MYミュー チュアル 配当	ポイント 単価 さえ置き	<ul style="list-style-type: none"> MYミューチュアル配当が 2025 年度中に支払われる契約について、 当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を 300 円に設定

(注 12) 利差配当および危険差配当の割り振りを毎年行ないます。5 年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

(注 13) 予定利率 0.55%以下のご契約について、配当率を引き上げています。

団体保険

危険差配当	配当率 すえ置き	・団体の規模や保険種類等に応じ、配当率を設定
-------	-------------	------------------------

団体年金保険

商 品	実質の利回り（予定利率+利差配当率）	予定利率	利差配当率
予定利率が 0.75% の商品 《新企業年金保険、厚生年金基金保険 等》	0.89%	0.75%	0.14%
予定利率が 1.00% の商品（2025 年 3 月以前） 《新企業年金保険(02)（特則一般勘定部分）、 確定給付企業年金保険（特則一般勘定部分）》	1.06%	1.00%	0.06%
予定利率が 0.50% の商品（2025 年 4 月以降） 《新企業年金保険(02)（特則一般勘定部分）、 確定給付企業年金保険（特則一般勘定部分）》	0.79%	0.50%	0.29%
予定利率が 1.25% かつ解約時に一般勘定取崩 控除がある商品（2025 年 3 月以前） 《新企業年金保険(02)（除く特則一般勘定部分）、 厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険（除 く特則一般勘定部分）等》	1.25%	1.25%	0.00%
予定利率が 1.30% かつ解約時に一般勘定取り崩 し 控除がある商品（2025 年 4 月以降） 《新企業年金保険(02)（除く特則一般勘定部分）、 厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険（除 く特則一般勘定部分）等》	1.42%	1.30%	0.12%
予定利率が 1.25% かつ解約時に一般勘定取崩 控除がない商品 《拠出型企業年金保険(02)》	1.25%	1.25%	0.00%

3. 社員（ご契約者）配当例（2025年度）－個人保険・個人年金保険－

通常配当の金額例

[例1] 組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）の場合

- 40歳加入・全期掛・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,240万円（生活サポート終身年金特約 240万円、定期保険特約 1,000万円）
- 入院給付金日額 5,000円（新・入院特約）

<5年ごと配当タイプ>

(単位：円)

契約年度	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕（注14）	死亡契約（注15） 〔保険金+配当金〕	
				経過年数	
2024年度	1年	136,044	820	—	
2023年度	2年	136,044	1,400	—	
2022年度	3年	136,044	1,640	—	
2021年度	4年	136,044	1,980	—	
2020年度	5年	136,044	2,220	7,491	12,407,491
2019年度	6年	136,044	2,460	—	12,410,423
2018年度	7年	140,208	9,830	—	12,449,898
2017年度	8年	140,208	10,810	—	12,458,264
2016年度	9年	144,240	12,010	—	12,469,753
2015年度	10年	144,240	12,850	55,776	12,478,863

（注14）5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いします。

（注15）契約応当日直後の死亡の場合の金額（積立配当金を含む）です（以下、〔例2〕〔例3〕において同じ）。

[例2] 個人年金保険（年金かけはし）の場合

- 40歳加入・60歳年金開始・10年確定年金・男性・月掛（口座振替料率）
- 月掛保険料 2万円

<5年ごと利差配当タイプ>

(単位：円)

契約年度	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕（注16）	死亡契約（注17） 〔配当金〕	
				経過年数	
2024年度	1年	240,000	859	—	
2023年度	2年	240,000	2,580	—	
2022年度	3年	240,000	4,312	—	
2021年度	4年	240,000	6,052	—	
2020年度	5年	240,000	7,802	17,130	17,130
2019年度	6年	240,000	9,562	—	26,364
2018年度	7年	240,000	11,331	—	38,654
2017年度	8年	240,000	13,110	—	53,987
2016年度	9年	240,000	6,934	—	31,966
2015年度	10年	240,000	7,801	25,486	40,992

（注16）5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額（ハートフル配当を含む）の累計額をお支払いします。

（注17）別途、死亡時には、既払込保険料相当額を死亡給付金としてお支払いします。

[例3] 終身保険（終身保険パイオニアE、平準払）の場合

- 50歳加入・70歳払込完了・男性・月掛(口座振替料率)
- 死亡保険金 1,000万円

<5年ごと利差配当タイプ>

(単位：円)

契約年度 経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕(注18)	死亡契約 〔保険金+配当金〕	
2024年度 1年	533,880	1,700	—	10,001,700	
2023年度 2年	533,880	5,000	—	10,005,902	
2022年度 3年	533,880	8,400	—	10,011,807	
2021年度 4年	533,880	11,700	—	10,020,317	
2020年度 5年	533,880	15,100	33,036	10,033,036	
2019年度 6年	533,880	18,500	—	10,051,005	
2018年度 7年	545,760	24,800	—	10,085,632	
2017年度 8年	545,760	28,700	—	10,118,763	
2016年度 9年	482,880	14,900	—	10,069,064	
2015年度 10年	482,880	16,700	56,980	10,087,691	

(注18) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額（ハートフル配当を含む）の累計額をお支払いします。

MYミューチュアル配当の金額例

[例4] 利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A.）から転換した組立総合保障保険（ベストスタイル）の場合

- [転換前契約] 利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A. 10年更新型、契約通算特約付加）
- 40歳加入・男性・月掛(口座振替料率)
 - アカウント部分保険料 1,000円
 - 死亡保険金 定期保険特約 2,000万円+積立金（注19）
 - 入院給付金日額 5,000円

[転換後契約] 組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）

- 2015年度に[転換前契約]から転換
- 全期掛・男性・月掛(口座振替料率)
- 死亡保険金 2,180万円（生活サポート終身年金特約 180万円、定期保険特約 2,000万円）
- 入院給付金日額 10,000円

契約年度 (注20)	保険料(月掛)(注21) (単位:円)		ミューチュアル・ ポイントの累計(注22) (単位:ポイント)	MYミューチュアル 配当の金額 (単位:円)	
	経過年数	契約時			
2005年度	20年	10,215	28,080	454	136,200

(注19) アカウントの積立金相当額（災害死亡時には、積立金の1.1倍相当額）を死亡給付金としてお支払いします。

(注20) 転換前契約の契約年度です。

(注21) 転換後契約の保険料は、保険料充当特約による充当保険料を差し引く前の金額です。

(注22) 20年経過後の初めての年单位応当日に、ミューチュアル・ポイントの累計に当該年単位応当日時点のポイント単価を乗じた金額をお支払いします。

【参考】2024年度決算に基づく2025年度社員（ご契約者）配当

1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

(1) 通常配当

各契約の配当金は、主契約および特約ごとに計算した下記アからオの合計額。ただし、この合計額が負値の場合は零とします。なお、新養老保険および1998年4月2日以降締結の個人年金保険のうち一時払の契約については、零とします。

ア. 利差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額

(配当基準利回り - 予定利率) × 責任準備金

区分		配当基準利回り (%)
下記 以外の契約	予定利率が0.55%以下の主契約、特約	予定利率+0.90
	予定利率が0.55%超1.3%以下の主契約、特約	予定利率+0.50
	予定利率が1.3%超1.65%以下の主契約、特約	予定利率+0.15
	予定利率が1.65%超2.0%以下の主契約、特約	1.50
	予定利率が2.0%超3.0%以下の主契約、特約	1.35
	予定利率が3.0%超4.0%以下の主契約、特約	1.10
	予定利率が4.0%超の主契約、特約	0.70
一時払 安田の新・養老保険*	1995年9月9日以後2002年6月30日以前の契約	1.50
	2002年7月1日以後の契約	1.00
一時払 個人年金保険	1998年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.25
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前1.25開始後1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払 新・年金保険*	1998年5月6日以後2002年6月30日以前の契約	1.50
	2002年7月1日以後の契約	1.00
一時払終身保険（注1）	1998年7月2日以後の契約	予定利率と同じ
	1998年10月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払退職後終身保険（注2） 一時払退職後終身保険定期保険特約（注3）	1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.50
	2013年4月2日以後2015年7月1日以前の契約	1.00
	2015年7月2日以後2016年7月1日以前の契約	0.75
	2016年7月2日以後2017年1月1日以前の契約	0.35
	2017年1月2日以後の契約	0.25
一時払の養老買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.50
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.10
	2007年4月2日以後2008年4月1日以前の契約	1.50
	2008年4月2日以後2009年1月1日以前の契約	1.25
一時払の終身買増特約（注2）	1999年4月2日以後2012年1月1日以前の契約	1.50
一時払の年金買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.25
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前1.25開始後1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払変額個人年金保険のうち 右記の契約	2007年4月2日以後2009年9月1日以前に一般勘定に移行した 契約（年金開始前）	1.15
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に一般勘定に移行し た契約（年金開始前）	1.00
	2014年3月1日以後に一般勘定に移行した契約（年金開始前）	0.55
	年金開始後の契約	予定利率と同じ
移行特約（注3）（注4）	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.15
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	1.15
	2009年9月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.00
	2019年4月2日以後の契約	0.40
年金支払特約のうち右記の契約	2021年2月2日以後の契約	1.30
年金保険*のうち右記の契約	2013年4月2日以後の契約	1.50

* は安田生命保険相互会社のみの保険契約 (*) は安田生命保険相互会社の契約を含むことを意味する。以下同じ

(注1) 一時払の介護年金付終身保険、最終生存者終身保険のうち1999年4月2日以後の契約については1.50%

(注2) 一時払の最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約および払込期間満了後終身買増特約を含む

(注3) 移行特約とは、年金移行特約、介護保障移行特約、夫婦年金移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、個人年金保険介護保障付年金移行特約および個人年金保険夫婦介護保障付年金移行特約を指す。以下同じ

(注4) 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合を除く

なお、明治安田生命契約へ転換した契約については、転換振替額の計算に使用した利率から上表（ただし、上表中の「予定利率」を「転換振替額の計算に使用した利率」と読み替える）の率を差し引いた率に転換価格残額を乗じた額を利差配当から控除します。ただし、この差し引く額が負値の場合は零とします。

イ. 危険差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額

① 普通死亡に関する危険差配当

危険差配当率(注5) × 危険保険金(注6)

[危険保険金 10万円に対する危険差配当金の例]

(単位：円)

性別	現在年齢 (注7)	契 約 日								
		1969. 6. 1 ～ 1974. 5. 1	1974. 5. 2 ～ 1976. 3. 1	1976. 3. 2 ～ 1981. 4. 1	1981. 4. 2 ～ 1985. 4. 1	1985. 4. 2 ～ 1990. 4. 1	1990. 4. 2 ～ 1996. 4. 1	1996. 4. 2 ～ 2007. 4. 1 (注8)	2007. 4. 2 ～ 2019. 4. 1	2019. 4. 2 ～
男	20歳	-	-	-	-	-	4	56	26	1
	30	-	-	-	14	7	5	16	18	2
	40	147	68	16	10	6	36	28	3	3
	50	338	83	18	12	9	77	63	7	7
	60	876	201	91	34	28	307	119	18	18
	女	-	-	-	-	-	3	10	8	1
性	20	-	-	-	25	3	3	11	14	1
	30	-	-	-	34	7	3	18	11	2
	40	216	146	89	48	11	3	39	22	5
	50	519	281	136	98	21	3	119	29	10
	60	1,346	711	311						

また、主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金10万円に対して下表の金額を上記に加算します。

(単位：円)

現在年齢	性 別	
	男性	女性
20歳	1	1
30	1	1
40	6	4
50	11	8
60	21	8

(注5) 更新後の特約および更新時の内容変更制度により付加された養老買増特約・終身買増特約については零

(注6) 危険保険金は、（普通死亡保険金－責任準備金）。以下同じ

(注7) 配当計算の対象となる保険年度始の年齢。以下同じ

(注8) 1996年4月2日～2001年4月1日の安田生命保険相互会社契約の転換契約は、上表と異なる危険差配当率を別途適用

② 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険*、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障定期特約*、特定疾病保障終身特約*に関する危険差配当

危険差配当率(注9) × 危険保険金

[危険保険金 10万円に対する危険差配当金の例(注10)]

(単位：円)

現在年齢	契約日・性別		～2007. 4. 1		2007. 4. 2～	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	21	2	27	8		
30	6	6	18	13		
40	53	14	36	22		
50	146	43	64	48		
60	104	79	204	94		

また、主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金10万円に対して下表の金額を上記に加算します。

(単位：円)

現在年齢	性 別	
	男性	女性
20歳	1	1
30	1	1
40	6	4
50	11	8
60	21	8

(注9) 更新後の特約については零

(注10) 1996年4月2日～2001年4月1日の安田生命保険相互会社契約の転換契約は、上表と異なる危険差配当率を別途適用

③ 災害および疾病関係の配当

a. 配当が性別により異なるもの

主な特約	契約日	(単位:円)	
		男性	女性
災害割増特約 ^(*) (災害保険金100万円につき)	1976. 3. 2 ~ 1983. 4. 1	200	350
	1983. 4. 2 ~ 1990. 4. 1	100	150
	1990. 4. 2 ~	50	50
傷害特約 ^(*) (災害保険金100万円につき)	~ 1983. 4. 1	200	350
	1983. 4. 2 ~ 1990. 4. 1	100	150
	1990. 4. 2 ~	50	50
災害入院特約 ^(*) (災害入院給付金日額1,000円につき)	~ 1987. 4. 1	180	330
	1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	400	700
	2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	200	400
こども医療特約(基準保険金100万円につき)*	2011. 10. 2 ~	100	300
		850	700
		50	30

b. 配当が年齢により異なるもの(入院給付金日額1,000円につき)

主な特約	契約日	(単位:円)	
		現在年齢 ~49歳	50歳~
疾病入院特約(1976) *	1976. 3. 2 ~ 1981. 10. 1	0	0
疾病入院特約(1981) *	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	0	0
新・疾病入院特約*	1987. 4. 2 ~ 2001. 4. 1	900	1,250
疾病入院特約(2001) *	2001. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	500	1,550
	2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	300	550
	2011. 10. 2 ~	200	400
成人病入院特約(1976) *	~ 1981. 10. 1	0	0
成人病入院特約(1981) *	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	0	0
新・成人病入院特約*	1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	50	200
成人病入院特約(2001) *	2007. 4. 2 ~	60	300
女性専用医療特約*	~ 2007. 4. 1	150	300
女性専用医療特約(2001) *	2007. 4. 2 ~	150	300
長期入院保障特約*	1991. 11. 2 ~ 2000. 10. 1	90	410
新・長期入院特約*	2000. 10. 2 ~ 2001. 4. 1	90	410
長期入院特約(2001) *	2001. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	90	410
	2007. 4. 2 ~	30	150
短期入院特約*	2000. 10. 2 ~ 2002. 11. 1	60	220
新・短期入院特約*	2002. 11. 2 ~ 2007. 4. 1	60	220
	2007. 4. 2 ~	20	80

c. 配当が性別・年齢により異なるもの

主な特約	性別	契約日	(単位:円)	
			現在年齢 ~49歳	50歳~
入院保障特約(A)・(B)・(C) (基準入院給付金日額1,000円につき)	男性	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	480	280
		1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	1,300	1,650
		2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	500	750
		2011. 10. 2 ~	300	500
	女性	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	630	430
		1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	1,600	1,950
		2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	700	950
		2011. 10. 2 ~	500	700

d. 配当が性別・年齢によらないもの

(単位：円)

主な特約		金額
手術保障特約	(基準保険金額 10 万円につき)	0
新・手術特約	(基準給付金額 10 万円につき)	0
こども手術特約	(基準保険金額 10 万円につき)	20
歯科治療特約	(基準保険金額 10 万円につき)	800
女性医療特約	(基準入院給付金日額 1,000 円につき)	100
退院給付特約	(基準退院給付金額 1,000 円につき)	20
新退院給付特約	(基準退院給付金額 1,000 円につき)	20
レジャー保障特約	(基準傷害給付金日額 1,000 円につき)	100
総合傷害保障特約	(基準傷害給付金日額 1,000 円につき)	50

上表の額にさらに配当回数に応じて以下の率を乗じた額とします（注 11）。

配当回数	1～4 回目	5～9 回目	10 回目～
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後（注 12）	0.7	0.4	0.25

（注 11）主契約の保険期間が 1 年以下の安田生命保険相互会社契約の場合を除く

（注 12）更新後の支払対象特約は、入院保障特約(A)・(B)・(C)、災害入院特約、介護年金付終身保険入院保障特約、ファミリー保障特約、疾病入院特約（1976）*、同（1981）*、同（2001）*、新・疾病入院特約*、災害入院特約（1976）*、同（1981）*、新・災害入院特約*、家族疾病入院特約*、同（1981）*、同（2001）*、新・家族疾病入院特約*、家族災害入院特約（1976）*、同（1981）*、新・家族災害入院特約*

上記以外の更新後の特約については零

ウ. 費差配当

保険料払込中の契約について次の①および②の合計額

① 基本部分（主契約および特約ごとに計算する配当）

保険種類		金額
養老保険（注 13）	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 28.5 円以下
安田の新・養老保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 28.5 円以下
新種養老保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	24 円以上 55.5 円以下
生活設計保険	(死亡保険金 1 万円につき)	14 円以上 28.5 円以下
ダイヤモンド保険ゴールド（注 14）	(死亡保険金 1 万円につき)	16 円以上 26.2 円以下
オーダー設計の保険*	(死亡保険金 1 万円につき) 定期部分 (死亡保険金 1 万円につき) 養老部分	13.5 円以下 1.5 円以上 18.5 円以下
新種こども保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	2.8 円以上 31.4 円以下
個人定期保険（個人定期保険集団扱特約が付加されている場合を除く）（注 13）	(死亡保険金 1 万円につき)	1 円以上 13.5 円以下
新・定期保険（定期保険集団取扱特約が付加されている場合を除く）*	(死亡保険金 1 万円につき)	13.5 円以下
生存給付金付終身保険（注 14）	次の(1)および(2)の合計額 (1) 第 2 保険期間の死亡保険金 1 万円につき (2) 保険料 1 万円につき	1.75 円以上 19.5 円以下 150 円以下
終身保険	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 12 円以下
定期付終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	42.5 円以上 66.5 円以下
特種終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	65.5 円以上 76 円以下
新・終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 12 円以下
高齢者重度介護年金付終身保険	(死亡保険金 1 万円につき)	8 円
介護年金付終身保険	(保険料払込終了直前の死亡保険金 1 万円につき)	1.25 円以上
特別終身保険（重度介護年金型）*	(基本保険金 1 万円につき)	8 円
生存給付金付定期保険	(死亡保険金 1 万円につき)	1.471 円以上 8 円以下
祝金つき定期保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	4.5 円以下
新・祝金つき定期保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	0.2 円
最終生存者終身保険	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 4.5 円以下

保険種類	金額	
特定疾病保障定期保険 (死亡保険金1万円につき)	4.5円以下	
特定疾病保障終身保険* (死亡保険金1万円につき)	2.5円以上4.5円以下	
割増特約 (死亡保険金1万円につき)	18.5円	
定期保険特約 (死亡保険金1万円につき)	13.5円以下	
収入保障特約 (各年の換算保険金の平均値1万円につき)	1円以上2.5円以下	
通減定期保険特約 (各年の換算保険金の平均値1万円につき)	2.5円以下	
生存給付定期保険特約 (死亡保険金1万円につき)	1.3円以上4.5円以下	
祝金つき定期保険特約* (死亡保険金1万円につき)	1.225円以上2.17375円以下	
祝金つき定期保険特約(1999)* (死亡保険金1万円につき)	1円以下	
新生存給付定期保険特約 (死亡保険金1万円につき)	1.525円	
特定疾病保障定期保険特約 (死亡保険金1万円につき)	1.15円以下	
特定疾病保障終身保険特約* (死亡保険金1万円につき)	1.5円以上2.5円以下	
重度障害保障定期保険特約 (死亡保険金1万円につき)	1円	
養老買増特約 (死亡保険金1万円につき)	2.5円以上8円以下	
養老保険買増特約* (死亡保険金1万円につき)	2.5円以上8円以下	
終身買増特約 (死亡保険金1万円につき)	2.5円以上8円以下	
終身保険買増特約* (死亡保険金1万円につき)	1.5円以上8円以下	
重度介護給付組込定期保険特約* (死亡保険金1万円につき)	8円	
連生終身保険特約 (死亡保険金1万円につき)	2.5円以上4.5円以下	
最終生存者終身買増特約 (死亡保険金1万円につき)	2.5円以上4.5円以下	
ファミリー定期保険特約 (死亡保険金1万円につき)	13.5円以下	
個人年金保険 (1963年4月1日以後1974年8月1日以前締結のもの 年金月額100円につき)	18.5円	
	1.25円以上11.75円以下	
	(1979年5月26日以後締結のもの 年金原資1万円につき)	
年金買増特約 (年金原資1万円につき)	1.25円以上4円以下	
新・年金保険* (年金原資1万円につき)	0.375円以上3円以下	
新・年金保険(1994)* (個別月払営業保険料×払込年数 1万円につき)	4.5円以上7.5円以下	
教育資金付こども保険 (基準保険金1万円につき)	2.5円以上8円以下	
個人定期保険(個人定期保険集團取扱特約が付加 されている場合)(注13) (死亡保険金1万円につき)	2.5円以下	
定期保険集團取扱特約付新・定期保険* (死亡保険金1万円につき)	8円以下	
養育年金特約 (年金額1万円につき)	14.48円以上104.72円以下	
長期就業不能保障保険 (死亡保険金1万円につき)	1円	
長期就業不能保障保険無事故給付特約 (給付金1万円につき)	1.25円	

(注13) 2019年4月2日以後の契約については零

(注14) ダイヤモンド保険ゴールドおよび生存給付金付終身保険には、災害疾病関係配当を含む

なお、上記にかかわらず、配当回数が第1回目の費差配当率は零とします。

② 上乗せ部分(契約ごとに計算する配当)

主契約および特約の死亡保険金の合計が1,000万円以上の契約に対し、配当回数に応じて、保険金額の部分ごとに下表の率を乗じた額

(単位：%)

保険金額	配当回数	2~3回目	4~6回目	7~9回目	10回目~
2,000万円以下の部分		0.003	0.005	0.005	0.005
2,000万円超5,000万円以下の部分		0.003	0.020	0.025	0.030
5,000万円超の部分		0.003	0.020	0.020	0.020

- エ. 1981年4月1日以前に締結された契約で、延長定期保険に変更された契約について、生存保険金を上回る死亡保険金1万円につき10円の金額
- オ. 1974年から1976年の間に発売した疾病入院給付条項のある保険種類のうち、保険料払込中のものについて、被保険者の年齢および保険期間等に応じて入院給付金日額1,000円につき185円以下の金額

(2) MYミューチュアル配当

MYミューチュアル配当の対象商品（注15）について、ご契約いただいてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日（注16）が到来する契約に対して次の額

〔ミューチュアル・ポイント（注17）の累計× ポイント単価300円〕

（注15） MYミューチュアル配当の対象商品は次表のとおり

毎年配当タイプ	新通増定期保険（ただし払済保険に移行した契約は除く）
5年ごと利差配当付保険	介護終身年金保障保険（ただし一時払の契約は除く）、限定告知型医療保険、入院保険、医療保険、新医療保険、女性医療保険、新定期保険、通増定期保険（ただし払済保険に移行した契約は除く）
3年ごと利差配当付保険	利率変動型積立終身保険（第2保険期間に年金で支払う部分を除く）
5年ごと配当付保険	組立総合保障保険、終身入院保険、終身医療保険（解約返戻金抑制型）〔II型〕、限定告知型終身医療保険（解約返戻金抑制型）、がん終身保障保険（解約返戻金抑制型）、認知症終身保障保険（解約返戻金抑制型）、特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）、終身医療保険（解約返戻金抑制型）、保障選択定期保険（ただし払済保険に移行した契約は除く）、3年間灾害保障型通増定期保険（ただし払済保険に移行した契約は除く）、生活障害保障定期保険（ただし払済保険に移行した契約は除く）、終身医療保険（無解約返戻金型）、循環器病継続終身保障保険（無解約返戻金型）

（注16） 次表に該当する転換契約の場合、転換前契約の契約時から起算

転換前契約	転換後契約
3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険	
5年ごと配当付終身入院保険	5年ごと配当付組立総合保障保険
5年ごと利差配当付入院保険	
3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険	5年ごと配当付終身入院保険
5年ごと配当付組立総合保障保険	
3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険	5年ごと配当付終身医療保険 (無解約返戻金型)
5年ごと配当付終身入院保険	
5年ごと利差配当付入院保険	

（注17） ご契約商品の収益性を反映した内部留保への貢献度に応じて毎年加算するポイント

(3) その他

- ア. 1946年8月11日以後1955年3月31日以前に締結された契約

2025年度中に消滅する契約について、経過年数および保険料払込方法（回数）に応じて責任準備金に67.5%から200%までの率を乗じた金額

- イ. 1955年4月1日以後に締結された契約

零

2. 個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当付保険）

(1) 2025年度の割り振り額

2025年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アトイを計算して合算したもの。

ア. 利差配当

(配当基準利回り - 予定利率) × 責任準備金

区分		配当基準利回り (%)
下記以外 の契約	予定利率が0.55%以下の主契約、特約	予定利率+0.75
	予定利率が0.55%超1.3%以下の主契約、特約	予定利率+0.35
	予定利率が1.3%超1.65%以下の主契約、特約	予定利率と同じ
	予定利率が1.65%超2.0%以下の主契約、特約	1.50
	予定利率が2.0%超3.0%以下の主契約、特約	1.35
一時払 終身保険（注18）	1998年7月2日以後 1999年4月1日以前の契約	1.50
	1999年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 養老買増特約	1999年4月2日以後 2002年7月1日以前の契約	1.50
	2002年7月2日以後 2007年4月1日以前の契約	1.15
	2007年4月2日以後 2008年4月1日以前の契約	1.50
	2008年4月2日以後 2009年1月1日以前の契約	1.25
利率変動型一時払遅増終身保険、同（介護保障型）、同（2016） 利率変動型一時払定期支払金付終身保険		（注19） 予定利率と同じ
利率変動型一時払個人年金保険	年金開始前（注19）	予定利率と同じ
	2009年9月1日以前に年金開始日を繰下げた契約	1.25
	2009年9月2日以後、2014年2月28日以前に年金開始日を繰下げた 契約	1.00
	2014年3月1日以後に年金開始を繰下げた契約	0.55
	2009年9月1日以前に年金開始した契約	1.15
	2009年9月2日以後、2014年2月28日以前に年金開始した契約	1.00
	2014年3月1日以後に年金開始した契約	0.55
移行特約（注20）	1999年4月2日以後 2009年9月1日以前の契約	1.15
	2009年9月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.00
	2019年4月2日以後の契約	0.55
一時払 特別終身保険	2006年9月2日以後 2007年4月1日以前の契約	1.40
	2007年4月2日以後 2011年11月30日以前の契約	1.50
	2011年12月1日以後 第1保険期間が5年の契約	1.50
	2011年12月31日以前の契約 第1保険期間が10年の契約	予定利率と同じ
	2012年1月1日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 個人年金保険	2006年9月2日以後 2007年4月1日以前の契約	1.15
	2007年4月2日以後 2009年9月1日以前の契約	開始前 1.25 開始後 1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払 特別個人年金保険	2007年8月2日以後 2009年9月1日以前の契約	開始前 1.25 開始後 1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払部分（転換、頭金）*		1.50
一時払変額個人年金保険の 一般勘定部分（年金開始前）	2005年1月1日以後 2007年4月1日以前の契約	1.25
	2007年4月2日以後 2013年4月1日以前の契約	1.50
	2013年4月2日以後の契約	1.00

区分		配当基準利回り (%)
一時払変額個人年金保険の一般勘定部分（年金開始後）	2007年3月31日以前に年金開始した契約	1.00
	2007年4月1日以後2009年9月1日以前に年金開始した契約	1.15
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に年金開始した契約	1.00
	2014年3月1日以後に年金開始した契約	0.55
一時払変額個人年金保険（超過給付金型、ステップアップ型、超過給付金型[II型]および年金原資保証型2012）の一般勘定部分	2014年2月28日以前に据置期間開始または年金開始した契約	1.00
	2014年3月1日以後に据置期間開始または年金開始した契約	0.55
個人年金保険（2011）のうち保険料払込期間が5年の契約	2011年1月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.25
	2013年4月2日以後の契約	1.15
平準払 介護終身年金保障保険（年金開始後）	2012年9月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.65
	2013年4月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 介護終身年金保障保険	2012年9月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払特別養老保険（指定通貨建）		
利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）（円建終身保険移行後も含む）		
利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）[II型]（円建終身保険移行後も含む）		(注19)
利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）[A]		予定利率と同じ
利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）[B]		
利率変動型一時払特別終身保険（2年間死亡保障抑制型）		

(注18) 最終生存者終身保険、終身買増特約、最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約、および払込期間満了後終身買増特約のうち一時払で1999年4月2日以後2012年1月1日以前の契約の配当基準利回りは1.50%（2012年1月2日以降の取扱いは無し）

(注19) 予定利率は契約日（円建終身保険移行後は移行日）ごとに設定

(注20) 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合を除く

なお、明治安田生命契約へ転換した契約については、転換振替額の計算に使用した利率から上表（ただし、上表中の「予定利率」を「転換振替額の計算に使用した利率」と読み替える）の率を差し引いた率に転換価格残額を乗じた額を利差配当から控除します。ただし、この差し引く額が負値の場合は零とします。

イ. ハートフル配当

保険料比例の特別配当を実施

① 死亡保障のある保険種類

2025年度の割り振り額は対象の保険種類の主契約および特約（注21）に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率を乗じた額とします。年額保険料10万円に対するハートフル配当の例は以下（払込期間と保険期間が同一の場合（終身保険は80歳払込））。ただし、更新後の特約については零とします。

a. 2007年4月1日以前の契約

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保険種類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	300	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
30	300	400	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
40	300	400	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
50	1,900	1,700	4,700	3,700	12,600	9,500	7,700	5,100	11,800	7,500
60	4,100	5,100	8,700	14,000	24,200	18,000	14,900	8,700	22,300	11,500

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します（注22）。

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保険種類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	100	100	100	100	800	500	700	400	700	500
30	100	100	100	100	400	500	300	300	300	400
40	100	100	100	100	600	400	400	200	500	300
50	600	400	600	600	2,700	2,900	1,300	1,300	1,800	1,800
60	700	400	900	700	3,200	3,200	1,400	1,300	2,000	1,700

b. 2007年4月2日以後の契約（注23）

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保険種類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	200	600	300	1,200	700	900	800	1,200	1,000
30	300	200	600	300	1,200	800	900	800	1,200	1,000
40	300	200	600	300	1,200	1,300	900	800	1,200	1,000
50	400	200	1,000	500	4,100	2,400	2,900	1,400	2,900	1,400
60	900	200	4,000	800	11,300	3,900	6,400	2,000	6,800	1,700
	介護終身年金保障 保険（1倍型）		介護終身年金保障 保険（5倍型）		介護終身年金保障 保険（10倍型）					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
20	100	100	400	100	100	100				
30	100	100	400	100	100	100				
40	100	100	400	100	100	100				
50	200	100	400	200	100	100				
60	400	100	1,200	200	100	100				

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します（注22）（注23）。

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保険種類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	100	100	100	100	400	500	300	400	300	400
30	100	100	100	100	300	400	200	200	300	300
40	100	100	100	100	200	300	100	100	200	200
50	300	200	500	400	2,100	1,900	1,000	700	1,300	1,100
60	100	100	200	200	100	200	200	100	300	100
	介護終身年金保障 保険（1倍型）		介護終身年金保障 保険（5倍型）		介護終身年金保障 保険（10倍型）					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
20	100	100	100	100	100	100				
30	100	100	100	100	100	100				
40	100	100	100	100	100	100				
50	100	100	400	200	100	100				
60	100	100	100	100	100	100				

(注21) 対象外の保険種類は、通増定期保険、個人年金保険、特別個人年金保険、利率変動型一時払個人年金保険、個人年金保険（2011）、医療保険、新医療保険、女性医療保険、限定告知型医療保険、入院保険、こども保険、こども保険（2012）、一時払特別終身保険の第1保険期間、利率変動型一時払通増終身保険（含む介護保障型）・利率変動型一時払定期支払金付終身保険の第1保険期間（含む介護発生後の第2保険期間）、移行特約、延長定期保険の生存保険部分、変額個人年金保険、収入保障年金開始後、特別個人定期保険、介護一時金保障特約、軽度介護一時金保障特約、一時払特別養老保険（指定通貨建）、利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）（含む円建終身保険移行後）、利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）[A]、利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）[B]、利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）[II型]（含む円建終身保険移行後）、利率変動型一時払特別終身保険（2年間死亡保障抑制型）

(注22) 養育年金特約、ファミリー定期保険特約（子型）は対象外

(注23) 2019年4月2日以後の契約においては以下のとおり取り扱う

- (i) 「終身保険、養老保険等」において、終身保険・養老保険・新養老保険（いずれも一時払以外）、同保険から変更された払済保険については零
- (ii) 「定期保険等」において、終身保険・養老保険（いずれも一時払以外）が延長定期保険に変更された場合の死亡保障部分については零
- (iii) 「定期保険特約等」において、定期保険特約・収入保障特約・通減定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約については零
- (iv) 「介護終身年金保障保険（1倍型）」および「介護終身年金保障保険（5倍型）」については零

② 医療保険および医療関係特約

2025年度の割り振り額は対象の保険種類の主契約および特約（注24）に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率および配当回数等に応じた係数（注25）を乗じた額とします。年額保険料10万円に対するハートフル配当の例は以下（払込期間と保険期間が同一の場合）。

a. 2007年4月1日以前の契約

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保険種類									
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約		災害入院特約		ファミリー保障 特約		医療保険	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型	男性	女性	
20	31,500	40,100	21,300	27,200	32,100	51,300		33,800	13,200	16,900
30	22,600	27,500	17,300	21,900	32,100	51,300		34,300	12,000	15,400
40	15,700	18,800	15,800	19,900	32,100	51,300		31,200	11,200	14,600
50	19,000	21,200	21,300	24,500	32,100	51,300		27,400	15,600	18,400
60	13,600	15,400	14,300	16,400	32,100	51,300		19,200	10,900	12,800

b. 2007年4月2日以後、2011年10月1日以前の契約

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保険種類					
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約		災害入院特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	4,100	8,500	5,500	11,000	5,500	21,900
30	6,400	11,200	5,000	9,900	5,500	21,900
40	5,800	11,600	4,800	9,500	5,500	21,900
50	6,100	10,700	5,200	9,000	5,500	21,900
60	4,000	7,100	3,400	5,900	5,500	21,900
ファミリー保障特約		医療保険		新医療保険 女性医療保険		
妻型		男性	女性	男性	女性	
20	10,300		3,500	7,000	3,600	7,300
30	10,100		3,300	6,700	3,100	6,000
40	6,100		3,100	6,200	2,900	5,600
50	6,900		3,600	6,300	3,200	5,600
60	4,800		2,100	3,900	2,100	3,600

c. 2011年10月2日以後の契約

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保険種類	
	入院保険	
	男性	女性
20	1,900	1,900
30	1,900	1,900
40	1,900	1,900
50	1,900	1,900
60	1,900	1,900

(注 24) 対象の保険種類は、医療保険、新医療保険、女性医療保険、入院保障特約(A)・(B)・(C)、増額型入院保障特約、災害入院特約、入院特約、ファミリー保障特約（除く子型）、新・疾病入院特約*、疾病入院特約（2001）*、新・災害入院特約*、新・家族疾病入院特約（除く子型）*、家族疾病入院特約（2001）（除く子型）*、新・家族災害入院特約（除く子型）*、入院保険

(注 25) 配当回数に応じて以下のとおり

配当回数	1～4 回目	5～9 回目	10 回目～
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後	0.7	0.4	0.25

(2) 2025年度の割り振り累計額

2024年度の割り振り累計額を積立利率(0.20%)で付利し、2025年度の割り振り額を加えた金額を2025年度割り振り累計額とし、5年ごとの契約応当日が到来する契約（注26）に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

(注 26) 2025年度に5年ごとの契約応当日が到来する契約は、2000年度契約、2005年度契約、2010年度契約、2015年度契約および2020年度契約。なお、配当支払後の割り振り累計額は零（当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含む）

(3) MYミューチュアル配当

MYミューチュアル配当の対象商品（注15）について、ご契約いただいたてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日（注16）が到来する契約に対して次の額

マイミューチュアル・ポイント（注17）の累計× ポイント単価300円

3. 個人保険・個人年金保険（3年ごと利差配当付保険）

(1) 2025年度の割り振り額

2025年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アトイを計算して合算したもの

ア. 利差配当

(配当基準利回り - 予定利率) × 責任準備金

区分		配当基準利回り (%)
下記以外の契約	予定利率が 0.55% 以下の特約	予定利率+0.75
	予定利率が 0.55% 超 1.3% 以下の特約	予定利率+0.35
	予定利率が 1.3% 超 1.65% 以下の特約	予定利率と同じ
	予定利率が 1.65% 超 2.0% 以下の特約	1.50
	予定利率が 2.0% 超 3.0% 以下の特約	1.35
主契約	2000 年 5 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.50
	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.00
生活サポート特約 (年金開始後)	2004 年 2 月 1 日以後 2007 年 4 月 1 日以前の契約	1.25
	2007 年 4 月 2 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.40
	2013 年 4 月 2 日以後	1.30
新・生活サポート特約 (年金開始後)	2006 年 12 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.40
	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.30
生活サポート終身年金特約 (年金開始後)	2011 年 11 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.40
	2013 年 4 月 2 日以後 2019 年 4 月 1 日以前の契約	1.30
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	予定利率と同じ
生活サポート終身年金特約 (年金開始後)	2011 年 11 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.40
	2013 年 4 月 2 日以後 2019 年 4 月 1 日以前の契約	1.30
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	予定利率と同じ
一時払の介護保障定期保険 特約	2010 年 5 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以後の契約	1.50
	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.00
移行特約 (注 27)	2000 年 5 月 1 日以後 2009 年 9 月 1 日以前の契約	1.15
	2009 年 9 月 2 日以後 2019 年 4 月 1 日以前の契約	1.00
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	0.55

(注 27) 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は除く

イ. ハートフル配当

保険料比例の特別配当を実施

① 死亡保障のある保険種類

2025 年度の割り振り額は対象の特約 (注 28) に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率を乗じた額とします。年額保険料 10 万円に対するハートフル配当の例は以下 (払込期間と保険期間が同一の場合)。ただし、更新後の特約については零とします。

a. 2007 年 4 月 1 日以前の契約

(単位 : 円)

現在 年齢 (歳)	保険種類					
	定期保険 特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
30	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
40	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
50	12,600	9,500	7,700	5,100	11,800	7,500
60	24,200	18,000	14,900	8,700	22,300	11,500
	介護保障定期 保険特約等		生活サポート 特約		新・生活サポート 特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	1,700	1,500	3,200	6,800	1,900	8,100
20	1,700	1,500	3,100	4,500	2,100	5,000
30	1,700	1,500	5,800	7,200	3,600	7,700
40	14,600	8,700	12,300	13,800	9,100	14,900
50	29,400	14,700	18,000	18,000	13,000	17,700

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します（注29）。

（単位：円）

現在 年齢 (歳)	保険種類					
	定期保険 特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	800	500	700	400	700	500
30	400	500	300	300	300	400
40	600	400	400	200	500	300
50	2,700	2,900	1,300	1,300	1,800	1,800
60	3,200	3,200	1,400	1,300	2,000	1,700
	介護保障定期 保険特約等		生活サポート 特約		新・生活サポート 特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	400	700	400	700	500
30	300	400	300	400	300	400
40	500	300	500	300	500	300
50	2,300	2,300	2,000	2,000	2,100	2,000
60	2,500	2,400	2,100	1,900	2,100	1,900

b. 2007年4月2日以後の契約（下表の特約で経過3年以上（注30）が対象）

（単位：円）

現在 年齢 (歳)	保険種類							
	定期保険特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約		介護保障定期 保険特約等	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,200	700	900	800	1,200	1,000	1,500	900
30	1,200	800	900	800	1,200	1,000	1,500	900
40	1,200	1,300	900	800	1,200	1,000	1,500	1,000
50	4,100	2,400	2,900	1,400	2,900	1,400	3,400	2,000
60	11,300	3,900	6,400	2,000	6,800	1,700	8,200	2,100
	生活サポート特約		新・生活サポート 特約					
	男性	女性	男性	女性				
20	2,700	6,600	1,500	7,500				
30	2,600	6,600	1,700	4,500				
40	4,400	5,800	3,000	6,800				
50	7,300	9,700	5,300	11,200				
60	10,200	13,900	6,400	12,500				
	生活サポート終身年金特約							
	2017年4月1日以前の契約		2017年4月2日以後、 2019年4月1日以前の契約		2019年4月2日以後の契約			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,000	1,400	800	900	1,000	1,300		
30	1,700	2,200	1,500	1,900	1,000	1,600		
40	3,200	5,100	2,900	4,600	1,000	1,900		
50	5,700	5,300	5,000	4,600	2,300	2,600		
60	6,600	5,400	5,900	4,600	2,900	3,000		

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します（注29）（注30）。

（単位：円）

現在 年齢 (歳)	保険種類							
	定期保険特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約		介護保障定期 保険特約等	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	400	500	300	400	300	400	300	400
30	300	400	200	200	300	300	300	300
40	200	300	100	100	200	200	200	300
50	2,100	1,900	1,000	700	1,300	1,100	1,700	1,500
60	100	200	200	100	300	100	100	100
	生活サポート特約		新・生活サポート 特約		生活サポート 終身年金特約			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
20	200	300	400	400	100	100		
30	200	300	300	400	100	100		
40	200	200	200	300	100	100		
50	1,300	1,200	1,700	1,400	200	200		
60	300	100	100	100	100	100		

（注28） 対象外の保険種類は、移行特約、生活サポート年金・新・生活サポート年金・生活サポート終身年金の年金開始後、積立終身保険の第1保険期間、収入保障年金開始後、がん治療保障定期保険特約、女性特定がん保障定期保険特約

（注29） ファミリー定期保険特約（子型）は対象外

（注30） 配当年度（＝配当回数）で判断。なお、「定期保険特約等」における定期保険特約・収入保障特約・通減定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約および「生活サポート終身年金特約」は、2019年4月2日以後の契約については零

② 医療関係特約（先進医療保障特約以外）

2025年度の割り振り額は対象の特約（注31）に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率および配当回数等に応じた係数（注32）を乗じた額とします。年額保険料10万円に対するハートフル配当の例は以下（払込期間と保険期間が同一の場合）。

a. 2007年4月1日以前の契約

（単位：円）

現在 年齢 (歳)	保険種類							
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約等		災害入院特約		ファミリー保障特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型	
20	31,500	40,100	21,300	27,200	32,100	51,300		33,800
30	22,600	27,500	17,300	21,900	32,100	51,300		34,300
40	15,700	18,800	15,800	19,900	32,100	51,300		31,200
50	19,000	21,200	21,300	24,500	32,100	51,300		27,400
60	13,600	15,400	14,300	16,400	32,100	51,300		19,200

b. 2007年4月2日以後、2011年10月1日以前の契約

（単位：円）

現在 年齢 (歳)	保険種類							
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約等		新・入院特約		災害入院特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	4,100	8,500	5,500	11,000	11,500	12,900	5,500	21,900
30	6,400	11,200	5,000	9,900	10,100	11,600	5,500	21,900
40	5,800	11,600	4,800	9,500	9,000	10,400	5,500	21,900
50	6,100	10,700	5,200	9,000	9,200	9,200	5,500	21,900
60	4,000	7,100	3,400	5,900	6,300	6,400	5,500	21,900

c. 2011年10月2日以後の契約

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保険種類			
	新・入院特約 2014年6月1日以前の契約		新・入院特約 2014年6月2日以後の契約（注33）	
	男性	女性	男性	女性
20	7,600	8,700	4,700	4,100
30	7,500	8,400	4,400	3,400
40	7,700	8,600	4,000	3,800
50	11,100	13,200	12,700	11,500
60	8,300	9,700	8,300	8,600

(注31) 対象の保険種類は、入院保障特約(A)・(B)・(C)、増額型入院保障特約、災害入院特約、入院特約、3大疾病無制限入院特約、新・入院特約、ファミリー保障特約（除く子型）

(注32) 配当回数に応じて以下のとおり

配当回数	1～4回目	5～9回目	10回目～
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後	0.7	0.4	0.25

(注33) 2019年4月2日以後の契約については零

③ 先進医療保障特約

2025年度の割り振り額は年額に換算した保険料に配当率を乗じた額とします。年額保険料1万円に対するハートフル配当の例は以下。

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保険種類			
	先進医療保障特約 2019年4月1日以前の契約（注34）		先進医療保障特約 2019年4月2日以後の契約（注34）	
	男性	女性	男性	女性
20	3,370	2,850	2,810	3,680
30	3,370	2,850	2,720	3,640
40	3,270	3,230	3,410	3,770
50	4,040	4,560	4,850	5,450
60	5,260	5,580	5,700	6,670

(注34) 2018年6月1日以前、2022年1月2日以後の契約については零

(2) 2025年度の割り振り累計額

2024年度の割り振り累計額を積立利率(0.20%)で付利し、2025年度の割り振り額を加えた金額を2025年度割り振り累計額とし、3年ごとの契約応当日が到来する契約（注35）に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

(注35) 2025年度に3年ごとの契約応当日が到来する契約は、2001年度契約、2004年度契約、2007年度契約、2010年度契約および2013年度契約。

なお、配当支払後の割り振り累計額は零（当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含む）

(3) MYミューチュアル配当

MYミューチュアル配当の対象商品（注15）について、ご契約いただいたてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日（注16）が到来する契約に対して次の額

ミューチュアル・ポイント（注17）の累計×ポイント単価300円

4. 個人保険・個人年金保険（5年ごと配当付保険）

（1）2025年度の割り振り額

2025年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アトイを計算して合算したもの（注36）。

（注36）割り振りの対象となる保険種類は、終身入院保険、終身入院買増特約、定期保険特約、終身保険特約、介護終身年金給付特約、生活サポート定期保険特約、生活サポート終身年金特約、介護サポート終身年金特約、家計保障年金特約、3年間災害保障型通増定期保険（低解約返戻金型）、終身医療保険（解約返戻金抑制型）、生活障害保障定期保険、保障選択定期保険（生活障害保障型）、保障選択定期保険（がん保障型）、利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）、終身医療保険（解約返戻金抑制型）[II型]、認知症終身保障保険（解約返戻金抑制型）、認知症保障特約（無解約返戻金型）、認知症終身保障特約（解約返戻金抑制型）、軽度認知障害保障特約（無解約返戻金型）、軽度認知障害終身保険特約（解約返戻金抑制型）、早期発見・治療支援特約、重症化予防支援特約、利率変動型一時払特別終身保険、特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）、限定告知型終身医療保険（解約返戻金抑制型）、がん検診支援給付金付女性がん保障特約、がん終身保障保険（解約返戻金抑制型）、がん治療充実終身保障特約（解約返戻金抑制型）、特定自費診療がん薬物治療保障特約（無解約返戻金型）、特定自費診療がん薬物治療保障特約、終身入院特約、新・入院特約、先進医療保障特約、利率変動型一時払介護終身保険（指定通貨建）、終身医療保険（無解約返戻金型）、入院時手術終身保障特約（無解約返戻金型）、利率変動型個人年金保険、循環器病継続終身保障保険（無解約返戻金型）、循環器病継続保障特約、循環器病重症化予防終身支援特約（無解約返戻金型）、循環器病重症化予防支援特約、特定重度疾病継続終身保障特約（無解約返戻金型）、特定重度疾病継続保障特約、特定重度疾病重症化予防終身支援特約（無解約返戻金型）、特定重度疾病重症化予防支援特約、循環器病介護サポート終身年金特約（無解約返戻金型）

ア. 利差配当

（配当基準利回り - 予定利率）× 責任準備金

区分		配当基準利回り（%）
下記以外の契約	予定利率が0.55%以下の主契約、特約	予定利率+0.75
	予定利率が0.55%超1.3%以下の主契約、特約	予定利率+0.35
	予定利率が1.3%超1.65%以下の主契約、特約	予定利率と同じ
(充当)一時払の以下の特約 終身入院買増特約、定期保険特約、 終身保険特約、 介護終身年金給付特約	2009年7月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.50
	2013年4月2日以後の契約	1.00
	2009年7月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.65
平準払 介護終身年金給付特約 (年金開始後)	2013年4月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
	2011年11月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.40
	2013年4月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
平準払 生活サポート終身年金特約 (年金開始後)	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
	2011年11月1日以後 2013年4月1日以前の契約	年金開始前1.50 年金開始後1.40
	2013年4月2日以後の契約	1.00
一時払 生活サポート終身年金特約	2014年6月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
	利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）、利率変動型一時払特別終身保険	予定利率と同じ
利率変動型個人年金保険		※（注37）

（注37）利率変動型個人年金保険の配当基準利回りは、契約時から計算時までの各事業年度末の新契約予定利率の平均から、契約時の予定利率を控除した値（負値の場合は零）と、契約時の予定利率の合計値とする

イ. 危険差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額（注 38）

(注 38) 下表に記載のない保険種類は対象外

① 普通死亡に関する危険差配当

$$\boxed{\text{危険差配当率} \times \text{危険保険金}}$$

ただし、更新後の特約については零

〔危険保険金 10 万円に対する危険差配当金の例（保険年齢）〕

・満年齢方式による契約は、下記の表に所要の調整を行なう

a. 2017 年 4 月 1 日以前の契約

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保険種類			
	終身入院保険、定期保険特約、 終身保険特約、介護終身年金給付特約、 3 年間災害保障型遡増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	24	7	30	35
30	14	12	42	51
40	25	8	76	129
50	58	18	295	291
60	108	22	696	539
	生活サポート定期保険特約（注 39）			
	男性	女性		
20	15	20		
30	26	28		
40	58	84		
50	190	180		
60	425	315		

b. 2017年4月2日以後、2019年4月1日以前の契約

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保険種類			
	終身入院保険、定期保険特約、 終身保険特約、介護終身年金給付特約、 3年間災害保障型通増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	24	7	30	25
30	14	12	38	44
40	25	8	68	113
50	58	18	272	245
60	108	22	625	431
	生活サポート定期保険特約（注39）		生活障害保障定期保険（注39）	
	男性	女性	男性	女性
20	13	11	11	10
30	23	22	21	17
40	52	72	47	70
50	176	150	134	133
60	392	253	384	248

c. 2019年4月2日以後の契約（注40）

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保険種類			
	終身入院保険、定期保険特約、 終身保険特約、介護終身年金給付特約、 3年間災害保障型通増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	1	-	22	17
30	1	-	18	28
40	1	1	28	54
50	3	2	122	121
60	7	3	311	230
	生活サポート定期保険特約（注39）		生活障害保障定期保険（注39）	
	男性	女性	男性	女性
20	1	1	11	10
30	1	2	21	17
40	3	5	47	70
50	15	14	134	133
60	51	32	384	248
	保障選択定期保険（生活障害保障型）（注39）			
	男性	女性		
20	1	1		
30	1	2		
40	3	5		
50	15	14		
60	51	32		

（注39）満年齢方式による金額

（注40）2019年4月2日以後の契約のうち、定期保険特約・終身保険特約・生活サポート終身年金特約の一時払契約、
および介護終身年金給付特約・3年間災害保障型通増定期保険については、表bを適用

また、a.、b.およびc.について主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、危険保険金10万円に対して下表の金額を上記に加算します（ただし、生活障害保障保険および保障選択定期保険（生活障害保障型）は除きます）。

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	性別	
	男性	女性
20	1	1
30	2	1
40	3	2
50	1	2
60	4	1

② 災害および疾病に関する危険差配当

主契約・特約名	配当金額
終身入院保険、終身入院買増特約、 終身入院特約、新・入院特約（注 41）	契約日、性別、現在年齢および配当回数に応じて、基準入院給付金日額 1,000 円 について 26 円から 1,033 円までの額
先進医療保障特約（注 42）	契約日、性別および現在年齢に応じて、保険金額 1 円について 128 円から 5,265 円までの額

(注 41) 「終身入院特約」および「新・入院特約」において、2019 年 4 月 2 日以後の契約については零

(注 42) 2018 年 6 月 1 日以前、2022 年 1 月 2 日以後の契約については零

(2) 2025 年度の割り振り累計額

2024 年度の割り振り累計額を積立利率（0.20%）で付利し、2025 年度の割り振り額を加えた金額を 2025 年度割り振り累計額とし、5 年ごとの契約応当日が到来する契約（注 43）に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

(注 43) 2025 年度に 5 年ごとの契約応当日が到来する契約は、2010 年度、2015 年度契約および 2020 年度契約。なお、配当支払後の割り振り累計額は零とします（当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含みます）

(3) MY ミューチュアル配当

MY ミューチュアル配当の対象商品（注 15）について、ご契約いただいたから 20 年経過後および以後 10 年経過ごとの初めての契約応当日（注 16）が到来する契約に対して次の額

ミューチュアル・ポイント（注 17）の累計 × ポイント単価 300 円

5. 団体保険

(1) 団体定期保険、総合福祉団体定期保険、新・団体定期保険

下表の配当率 × 危険差益（注44）

（単位：%）

団体の被保険者数	保険種類	団体定期保険（注45）	新・団体定期保険（注45）
	総合福祉団体定期保険 [ヒューマングアリュー特約を含む] (注46)		
～ 24人		14	—
25～ 49		28	—
50～ 99		28	15
100～ 199		40	20
200～ 349		48	25
350～ 499		53	35
500～ 999		63	43
1,000～ 1,999		74	55
2,000～ 3,499		84	66
3,500～ 4,999		90	74
5,000～ 9,999		95	83
10,000～		97	90

（注44）無配当扱特約を付加した契約の危険差益については無配当部分を除く

（注45）団体定期保険に関し、基準加入率35%が未達となるものの所定の条件に該当する契約については、上記の配当率に0.25から0.95の係数を乗じたものを配当率とする。新・団体定期保険についても同様、上記の配当率に0から0.90の係数を乗じたものを配当率とする

（注46）総合福祉団体定期保険は団体の被保険者数が500人以上の場合、支払率（保険金支払額／純保険料）に応じ以下の率とする。ただし、2,000人未満の場合には支払率が安定していると認めた場合に限る

（単位：%）

団体の被保険者数	支 払 率			
	30%超 40%以下	20%超 30%以下	10%超 20%以下	10%以下
500～ 999	72.0	74.5	76.5	78.0
1,000～ 1,999	83.5	86.0	87.5	88.0
2,000～ 3,499	90.0	91.0	92.0	92.5
3,500～ 4,999	94.0	94.5	95.0	95.5
5,000～ 9,999	97.0	97.3	97.6	97.8
10,000～	98.0	98.3	98.5	98.7

(2) 団体信用生命保険、消費者信用団体生命保険

下表の配当率 × 危険差益

（単位：%）

団体の被保険者数	保険種類	団体信用生命保険のうち3大疾病保障特約、がん保障特約または引受条件緩和・割増保険料適用特約を付加しない部分	団体信用生命保険のうち3大疾病保障特約またはがん保障特約を付加した部分	団体信用生命保険のうち引受条件緩和・割増保険料適用特約を付加した部分	団体信用生命保険のうち上皮内新生物・皮膚がん保障特約またはがん先進医療保障特約
	消費者信用団体生命保険				
～ 24人		10	8	10	8
25～ 99		20	18	18	15
100～ 199		30	28	28	16
200～ 349		40	38	35	17
350～ 499		50	47	44	20
500～ 999		58	55	52	22
1,000～ 1,999		64	61	59	30
2,000～ 3,499		69	66	64	36
3,500～ 4,999		75	70	70	41
5,000～ 9,999		80	73	75	43
10,000～ 99,999		87	77	78	47
100,000～ 299,999		90	80	80	48
300,000～		97	85	85	50

(3) 団体定期保険年金払特約、総合福祉団体定期保険年金払特約、新・団体定期保険年金払特約

(配当基準利回り - 予定利率) × 責任準備金

ただし、負値の場合はこれを零とします。

区分	配当基準利回り (%)
予定利率が 2%以下の契約	1.50
予定利率が 2%超 3%以下の契約	1.35
予定利率が 3%超 4%以下の契約	1.10
予定利率が 4%超の契約	0.70

(4) 団体終身保険（個人扱被保険者）

一時払退職後終身保険に準じます。

(5) 心身障害者扶養者生命保険

次のアおよびイの合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。

ア. 利差配当

(配当基準利回り - 予定利率) × 経過責任準備金

配当基準利回り : 1.50%

イ. 危険差配当

危険差益の場合 : 危険差損益 × 0.95

危険差損の場合 : 危険差損益 × 1.00

6. 団体年金保険

団体年金保険の利差配当率は、主としてインカムゲインからなる基本部分と、主としてキャピタルゲインからなる時価変動部分について各々算出し、合算します。(一方の利回りがマイナスの場合でも、もう一方の利回りとは相殺しません。)

(1) 厚生年金基金保険、厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険、国民年金基金保険

次のアの額。ただし、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行ないます。さらに、有期利率保証特約については零とします。

ア. 利差配当

(下表の率 - 予定利率) × 経過責任準備金

(単位 : %)

商品	率 [予定利率 + 利差配当率]
厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険(除く特則一般勘定部分) (予定利率 1.25% 解約時に一般勘定取崩控除あり)	2025年3月以前 1.25
厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険(除く特則一般勘定部分) (予定利率 1.30% 解約時に一般勘定取崩控除あり)	2025年4月以降 1.42
確定給付企業年金保険の特則一般勘定部分(予定利率 1.00%)	2025年3月以前 1.06
確定給付企業年金保険の特則一般勘定部分(予定利率 0.50%)	2025年4月以降 0.79
厚生年金基金保険、国民年金基金保険(予定利率 0.75%)	0.75

(2) 企業年金保険、新企業年金保険、新企業年金保険(02)

次のアからウの合計額。ただし、アとイの合計額が負値の場合は、その合計額を零とします。なお、企業年金保険については所要の調整を行ないます。また、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行ないます。

ア. 利差配当

(下表の率 - 予定利率) × 経過責任準備金

(単位 : %)

商品	率 [予定利率 + 利差配当率]
新企業年金保険(02)(除く特則一般勘定部分) (予定利率 1.25% 解約時に一般勘定取崩控除があり)	2025年3月以前 1.25
新企業年金保険(02)(除く特則一般勘定部分) (予定利率 1.30% 解約時に一般勘定取崩控除があり)	2025年4月以降 1.42
新企業年金保険(02)の特則一般勘定部分(予定利率 1.00%)	2025年3月以前 1.06
新企業年金保険(02)の特則一般勘定部分(予定利率 0.50%)	2025年4月以降 0.79
企業年金保険、新企業年金保険(予定利率 0.75%)	0.89

イ. 責任準備金関係配当

予定責任準備金から実際責任準備金を差し引いた額

ウ. 危険差配当

遺族年金特約を付加した契約について、**(下表の率 × 危険差益)**

(単位：%)

団体の被保険者数	率
～ 99 人	50
100 ～ 199	60
200 ～ 299	70
300 ～ 499	80
500 ～ 999	90
1,000 ～	95

(3) 抛出型企業年金保険 (02)

次のアからウの合計額。ただし、アトイの合計額が負値の場合は、その合計額を零とします。なお、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行ないます。

ア. 利差配当

(下表の率－予定利率) × 経過責任準備金

(単位：%)

商 品	率 [予定利率+利差配当率]
拠出型企業年金保険 (02) (予定利率 1.25 %)	1.25

イ. 責任準備金関係配当

予定責任準備金から実際責任準備金を差し引いた額

ウ. 危険差配当

上記 (2) ウに同じ

(4) 団体生存保険、新団体生存保険

次のアおよびイの合計額。ただし、この合計額が負値の場合は零とします。

ア. 利差配当

(下表の率－予定利率) × 経過責任準備金

(単位：%)

商 品	率 [予定利率+利差配当率]
団体生存保険、新団体生存保険 (予定利率 0.75 %)	0.89

イ. 危険差配当

危険差益の場合：危険差損益×0.95

危険差損の場合：危険差損益×1.00

(5) 予定利率変動型確定拠出年金保険

零

7. 財形保険・財形年金保険

零

8. 医療保障保険

(1) 医療保障保険（個人型）

次のアおよびイの合計額

ア. 普通死亡部分に対する配当

$$\boxed{\text{危険差配当率} [\text{普通死亡部分}] \times \text{死亡保険金}}$$

危険差配当率〔普通死亡部分〕は死亡保険金 10 万円につき、被保険者の現在年齢に応じて 5 円から 220 円までの額

イ. 入院給付部分に対する配当

$$\boxed{\text{危険差配当率} [\text{入院給付部分}] \times \text{入院給付金日額}}$$

危険差配当率〔入院給付部分〕は入院給付金日額 1,000 円につき、被保険者の性別、現在年齢、および配当回数に応じて 250 円から 1,330 円までの額

(2) 医療保障保険（団体型）

$$\boxed{\text{下表の率} \times \text{危険差益}}$$

(単位：%)

団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率
～ 49 人	25	350 ～ 499 人	45	3,500 ～ 4,999 人	65
50 ～ 99	30	500 ～ 999	50	5,000 ～	70
100 ～ 199	35	1,000 ～ 1,999	55		
200 ～ 349	40	2,000 ～ 3,499	60		

(3) 団体がん保障保険

$$\boxed{\text{下表の率} \times \text{危険差益}}$$

(単位：%)

団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率
～ 24 人	8	350 ～ 499 人	26	3,500 ～ 4,999 人	45
25 ～ 99	11	500 ～ 999	29	5,000 ～ 9,999	47
100 ～ 199	15	1,000 ～ 1,999	36	10,000 ～	50
200 ～ 349	22	2,000 ～ 3,499	42		

9. 就業不能保障保険

(1) 長期就業不能保障保険および長期就業不能保障保険無事故給付特約

次のアからウの合計額。ただし、合計額が負値の場合は零とします。

ア. 利差配当

「1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における利差配当に同じ

イ. 危険差配当

「1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における危険差配当に同じ

ウ. 費差配当

「1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における費差配当に同じ

(2) 団体就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

(単位：%)

団体の被保険者数	率
50 ～ 99 人	10
100 ～ 349	15
350 ～ 999	20
1,000 ～ 1,999	25
2,000 ～	30

(3) 団体信用就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

(単位：%)

団体の被保険者数	率
～ 399 人	15
400 ～ 1,999	20
2,000 ～ 4,999	25
5,000 ～ 9,999	30
10,000 ～ 99,999	35
100,000 ～	50

(4) 団体総合就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

(単位：%)

団体の被保険者数	率
～ 24 人	5
25 ～ 99	10
100 ～ 199	15
200 ～ 299	20
300 ～ 499	25
500 ～ 999	30
1,000 ～ 1,999	35
2,000 ～ 3,499	40
3,500 ～ 9,999	45
10,000 ～	50